

三次市障害者計画

第3期障害者福祉計画及び

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画



令和3年3月

三次市

目次

第1章 総則	1
第1節 計画の策定及び推進について	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 本計画における障害の定義	2
4 計画の期間	2
5 障害者施策に関する法改正等の動き	2
6 障害福祉計画及び障害児福祉計画における国の基本指針のポイント	4
7 計画の策定体制	5
8 計画の推進体制	6
第2節 データから見る障害者を取り巻く現状	7
1 障害者及び障害児の状況	7
2 障害福祉サービス等の状況	16
3 障害のある人向けアンケート調査結果	30
4 市民向けアンケート調査結果	38
5 障害のある人向けと市民向けアンケートの比較	44
6 障害福祉サービス等事業者調査結果	46
7 成年後見制度利用支援等に関するアンケート調査結果	48
8 アンケート及び調査結果のまとめ	49
第2章 第3期障害者福祉計画	51
第1節 計画の基本理念と施策体系	51
1 基本理念とめざす将来像	51
2 基本目標	52
3 計画の施策体系	53
第2節 施策の推進に向けて	54
基本施策1 共生のまちづくりの推進	54
基本施策2 支援組織及び相談支援体制の充実	58
基本施策3 地域生活支援体制の充実	62
基本施策4 就労支援の充実	70
基本施策5 切れ目のない支援の充実	73
第3節 主な取組	77
基本施策1 共生のまちづくりの推進	77
基本施策2 支援組織及び相談支援体制の充実	79
基本施策3 地域生活支援体制の充実	81
基本施策4 就労支援の充実	86
基本施策5 切れ目のない支援の充実	88
第3章 第6期障害福祉計画	91
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	91
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	92
3 地域生活支援拠点等の有する機能の充実	92
4 福祉施設から一般就労への移行等	93
5 相談支援体制の充実・強化等	94
6 障害福祉サービス等の質の向上	95
7 障害福祉サービス等における見込み量の設定	96
第4章 第2期障害児福祉計画	102
1 障害児支援の提供体制の整備等	102
2 発達障害児に対する支援	102
3 障害福祉サービス等における見込み量の設定	103
資料編	104

第1章 総則

第1節 計画の策定及び推進について

1 計画の目的

三次市障害者計画（以下、「本計画」といいます。）は、障害のある人一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心して自分らしく自立した生活を送ることができる地域社会の実現のために、本市における障害福祉施策の基本的な方向性を定め、必要な施策を着実に推進していくことを目的として策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく障害者福祉計画及び「障害者総合支援法」第88条に基づく障害福祉計画並びに「児童福祉法」第33条の20に基づく障害児福祉計画として策定するものです。

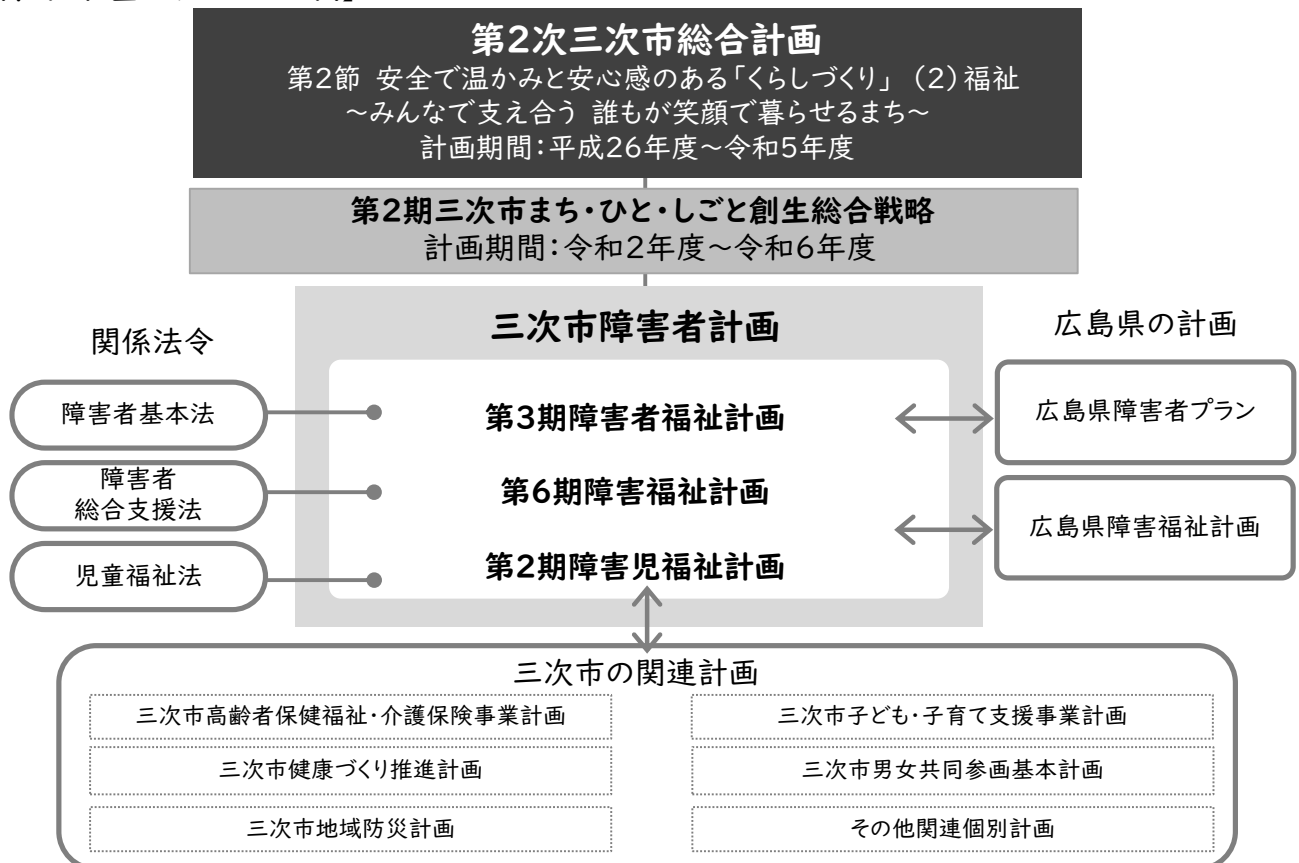
本市においては、障害者施策の総合的な展開を図るため、これら3つの計画を一体的に策定することとし、この計画名を「三次市障害者計画」とするものです。

併せて、「障害者福祉計画」については、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画としても位置づけるとともに、「障害児福祉計画」については、「三次市子どもの未来応援宣言」の分野別計画として位置づけます。

また、本計画は、本市の最上位計画である「三次市総合計画」や「三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合のとれた計画とするとともに、関連計画である「三次市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「三次市子ども・子育て支援事業計画」等と連携をしながら障害者施策を推進するものとします。

さらに、「広島県障害者プラン」及び、「広島県障害福祉計画」との整合性を図るものとします。

【計画の位置づけのイメージ図】



3 本計画における障害の定義

本計画における「障害」とは、認定されている身体障害、知的障害、精神障害だけでなく、発達障害、高次脳機能障害^{※1}、難病等により、継続的に日常生活または社会生活において相当な制限を受ける状態を含むものとしてします。

4 計画の期間

「第3期障害者福祉計画」の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とし、必要に応じて中間年に見直しを行うものとしてします。

「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間としてします。

【計画期間の図】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者福祉計画	第3期障害者福祉計画					
障害福祉計画	第6期障害福祉計画					
障害児福祉計画	第2期障害児福祉計画					

5 障害者施策に関する法改正等の動き

年	法改正等の内容
H23	<p>障害者基本法 一部改正（同年施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者権利条約への批准に向け、障害者への障害を理由とした差別の禁止、また合理的配慮の提供など条約の趣旨を反映 <p>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」といいます。） 成立（平成24年施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者への虐待の通報義務、虐待を受けた障害者に対する保護について規定 「障害者虐待防止センター」設置について規定
H24	<p>障害者総合支援法 成立（平成25年施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来の「障害者自立支援法」を改正・改称。 従来の「障害程度区分」を「障害支援区分」に改定 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標や地域生活支援事業の実施事項についての障害福祉計画の策定について規定
H25	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」といいます。）一部改正（平成28年施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務 精神障害者の法定雇用率の算定基礎の導入 <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 一部改正（平成26年施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止 医療保護入院における入院手続き等の見直し <p>障害者差別解消法 成立（平成28年施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止 行政機関及び民間事業者の責務について明記 差別を解消するための支援措置等について規定

¹ 交通事故や転倒などにより脳の一部分が損傷を受けることで生じた、記憶・意思・感情など高度な脳の機能障害のことをいいます。

年	法改正等の内容
H26	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（以下、「難病法」といいます。）成立（平成27年施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 難病の患者に対する医療費助成に関する法定化 難病相談支援センターの設置, 訪問介護の拡充について規定 <p>障害者権利条約 批准</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者基本法改正をはじめとする各法令の整備を経て批准 「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な共有を促進し, 保護し, 及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」が目的
H28	<p>児童福祉法 一部改正（平成29年施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠期からの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置について規定 市町村において障害児福祉計画の策定を規定 児童等に対する必要な支援を行うための拠点整備について規定 <p>障害者総合支援法 一部改正（平成30年施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立生活援助, 就労定着支援のサービスを創設 障害児の居宅訪問型発達支援サービスを創設 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定） 医療的ケアを要する障害児に対する支援 <p>発達障害者支援法 一部改正（同年施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達障害の定義について規定 市町村の責務として相談体制の整備を行う
R元	<p>障害者雇用促進法 一部改正（令和2年施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主に対する給付制度の創設 障害者雇用に関する優良事業主の認定制度 障害者活躍推進計画の策定について規定
R2	<p>高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「交通バリアフリー法」といいます。）一部改正（令和3年完全施行予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化 国民に向けた広報啓発の取組推進

6 障害福祉計画及び障害児福祉計画における国の基本指針のポイント

国においては、以下の項目を第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定にあたり、基本指針見直しのポイントと成果目標を設定しています。

【国基本指針見直しの主なポイント】

• 地域における生活の維持及び継続の推進
• 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
• 相談支援体制の充実強化等
• 障害福祉人材の確保
• 福祉施設から一般就労への移行等
• 発達障害者等支援の一層の充実
• 障害者の社会参加を支える取組
• 「地域共生社会」の実現に向けた取組
• 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
• 障害福祉サービス等の質の向上

【国基本指針における成果目標（計画期間が終了する令和5年度末の目標）】

① 施設入所者の地域生活への移行	地域移行者数：R元年度末施設入所者の6%以上
	施設入所者数：R元年度末の1.6%以上削減
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上（H30年時点の上位10の都道府県の水準）（新）
	精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人（H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減）
	退院率：3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上（H30年時点の上位10の都道府県の水準）
③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討
④ 福祉施設から一般就労への移行等	一般就労への移行者数：R元年度の1.27倍
	うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍
	就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用
	就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上
⑤ 障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
	難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保
	保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
	医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（一部新）
⑥ 相談支援体制の充実・強化等	各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実強化に向けた体制を確保
⑦ 障害福祉サービス等の質の向上	各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

※色の付いた所は、新たに設定された項目となります。

※国の基本指針となるため、一部都道府県のみにも適用される項目も含まれています。

7 計画の策定体制

(1) 計画案の検討・審議

- 三次市障害者計画策定審議会(三次市障害者支援協議会)
保健福祉,就労対策及び医療関係者,障害者及びその家族等で構成される審議会を設置し,計画策定に向けて幅広い審議・検討を行いました。
- 三次市障害者計画策定委員会
副市長以下,関係する部長級の職員による委員会を設置し,計画内容の審議・検討を行いました。
- 三次市障害者計画策定ワーキンググループ会議
関係課の職員等によるワーキンググループ会議を設置し,計画策定にかかわる調査,分析等を行い内容の検討を行いました。

(2) 障害のある人向けアンケート調査の実施

障害のある人の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識,意向などを把握し,計画策定や施策推進に役立てることを目的としてアンケート調査を実施し,障害者手帳(身体・療育・精神)所持者のうち,532人から回答がありました。

(3) 市民向けアンケート調査の実施

市民の福祉に関する意識,意向などを把握し,計画策定や施策推進に役立てることを目的としてアンケート調査を実施し,本市にお住まいの18歳以上の人,516人から回答がありました。

(4) 障害福祉サービス等事業者調査の実施

障害福祉サービスの利用実態や今後の障害者施策に対する意向などを把握し,計画策定や施策推進に役立てることを目的として,市内で障害福祉サービス事業等を展開している事業者に対して調査を実施し,18法人から回答がありました。

(5) 成年後見制度利用支援等に関するアンケート調査の実施

市内の高齢者及び障害者の相談支援に関わる事業所における権利擁護の状況や課題について把握し,成年後見制度の利用支援等に向けた今後の協議や取組等の参考にすることを目的として,市内で障害者,高齢者の相談支援を行っている事業所及び障害者や高齢者が入所されている施設に対して調査を実施し,76事業所から回答がありました。

(6) パブリック・コメントの実施

市民の計画策定への参加の機会を確保することを目的に,計画案の内容等を広く公表し意見を募集するパブリック・コメントを令和3年1月13日から2月1日まで実施し,2通,5件のご意見がありました。

8 計画の推進体制

(1) 計画の総合的な推進体制

①関係所管・市民・関係団体等の連携と協働

計画の推進体制にあたっては、障害者施策が保健・福祉・医療・教育・まちづくり・防災等の広範囲にわたることから、事務局である社会福祉課を中心に進捗管理を行うとともに、市の関係所管の情報共有と連携を強化することで全庁的な推進体制を確保します。

併せて、行政と市民・障害者関係団体・サービス事業者等の連携・協働を促進することで、市全体で障害者の地域生活を支援する体制を整えていきます。

②障害者支援協議会・障害者支援ネットワーク連絡会議

障害者団体や各種関係機関の代表者等で構成される三次市障害者支援協議会に対し、計画の進捗状況等を毎年度報告し、意見を求めるとともに、地域ネットワークの構築、社会資源の開発等の地域で支えるシステムづくりに関する協議・検討を行い、効果的な計画の推進に取り組みます。

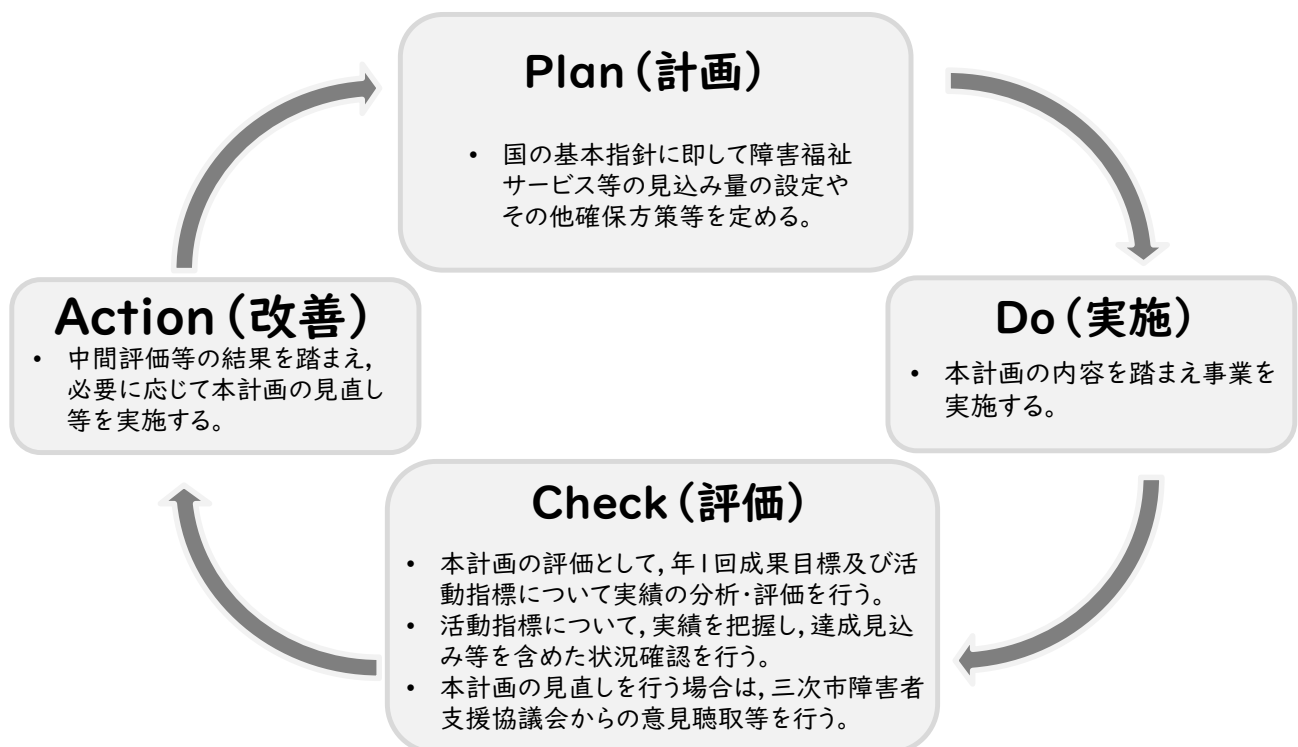
また、地域資源の活用・開発等に関する課題や実情を把握するため、障害者支援ネットワーク連絡会議（相談支援部会、地域生活支援部会、就労支援部会、療育・発達支援部会、差別解消支援部会）を開催し、充実した三次市障害者支援協議会の運営に努めます。

(2) 計画の点検・評価

計画の達成状況や施策の効果を検証するため、各年度において、この計画の推進に関わるサービスの提供量等の実績の取りまとめを行うとともに、PDCAサイクルに基づき、点検・評価を行います。

また、必要に応じて障害者本人や家族、関係団体、サービス事業者等の声を把握する機会を設けます。

【計画の点検・評価を行うためのPDCAサイクル図】



(3) コンプライアンスの重視

障害福祉サービス事業者や各種関係機関に対し、障害者基本法及び関連法律を遵守し、適切な運営に資するよう社会福祉法人や事業所等への行政による指導・監督等の強化に努めます。

第2節 データから見る障害者を取り巻く現状

1 障害者及び障害児の状況

(1) 障害者の状況

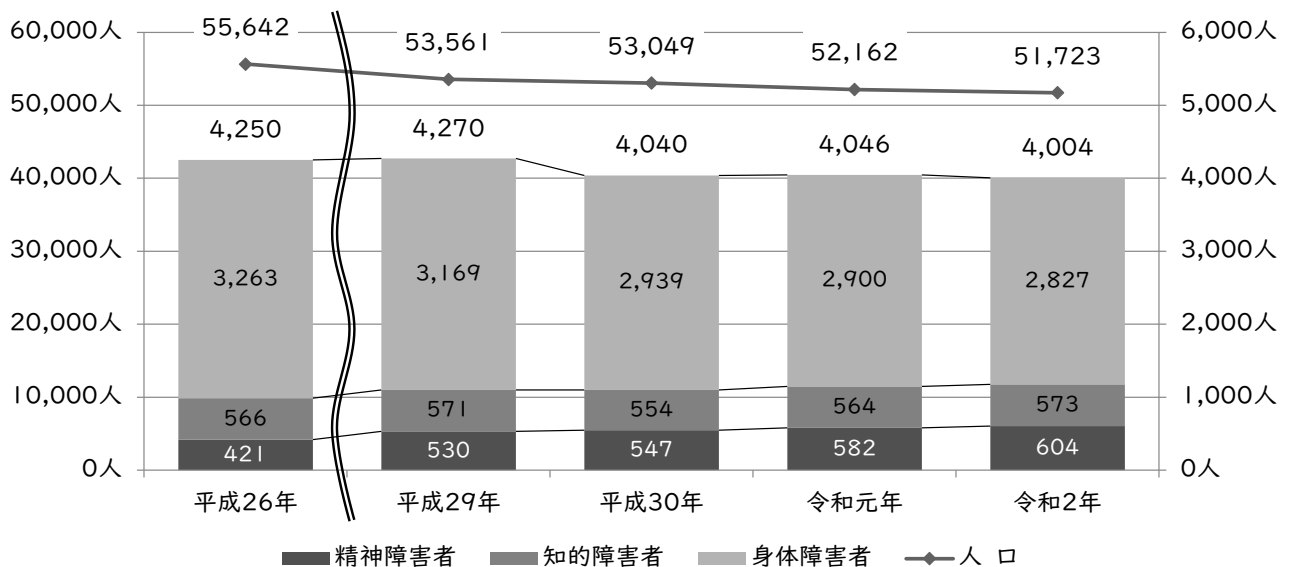
①人口と障害者の推移

- 総人口は減少傾向にある中で、身体障害者は減少傾向、知的障害者は横ばい、精神障害者は増加傾向にあります。令和2年現在で、本市の約13人に1人が障害者手帳所持者となっています。
- 障害者手帳所持者の合計は減少傾向にありますが、総人口比で見ると横ばいになっています。

各年3月末現在(単位:人)

区分	平成26年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	55,642	53,561	53,049	52,162	51,723
身体障害者	3,263	3,169	2,939	2,900	2,827
総人口比	5.9%	5.9%	5.5%	5.6%	5.5%
知的障害者	566	571	554	564	573
総人口比	1.0%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%
精神障害者	421	530	547	582	604
総人口比	0.8%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%
合計	4,250	4,270	4,040	4,046	4,004
総人口比	7.6%	8.0%	7.6%	7.8%	7.7%

※障害者手帳を複数所持している人がおられるため、合計は障害者実数とは一致しません。

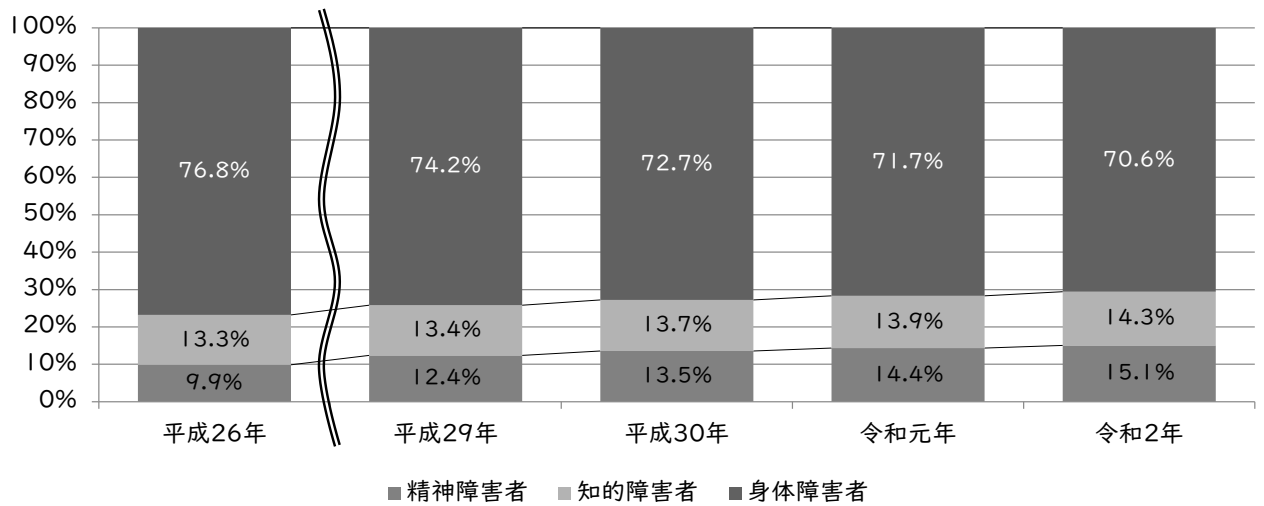


②障害者構成比

■ 身体障害者の割合が減少し、知的障害者及び精神障害者の割合が増加しています。

各年3月末現在

区分	平成26年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
身体障害者	76.8%	74.2%	72.7%	71.7%	70.6%
知的障害者	13.3%	13.4%	13.7%	13.9%	14.3%
精神障害者	9.9%	12.4%	13.5%	14.4%	15.1%



(2) 各障害別の状況

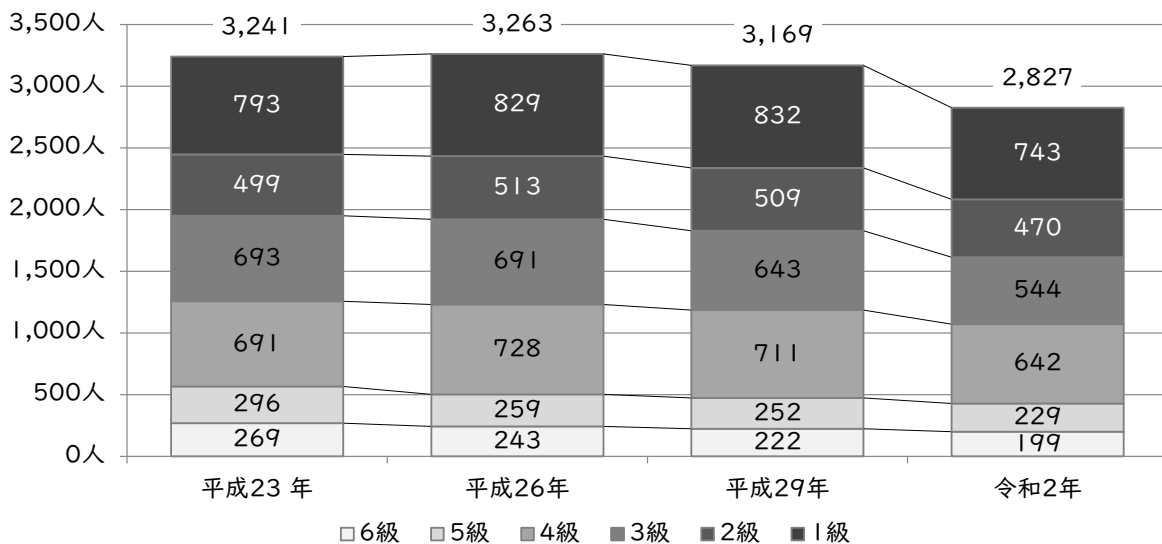
① 身体障害者の推移

- 身体障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、障害の程度が重い1級及び2級の割合が増加し、6級の割合は減少している傾向にあります。

身体障害者手帳所持者の推移

各年3月末現在(単位:人)

区分	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年
1級	793	829	832	743
割合	24.5%	25.4%	26.3%	26.3%
2級	499	513	509	470
割合	15.4%	15.7%	16.1%	16.6%
3級	693	691	643	544
割合	21.4%	21.2%	20.3%	19.2%
4級	691	728	711	642
割合	21.3%	22.3%	22.4%	22.7%
5級	296	259	252	229
割合	9.1%	7.9%	8.0%	8.1%
6級	269	243	222	199
割合	8.3%	7.4%	7.0%	7.0%
合計	3,241	3,263	3,169	2,827



身体障害者手帳障害者・児別所持者の推移

各年3月末現在(単位:人)

区分	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年
18歳未満	42	46	36	31
18歳以上	3,199	3,217	3,133	2,796
合計	3,241	3,263	3,169	2,827

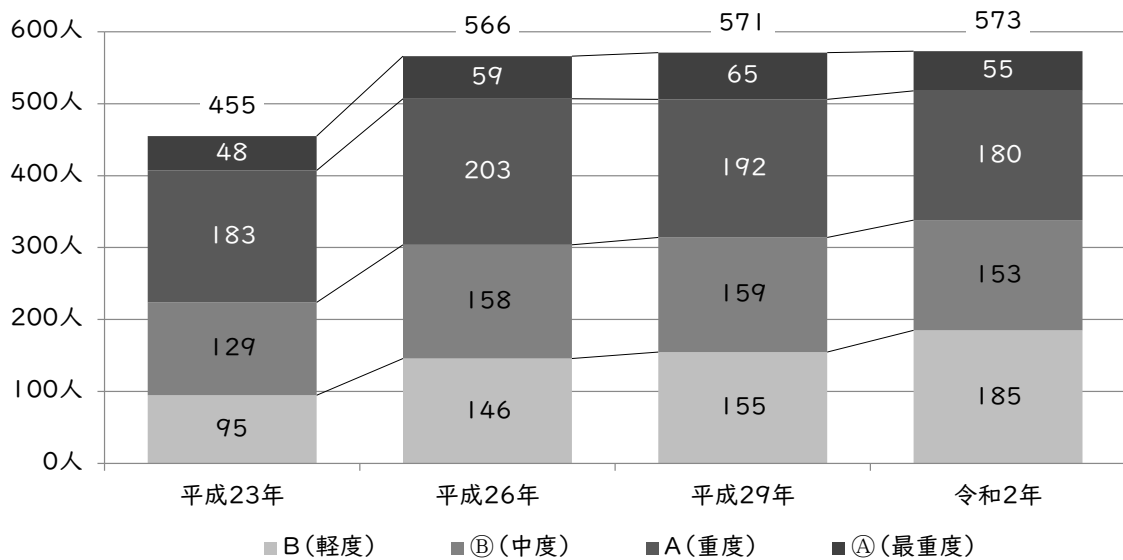
②知的障害者の推移

- 療育手帳所持者数は増加傾向にあり、B(軽度)の割合が増加しています。また、18歳以上の所持者が増加傾向にあります。

療育手帳所持者の推移

各年3月末現在(単位:人)

区分	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年
④(最重度)	48	59	65	55
割合	10.5%	10.4%	11.4%	9.6%
A(重度)	183	203	192	180
割合	40.2%	35.9%	33.6%	31.4%
③(中度)	129	158	159	153
割合	28.4%	27.9%	27.8%	26.7%
B(軽度)	95	146	155	185
割合	20.9%	25.8%	27.1%	32.3%
合計	455	566	571	573



療育手帳障害者・児別所持者の推移

各年3月末現在(単位:人)

区分	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年
18歳未満	135	146	133	122
18歳以上	320	420	438	451
合計	455	566	571	573

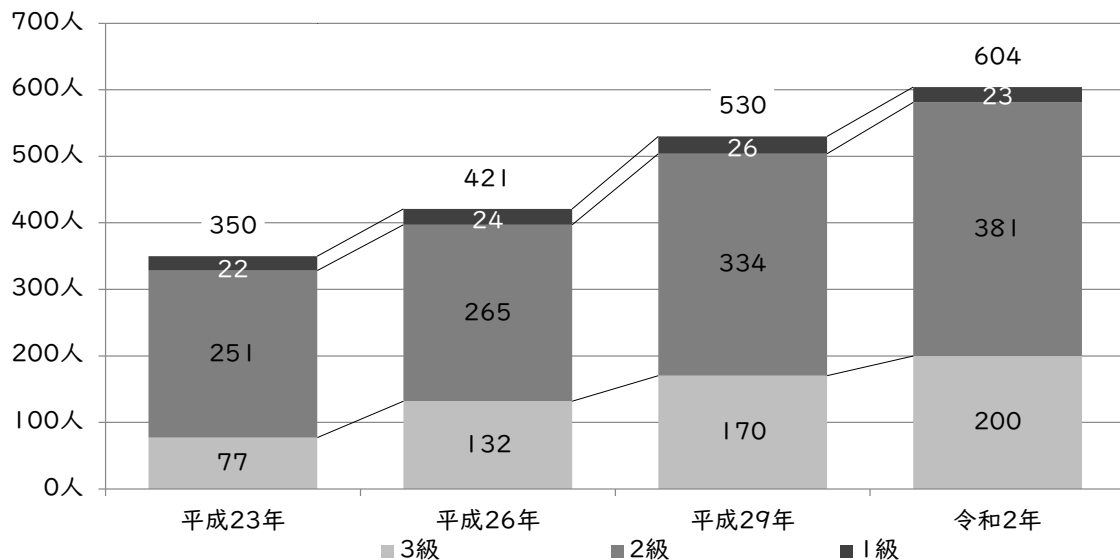
③精神障害者の推移

- 精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、手帳所持者の中では障害の程度が軽い3級の割合が増加しています。また、18歳以上の所持者が増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

各年3月末現在(単位:人)

区分	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年
1級	22	24	26	23
割合	6.3%	5.7%	4.9%	3.8%
2級	251	265	334	381
割合	71.7%	62.9%	63.0%	63.1%
3級	77	132	170	200
割合	22.0%	31.4%	32.1%	33.1%
合計	350	421	530	604



精神障害者保健福祉手帳障害者・児別所持者の推移

各年3月末現在(単位:人)

区分	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年
18歳未満	7	14	15	12
18歳以上	343	407	515	592
合計	350	421	530	604

④自立支援医療(精神通院)受給者の推移

- 精神疾患に掛かる医療費負担を軽減する自立支援医療の受給者は近年大きく増加しています。

各年3月末現在(単位:人)

区分	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年
受給者数	529	555	687	805

⑤指定難病患者数等の推移

- 国に指定された難病の患者数は近年増加しています。

各年3月末現在(単位:人)

区分	平成26年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
指定難病	365	361	355	379	395

(3) 障害児の状況

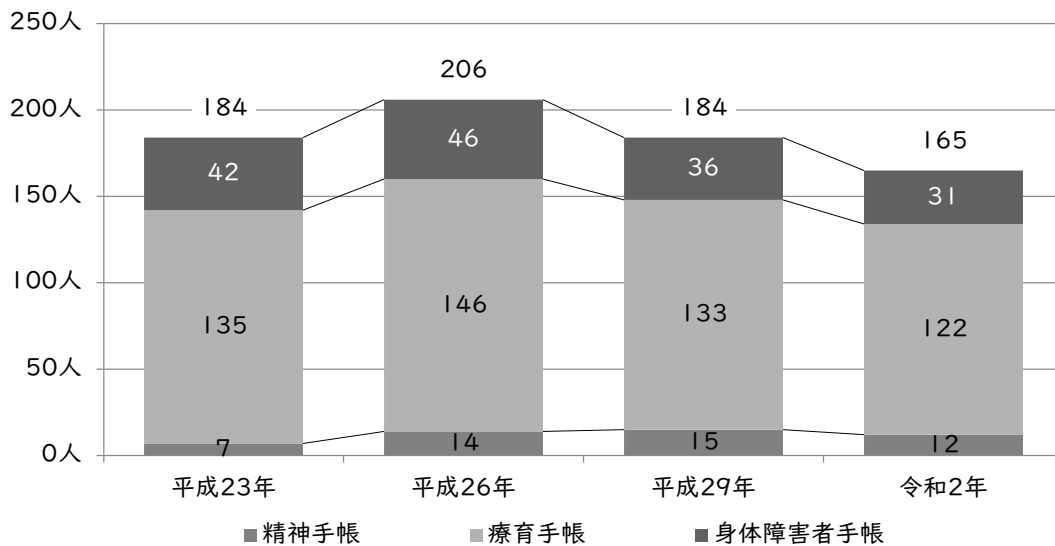
①人口と障害児の推移

- 18歳未満の人口は減少傾向にあり、障害者手帳所持者数については、平成26年から減少傾向にあります。

各年3月末現在(単位:人)

区分	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年
18歳未満の人口	9,030	8,507	8,040	7,532
身体障害	42	46	36	31
人口比	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%
知的障害	135	146	133	122
人口比	1.5%	1.7%	1.7%	1.6%
精神障害	7	14	15	12
人口比	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%
合計	184	206	184	165
人口比	2.0%	2.4%	2.3%	2.2%

※障害者手帳を複数所持している人がおられるため、合計は障害児総数とは一致しません。



②こども発達支援センターを利用する児童の推移

- こども発達支援センターの利用児童数は増加傾向にあります。令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により相談件数が減少しています。

(単位:人,件)

区分	平成26年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
教室通所者数	52	56	82	95	87
相談件数	175	244	278	387	85

※令和2年度は4月~9月実績

③特別支援学級の児童・生徒の推移

■ 小学校において、特別支援学級に通う児童が増加しており、自閉症・情緒障害の児童が増加しています。

各年度5月1日現在(単位:学校数[校],学級数[クラス],在籍者数[人])

区分	小学校						中学校					
	学校数		学級数		在籍者数		学校数		学級数		在籍者数	
	H29	R2	H29	R2	H29	R2	H29	R2	H29	R2	H29	R2
知的障害	12	13	12	13	30	32	5	6	5	6	16	14
肢体不自由	1	-	1	-	2	-	-	1	-	1	-	1
病弱・身体虚弱	1	1	1	1	1	1	1	-	1	-	1	-
弱視	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
難聴	2	1	2	1	2	1	-	1	-	1	-	1
言語障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自閉症・情緒障害	8	12	8	13	13	37	8	7	8	7	13	12
合計	24	27	24	28	48	71	14	15	14	15	30	28

※合計は延数

④通常学級における特別な支援が必要とみられる児童・生徒の推移

■ 小学校において、特別な支援が必要とみられる児童の人数と割合が増加しています。

(単位:人)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	人数	141	162	137	170	173	176
	割合	5.1%	6.0%	5.2%	6.4%	6.5%	6.9%
中学校	人数	46	41	43	32	38	39
	割合	3.3%	2.9%	3.1%	2.3%	2.9%	3.2%
全体	人数	187	203	180	202	211	215
	割合	4.5%	6.4%	4.5%	6.2%	5.3%	5.7%

⑤ 県立庄原特別支援学校在籍児童・生徒の推移

- 平成30年度から高等部の在籍者数が増加しています。
- 高等部においての就労体験等の作業学習により、一般就労へとつながっています。

三次市在住の児童・生徒数

各年度5月1日現在(単位:人)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
在籍者数	総数	41	41	40	49	49	52
	小学部	14	14	10	9	9	12
	中学部	5	8	10	12	14	12
	高等部	22	20	20	28	26	28

三次市在住の児童・生徒の通学状況

各年度5月1日現在(単位:人)

区分	自宅から		施設から	
	平成29年度	令和2年度	平成29年度	令和2年度
小学部	10	10	1	2
中学部	10	12	2	0
高等部	20	26	3	5
合計	40	48	6	7

進路状況

(単位:人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般就労	5	3	6	12	7	11
生活介護	4	2	5	0	3	0
就労継続A型	2	0	0	0	1	1
就労継続B型	3	6	3	4	2	10
就労移行支援	2	0	0	1	1	0
自立訓練	0	0	0	0	0	0
日中一時支援	0	1	0	0	0	0
地域活動支援	0	1	0	0	0	0
日中活動 (療養介護)	0	0	0	0	2	0
進学	0	0	0	0	1	0
合計	16	13	14	17	17	22

※令和2年度は見込み

(4) 障害者雇用の状況

① 障害者の実雇用率の推移

- 障害のある人の実雇用率は、平成28年より0.3ポイント上昇し、広島県や全国より上昇幅が大きくなっています。

各年6月1日現在

区分	平成28年	令和元年
三次公共職業安定所管内	2.07%	2.37%
広島県	1.99%	2.18%
全国	1.92%	2.11%

② 障害者実雇用率の法定雇用率達成事業者の割合の推移

- 障害者雇用促進法による法定雇用率を達成している事業者は、平成30年4月1日から法定雇用率が2.0%から2.2%に上がったため、平成28年より5.8ポイント減少しています。なお、法定雇用率が2.0%だった場合は従業員50人以上の事業者には義務がありましたが、2.2%の場合は従業員45.5人以上の事業者には義務が課せられます。
- 令和3年3月1日から法定雇用率が2.3%となり、従業員43.5人以上の事業者には義務が課せられることとなります。

各年6月1日現在

区分	平成28年	令和元年
三次公共職業安定所管内	69.2%	63.4%
広島県	48.2%	48.1%
全国	48.8%	48.0%

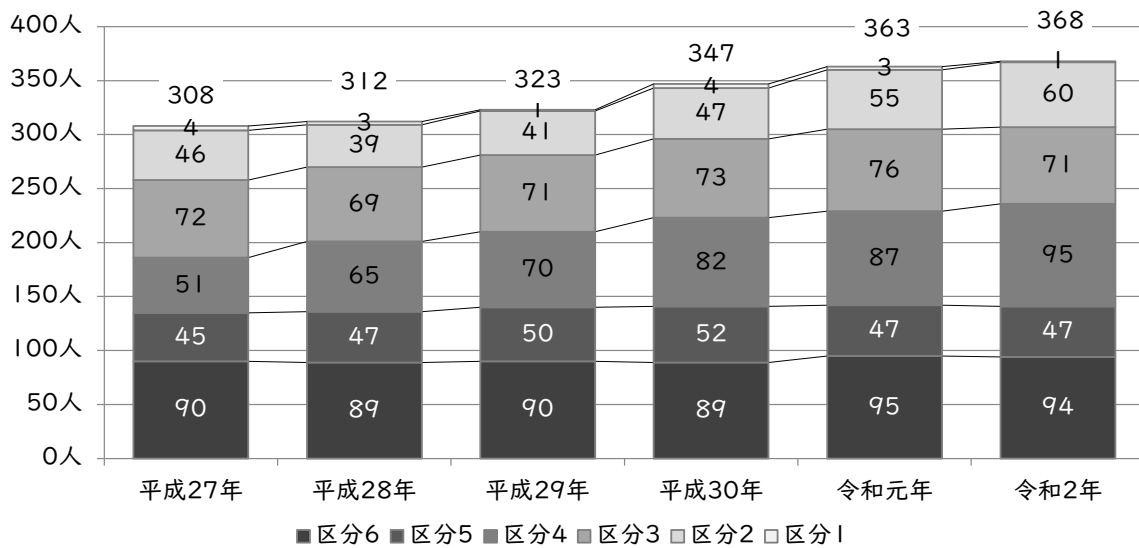
2 障害福祉サービス等の状況

(1) 障害支援区分認定者数の推移

- 認定者数の合計は増加傾向にあります。
- 認定区分は、必要とされる支援の度合いを示し、区分の数字が大きくなると必要とされる支援の度合いが高くなります。
- 区分2と4が増加傾向にあり、特に区分4が増加しています。

各年3月末現在(単位:人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
区分1	4	3	1	4	3	1
区分2	46	39	41	47	55	60
区分3	72	69	71	73	76	71
区分4	51	65	70	82	87	95
区分5	45	47	50	52	47	47
区分6	90	89	90	89	95	94
合計	308	312	323	347	363	368



(2) 各サービス提供事業者の状況

訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴・排泄・食事の介護等を行います。

障害支援区分1以上の人が対象となります。

事業所名	所在地
ホームヘルプセンターみよし	三次市日下町143番地1
ホームヘルプセンターみよし南	三次市吉舎町吉舎723番地1
ヘルパーステーションルンビニ	三次市十日市南四丁目5番5号
サンキ・ウエルビィ介護センター三次	三次市十日市中二丁目13番15号
ニチイケアセンター三次	三次市十日市南一丁目6番7号
ヘルパーステーションあらくさ	三次市甲奴町本郷1215番地1
ヘルパーステーションウイズ	三次市三良坂町田利261番地5

② 同行援護

視覚障害の人の移動時や外出支援、外出時の排泄、食事等の援助を提供します。

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人等であって、同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の人
が対象となります。

事業所名	所在地
ホームヘルプセンターみよし	三次市日下町143番地1
ホームヘルプセンターみよし南	三次市吉舎町吉舎723番地1
サンキ・ウエルビィ介護センター三次	三次市十日市中二丁目13番15号
ニチイケアセンター三次	三次市十日市南一丁目6番7号

③ 重度訪問介護

自宅で、入浴・排泄・食事の介護等を行います。

障害支援区分4以上の人で、常に介護が必要な重度の肢体不自由の人が対象となります。

事業所名	所在地
ホームヘルプセンターみよし	三次市日下町143番地1
ホームヘルプセンターみよし南	三次市吉舎町吉舎723番地1
サンキ・ウエルビィ介護センター三次	三次市十日市中二丁目13番15号
ニチイケアセンター三次	三次市十日市南一丁目6番7号
ヘルパーステーションあらくさ	三次市甲奴町本郷1215番地1
ヘルパーステーションウイズ	三次市三良坂町田利261番地5

④ 行動援護

知的障害や精神障害により、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。

障害支援区分3以上の人
が対象となります。

事業所名	所在地
ヘルパーステーションあらくさ	三次市甲奴町本郷1215番地1

⑤ 重度障害者等包括支援

居宅介護等の障害福祉サービスを包括的にを行います。
障害支援区分6の人のうち、常に介護を必要とする人が対象となります。
※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

日中活動系サービス

① 生活介護

昼間に障害者支援施設等で食事・入浴・排泄の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

常に介護を必要とする障害支援区分3以上(50歳以上は区分2以上)の人、施設入所は、障害支援区分4以上(50歳以上は区分3以上)の人が対象となります。

事業所名	所在地
ともえ学園	三次市西河内町10250番地
障害児(者)通所事業所 ウィズワン	三次市栗屋町11664番地
障がい者支援施設ニューライフ君田	三次市君田町東入君357番地1
あらくさ	三次市甲奴町本郷11584番地
生活介護事業所ココみよし	三次市西酒屋町30番地3
障害者多機能型事業所コージーガーデン	三次市大田幸町10266番地4

② 自立訓練「機能訓練」

自立した日常生活・社会生活ができるように、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

③ 自立訓練「生活訓練」

自立した日常生活・社会生活ができるように、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

④ 就労移行支援

一定期間、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、実習・職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人が対象となります。

事業所名	所在地
障害者多機能型事業所コージーガーデン	三次市大田幸町10266番地4

⑤就労継続支援「A型」

就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。

一般企業等の就労が困難な人で、必要な訓練を受けることにより、雇用計画に基づく就労が可能な人（就労開始時に65歳未満）が対象となります。

事業所名	所在地
障がい者社会就労センター三次	三次市十日市東五丁目7番35号
未来ファーム	三次市三次町346番地3

⑥就労継続支援「B型」

就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。

一般企業等での就労が困難で、就労移行支援等を利用した後、一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人など必要な訓練を受けることで、知識・能力の向上・維持が期待される人が対象となります。

事業所名	所在地
三次共同作業所	三次市南畑敷町342番地3
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地1
障害者多機能型事業所コージーガーデン	三次市大田幸町10266番地4
障がい者社会就労センター君田	三次市君田町東入君238番地1
夢工房ねむの木	三次市甲奴町本郷1215番地1
障がい者社会就労センター三次	三次市十日市東五丁目7番35号
YCC	三次市吉舎町吉舎578番地4
晴ればれ	三次市粟屋町1731番地

⑦就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労した人との相談を通じて、生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行ないます。

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した人が対象となります。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

⑧療養介護

主として昼間に、病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理の下の介護及び日常生活上の世話をを行います。

医療及び常時の介護を必要とする人（①障害支援区分6の筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人②障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者が対象となります。

事業所名	所在地
子鹿医療療育センター	三次市粟屋町11664番地

⑨短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期的に施設に入所し入浴・排泄・食事の介護等を行います。

事業所名	所在地
子鹿短期入所事業所	三次市粟屋町11664番地
ともえ学園	三次市西河内町10250番地
ニューライフ君田短期入所事業所	三次市君田町東入君357番地1
あらくさ短期入所事業所	三次市甲奴町本郷11584番地
にじ色短期入所事業所	三次市甲奴町本郷1018番地4
さくら短期入所事業所	三次市甲奴町本郷11583番地2
ケアハウス君田短期入所事業所	三次市君田町東入君238番地1
短期入所事業所ゆうしゃいんCCM	三次市大田幸町10388番地7
ショートステイココネル	三次市四拾貫町812番地6
市立三次中央病院	三次市東酒屋町10531番地

居住系サービス

①自立生活援助

障害者支援施設等から一人暮らしへ移行した人の居宅を定期的に訪問し、課題等の確認、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した人で、理解力や生活力等に不安がある人などが対象となります。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

②共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談やその他の日常生活上の援助を行います。

地域において、自立した障害者で生活を送る時、何らかの支援、援助が必要な人が対象となります。

事業所名	所在地
グループホーム やまびこ	三次市粟屋町2828番地3
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地1
ゆうしゃいん笑花	三次市十日市東五丁目13番10号
ケアハウス君田	三次市君田町東入君238番地1
にじ色ホーム	三次市甲奴町本郷1018番地4
さくらホーム	三次市甲奴町本郷11583番地2
コージーガーデン	三次市大田幸町10266番地4
ゆうしゃいんCCM	三次市大田幸町10388番地7

③施設入所支援

施設に入所する人に夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います。

①生活介護利用者で障害支援区分4以上(50歳以上は区分3以上)の人、②自立訓練や就労移行支援の利用者で地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人等が対象となります。

事業所名	所在地
ともえ学園	三次市西河内町10250番地
障がい者支援施設ニューライフ君田	三次市君田町東入君357番地1

相談支援サービス

①計画相談支援

障害福祉サービスを利用する際に、サービス利用計画の作成や支給決定後の見直しなどを行います。

事業所名	所在地
ニューライフ君田相談支援事業所	三次市君田町東入君357番地1
子鹿障害児等療育支援事業所	三次市粟屋町11604番地1
相談支援事業者ゆうしゃいん	三次市大田幸町10388番地7
ふらっと相談支援事業所	三次市甲奴町本郷1215番地1
相談支援事業所おおぞら	三次市粟屋町1731番地
三次市障害者支援センター	三次市十日市東三丁目14番1号
相談支援事業所ココみよし	三次市西酒屋町30番地3

②地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対し、居住の確保や地域での生活へ移行するための活動について、相談や支援を行います。

事業所名	所在地
ニューライフ君田相談支援事業所	三次市君田町東入君357番地1
相談支援事業者ゆうしゃいん	三次市大田幸町10388番地7
ふらっと相談支援事業所	三次市甲奴町本郷1215番地1

③地域定着支援

居宅において単身で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の相談や必要な支援を行います。

事業所名	所在地
ニューライフ君田相談支援事業所	三次市君田町東入君357番地1
相談支援事業者ゆうしゃいん	三次市大田幸町10388番地7
ふらっと相談支援事業所	三次市甲奴町本郷1215番地1

障害児福祉サービス

①児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児等が対象となります。

事業所名	所在地
障害児(者)通所事業所 ウィズワン	三次市粟屋町11664番地
児童発達支援センター バンビ	三次市粟屋町11604番地1
キッズさばーとYUI	三次市畠敷町22番地4

②医療型児童発達支援

児童発達支援及び必要な治療を行います。

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練等又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児等が対象となります。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

③居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児等が対象となります。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

④放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

学校等の授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害児等が対象となります。

事業所名	所在地
障害児(者)通所事業所 ウイズワン	三次市粟屋町11664番地
児童発達支援センター バンビ	三次市粟屋町11604番地1
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地1
スマイルのお家 みよし	三次市十日市南七丁目9番25号
放課後キッズ楽喜	三次市西酒屋町59番地14
キッズさぼーとYUI	三次市畠敷町22番地4
結	三次市畠敷町22番地2

⑤保育所等訪問支援

障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

保育所等やその他児童が集団生活を営む施設へ通う障害児であって、当該施設へ訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児等が対象となります。

事業所名	所在地
児童発達支援センター バンビ	三次市粟屋町11604番地1

⑥障害児相談支援

障害児通所事業を利用する際に、サービス利用計画の作成や支給決定後の見直しなどを行います。

事業所名	所在地
ニューライフ君田相談支援事業所	三次市君田町東入君357番地1
子鹿障害児等療育支援事業所	三次市粟屋町11604番地1
相談支援事業者ゆうしゃいん	三次市大田幸町10388番地7
ふらっと相談支援事業所	三次市甲奴町本郷1215番地1
三次市障害者支援センター	三次市十日市東三丁目14番1号
相談支援事業所ココみよし	三次市西酒屋町30番地3

(3) 障害福祉サービス利用実績の推移

① 訪問系サービス

- 重度訪問介護の利用時間において、計画より実績が大きく上回っているため、サービス全体の利用時間も計画より実績が上回っています。
- 利用者の高齢化が進んでおり、居宅介護等の介護保険の利用が優先されるサービスが増えていますが、継続して障害福祉サービスを利用されている人もいます。

(単位:人・時間/月)

サービス種別		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用人数	利用時間	利用人数	利用時間	利用人数	利用時間
居宅介護	計画	65	780	70	840	75	900
	実績	58	978	67	1,007	71	934
同行援護	計画	12	120	13	130	14	140
	実績	6	84	6	69	8	64
重度訪問介護	計画	1	160	1	160	2	320
	実績	1	6	1	448	2	809
行動援護	計画	1	10	1	10	1	10
	実績	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	計画	1	10	1	10	1	10
	実績	0	0	0	0	0	0
訪問系サービス合計	計画	80	1,080	86	1,150	93	1,380
	実績	65	1,068	74	1,524	81	1,807

※3月の利用実績(令和2年度は9月の利用実績)

②日中活動系サービス

- 就労支援に係るサービスは、利用人数・時間ともに増加しています。
- 短期入所は、福祉型において施設入所待機のための長期利用の実態があり高い計画値を見込んでいましたが、横ばいの実績となっています。

(単位:人・日/月)

サービス種別		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用人数	利用日数	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数
生活介護	計画	165	3,300	175	3,500	190	3,800
	実績	154	3,146	152	3,184	154	3,103
自立訓練(機能訓練)	計画	3	30	3	30	3	30
	実績	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	計画	2	20	2	20	2	20
	実績	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	計画	5	50	5	50	5	50
	実績	1	16	2	33	4	45
就労継続支援A型	計画	35	700	40	800	45	900
	実績	41	697	42	749	45	851
就労継続支援B型	計画	200	3,200	210	3,360	220	3,520
	実績	196	3,237	202	3,428	212	3,641
就労定着支援	計画	2	—	2	—	2	—
	実績	1	—	1	—	0	—
療養介護	計画	15	—	15	—	15	—
	実績	15	—	14	—	14	—
短期入所(福祉型)	計画	60	480	67	540	70	560
	実績	33	294	27	285	30	248
短期入所(医療型)	計画	10	50	12	60	14	70
	実績	7	26	7	34	6	49

※3月の利用実績(令和2年度は9月の利用実績)

③居住系サービス

- 平成29年度にグループホームが1か所新設されたため高い計画値を見込んでいましたが、新たな受け入れが難しい施設もあり、利用者はやや増加しているに止まっています。

(単位:人/月)

サービス種別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用人数	利用人数	利用人数
自立生活援助	計画	1	3	4
	実績	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	計画	85	107	110
	実績	78	80	84
施設入所支援	計画	105	103	101
	実績	99	98	97

※3月の利用実績(令和2年度は9月の利用実績)

④相談支援サービス

- 計画相談支援は利用人数が増加している傾向にあります。なお、計画値はサービス等利用計画作成数により計算していましたが、サービス利用開始後のモニタリングもサービス利用対象となるため、サービス全体の利用人数を実績としています。

(単位:人/月)

サービス種別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用人数	利用人数	利用人数
計画相談支援	計画	35	38	40
	実績	86	139	151
地域移行支援	計画	1	3	4
	実績	0	1	1
地域定着支援	計画	0	1	3
	実績	0	0	0

※各月の利用者数の平均(令和2年度は4~9月の利用実績平均)

(4) 障害児通所支援サービス利用実績の推移

- 放課後等デイサービスは、就学児を対象としており、利用人数は増加しており計画を上回っています。また、利用日数は計画より実績が大きく上回っています。

(単位:人・日/月)

サービス種別		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用人数	利用日数	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数
児童発達支援	計画	40	200	45	225	50	250
	実績	44	279	42	243	41	301
医療型児童発達支援	計画	2	30	3	45	4	60
	実績	0	0	1	3	1	3
放課後等デイサービス	計画	65	585	70	630	75	675
	実績	73	838	74	995	78	972
保育所等訪問支援	計画	1	5	3	15	5	25
	実績	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	計画	2	10	2	10	3	15
	実績	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	計画	7	—	9	—	10	—
	実績	10	—	14	—	20	—

※3月の利用実績(令和2年度は9月の利用実績)

(5) 地域生活支援事業利用実績等の推移

①意思疎通支援事業

- 手話奉仕員養成事業と要約筆記奉仕員養成事業を三次市社会福祉協議会に委託し、ボランティアグループの協力を得て実施しています。
- 手話通訳者を市役所に1人配置しています。

(単位:年間利用件数)

コミュニケーション支援事業		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用件数	利用件数	利用件数
手話通訳者等派遣事業	計画	40	40	40
	実績	53	35	22
要約筆記奉仕員等派遣事業	計画	60	60	60
	実績	61	58	20
手話通訳者設置事業	計画	1人	1人	1人
	実績	1人	1人	1人

※令和2年度実績は、4月～9月分

②日常生活用具給付事業

- 本市独自の利用者負担上限額を設定し、障害児と低所得者世帯の更なる費用負担の軽減措置を実施しています。

(単位:年間給付件数)

日常生活用具給付等事業			平成30年度	令和元年度	令和2年度
			給付件数	給付件数	給付件数
日常生活用具給付事業(年間)	介護・訓練等支援用具	計画	5	5	5
		実績	6	12	1
	自立生活支援用具	計画	20	20	20
		実績	7	6	5
	在宅療養等支援用具	計画	25	25	25
		実績	7	10	2
	情報・意思疎通支援用具	計画	20	20	20
		実績	6	9	6
	排泄管理支援用具	計画	1,600	1,600	1,600
		実績	1,491	1,542	744
	住宅改修費	計画	3	3	3
		実績	0	0	0

※令和2年度実績は、4~9月分

③移動支援事業

- 本市独自の利用者負担上限額を設定し、障害児と低所得者世帯の更なる費用負担の軽減措置を実施しています。
- 令和2年度の4~9月においては、新型コロナウイルス感染症の影響により利用が大きく落ち込んでいます。

(単位:人・時間/年)

サービス種別			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			利用人数	利用時間	利用人数	利用時間	利用人数	利用時間
移動支援事業 (個別支援型)	計画	25	750	27	810	30	900	
	実績	18	577	20	603	9	114	

※令和2年度実績は、4~9月分

④地域活動支援センター事業

- 令和2年度の4~9月においては、新型コロナウイルス感染症の影響により利用が落ち込んでいます。

(単位:か所・人/年)

地域活動支援センター事業		平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中活動支援型	計画	4	4	4
	実績	4	4	4
	延利用者数	819	789	355

※令和2年度実績は4~9月分

⑤福祉ホーム事業

- 市内に福祉ホームはなく、隣接市にある知的障害者福祉ホームの利用があります。

(単位:人/月)

福祉ホーム事業		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用人数	利用人数	利用人数
福祉ホーム事業	計画	4	4	4
	実績	4	5	5

※3月の利用実績(令和2年度は9月の利用実績)

⑥生活支援事業

- 障害児生活訓練事業は、計画値より少ない利用となっています。
- 福祉機器リサイクル事業は、令和2年度は事業を休止しています。三次市社会福祉協議会への委託により効率的な運用が図られています。

(単位:人/年)

生活支援事業		平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児生活訓練事業	計画	30	30	30
	実績	20	24	15
福祉機器リサイクル事業	計画	150	150	150
	実績	117	131	—

※令和2年度実績は、4~9月分

⑦日中一時支援事業

- 短期入所型は、利用人数が増加しています。

(単位:人/月)

サービス種別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用人数	利用人数	利用人数
短期入所型	計画	40	42	45
	実績	38	49	60
放課後一時支援型	計画	8	10	12
	実績	15	12	12

※3月の利用実績(令和2年度は9月の利用実績)

⑧社会参加促進事業

- スポーツ・レクリエーション教室開催等事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は実施できていません。
- 各奉仕員養成事業については、様々なボランティア養成を行っている三次市社会福祉協議会へ委託し、効率的な事業推進を行っています。

(単位:人/年)

サービス種別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用者数	利用者数	利用者数
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	計画	150	150	150
	実績	95	82	—
点字・声の広報等発行事業	計画	20	20	20
	実績	15	16	16
手話奉仕員養成事業	計画	10	10	10
	実績	5	10	4
要約筆記奉仕員養成事業	計画	5	5	5
	実績	4	2	9
点訳奉仕員養成事業	計画	5	5	5
	実績	3	11	7
朗読奉仕員養成事業	計画	20	20	20
	実績	7	17	15
自動車運転免許取得費 助成事業	計画	2	2	2
	実績	0	0	0
自動車改造費助成事業	計画	4	4	4
	実績	1	1	0
福祉車両購入助成事業	計画	5	5	5
	実績	3	2	1

※令和2年度実績は、4月～9月分

⑨訪問入浴サービス事業

- 平成30年度より事業を行っていますが、市内に提供できる事業所がなく、利用者は少ない状況です。

(単位:人/年)

サービス種別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用者数	利用者数	利用者数
訪問入浴サービス事業	計画	2	3	5
	実績	1	1	1

※令和2年度実績は、4月～9月分

3 障害のある人向けアンケート調査結果

(1) 調査の概要

① 調査概要および配布・回収状況

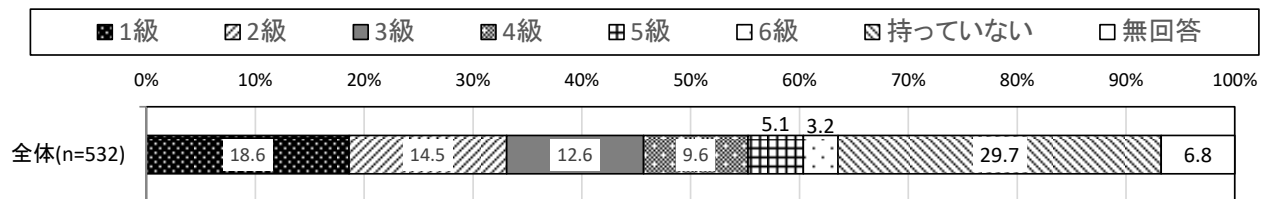
項目	概要
調査目的	本計画の改定にあたり、障害のある人の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるために実施しました。
対象者	障害者手帳(身体・療育・精神)所持者
調査票配布対象者数	1,000人
抽出方法	無作為抽出(層化抽出法)
調査期間	令和2年9月
回収数・率	532人・53.2%(前回調査:44.8%)

② 回答者の属性

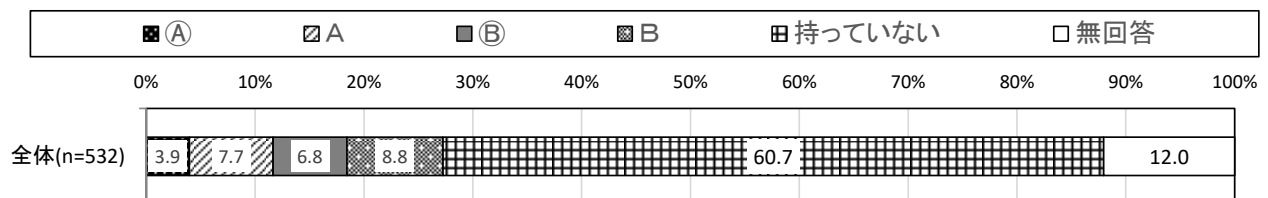
回答者の障害者手帳所持状況

身体障害者手帳は63.5%、療育手帳は27.3%、精神障害者保健福祉手帳は19.2%が所持していると回答しています。(複数の手帳を所持している人がいるため合計は100%になりません。)

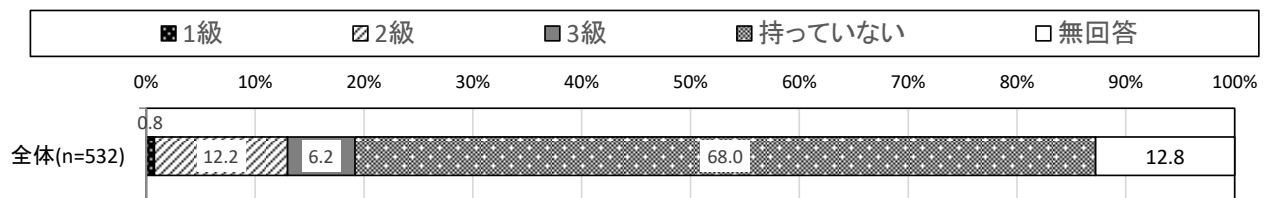
身体障害者手帳



療育手帳

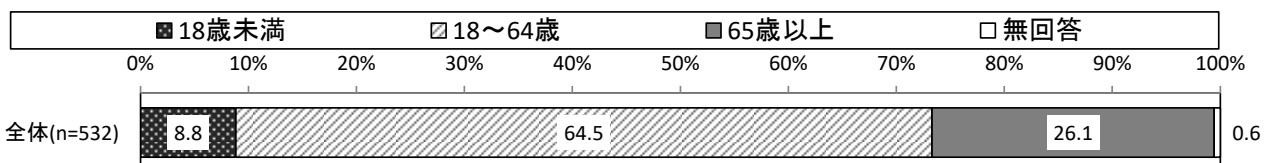


精神障害者保健福祉手帳



回答者の年齢

「18～64歳」が64.5%で最も多く、次いで、「65歳以上」、「18歳未満」となっています。



(2) 調査結果

主な介助者の年齢と主な介助者以外に頼りにできる人の有無

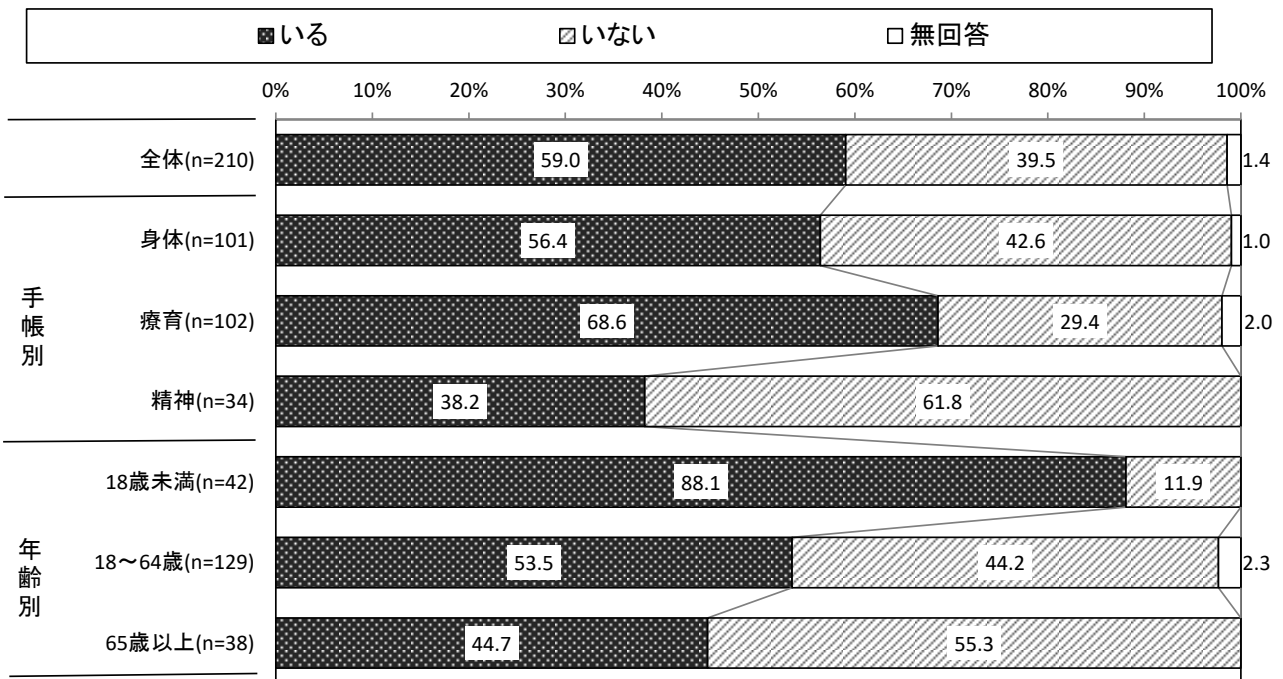
主な介助者の年齢は、50歳以上の割合が増加しており、介助者の高齢化が進んでいる結果となっています。

また、約4割の人が、現在介助をしてきている人以外に介助をお願いできる人がいないという結果になっています。65歳以上になると、半数以上となっています。

【問 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている人の年齢をお答えください（自由回答）】

回答者数	選択肢	前回調査	今回調査	ポイント差 今回－前回
210	50歳未満	33.3	30.0	⬇️ -3.3
	50歳以上80歳未満	59.0	64.8	⬆️ 5.8
	80歳以上	3.4	3.8	↗️ 0.4
	無回答	4.3	1.4	⬇️ -2.9

【問 主にあなたを介助してくれる人以外で、あなたの介助をお願いできる人はいますか（単数回答）】



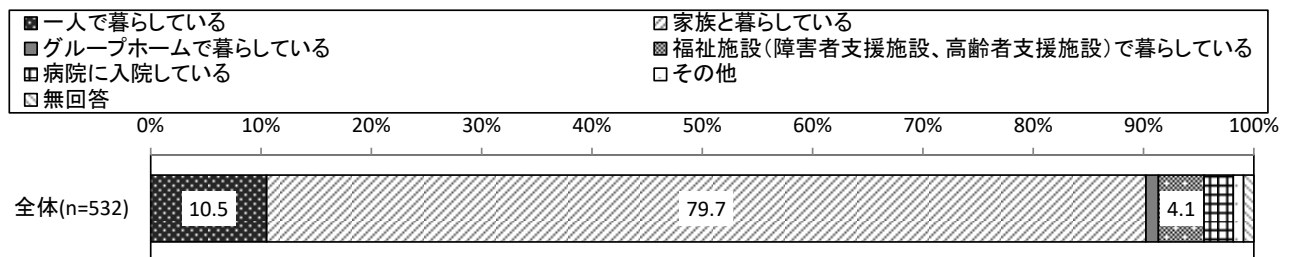
現在の暮らしの状況と地域生活移行への意向及び必要な支援

現在の暮らしの状況としては、「家族と暮らしている」が約8割で最も多く、次いで、「一人で暮らしている」が約1割、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」となっています。

現在「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」人の地域生活移行への意向は、「今のまま生活したい」が約6割で最も多く、「家族と一緒に生活したい」及び「グループホームなどを利用したい」は、それぞれ約1割、「一人で暮らしたい」は約3%となっています。

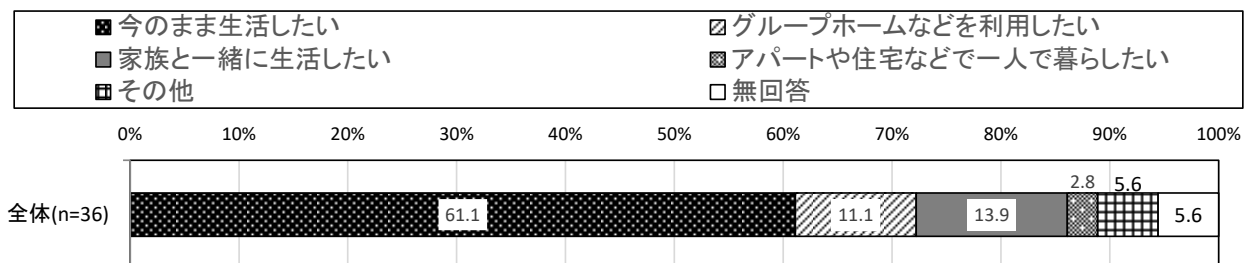
また、地域で生活するために必要なこととしては、「経済的な負担の軽減」が約5割と最も多く、次いで、「医療ケア」や「居宅介護」などのサービスの充実については2~3割程度、「地域住民の理解」については1割程度となっており、必要なことの優先度としては、金銭について、サービスについて、地域住民の理解の順となっています。

【問 あなたは現在どのように暮らしていますか（単数回答）】

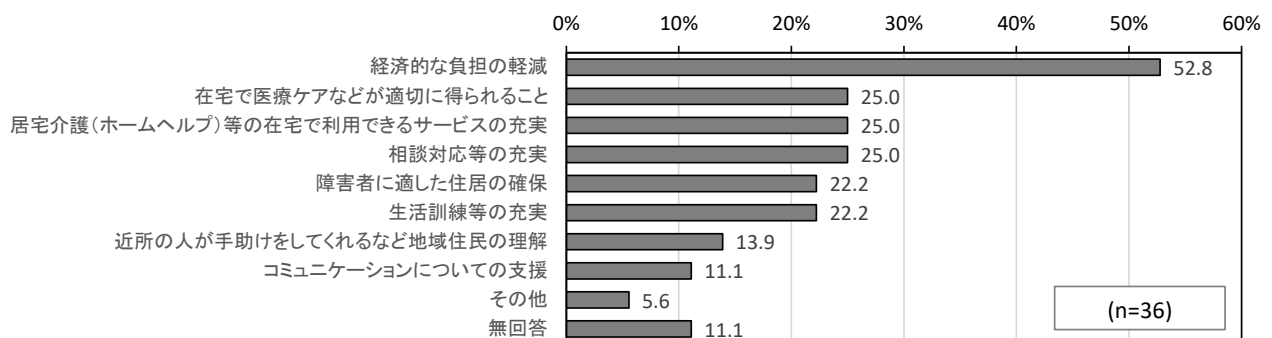


一人暮らし	家族と暮らしている	グループホームで暮らしている	福祉施設で暮らしている	病院に入院している	その他	無回答
10.5%	79.7%	1.1%	4.1%	2.6%	0.9%	0.9%

【問 あなたは将来、地域で生活したいと思いますか（単数回答）【問17で、「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」と答えた人のみ】



【問 あなたが地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか（複数回答）【「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」と答えた人のみ】



就労意向と就労のために必要な支援

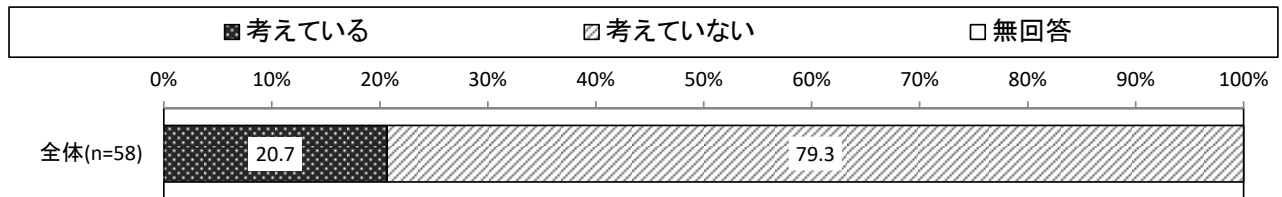
現在、福祉的就労をしている人が一般就労したいという意向は、約2割となっています。

また、一般就労、家業、自営業及び福祉的就労をしている以外の人々の就労意向は、約3割となっています。

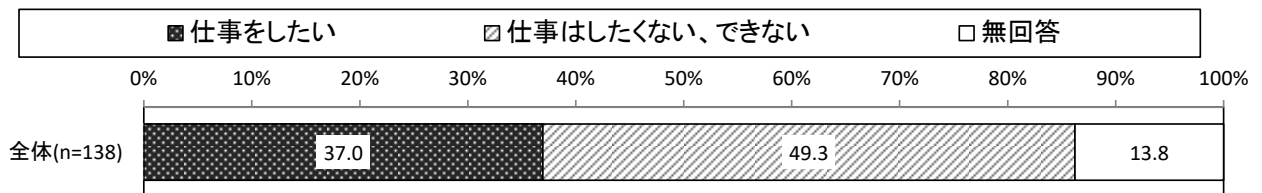
また、18～64歳の方は、約2割が職業訓練などを受けている、受けたいと回答していますが、約3割は受けたくない、受ける必要はないと回答しています。

就労支援として必要だと思うことについては、上司や同僚、職場の『理解』が上位となっており、通勤手段の確保及び労働環境等の整備も必要ですが、周囲の理解を求める意見が多くなっています。

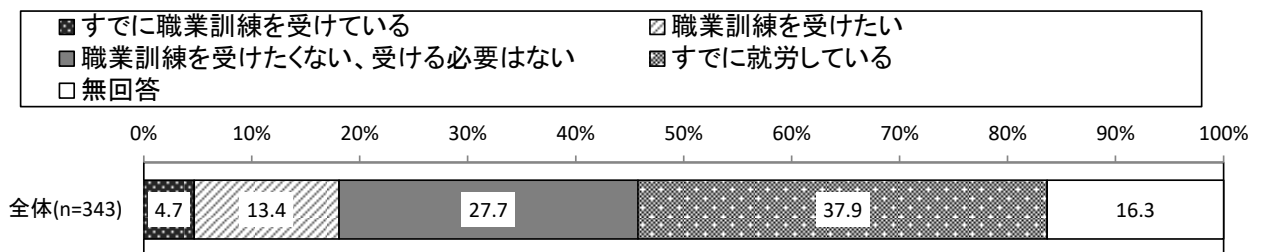
【問 一般企業等に就職したいと考えていますか（単数回答）】 （福祉的就労から一般就労への意向）



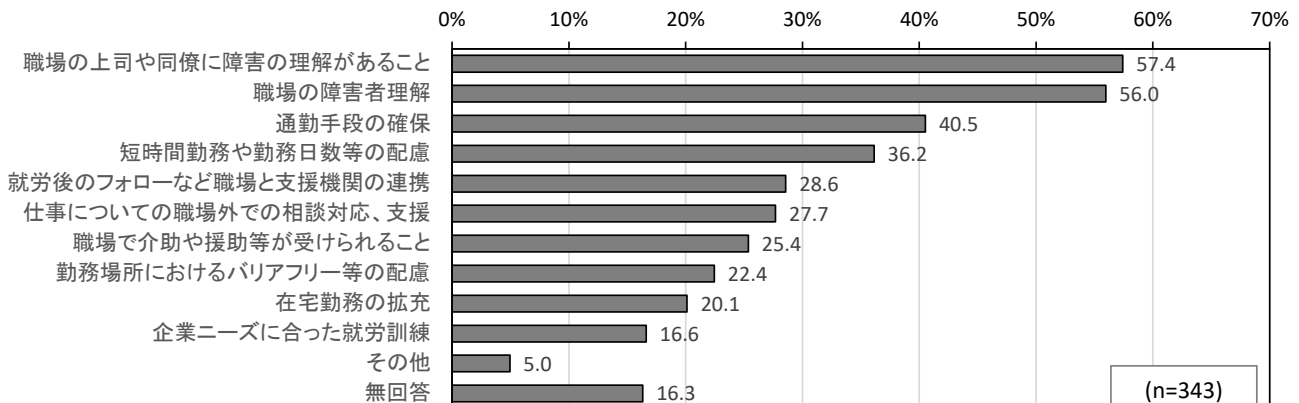
【問 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思えますか（単数回答）】 （現在就労していない人の福祉的就労も含めた就労意向）



【問 あなたは収入を得る仕事を得るために、職業訓練などを受けたいと思えますか（単数回答）】



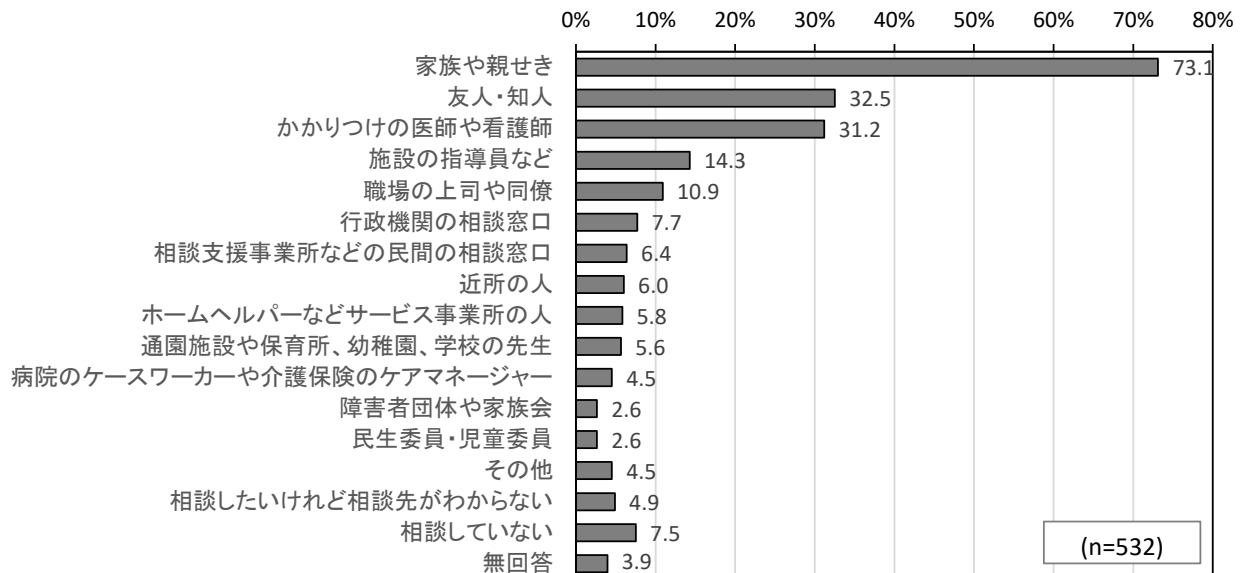
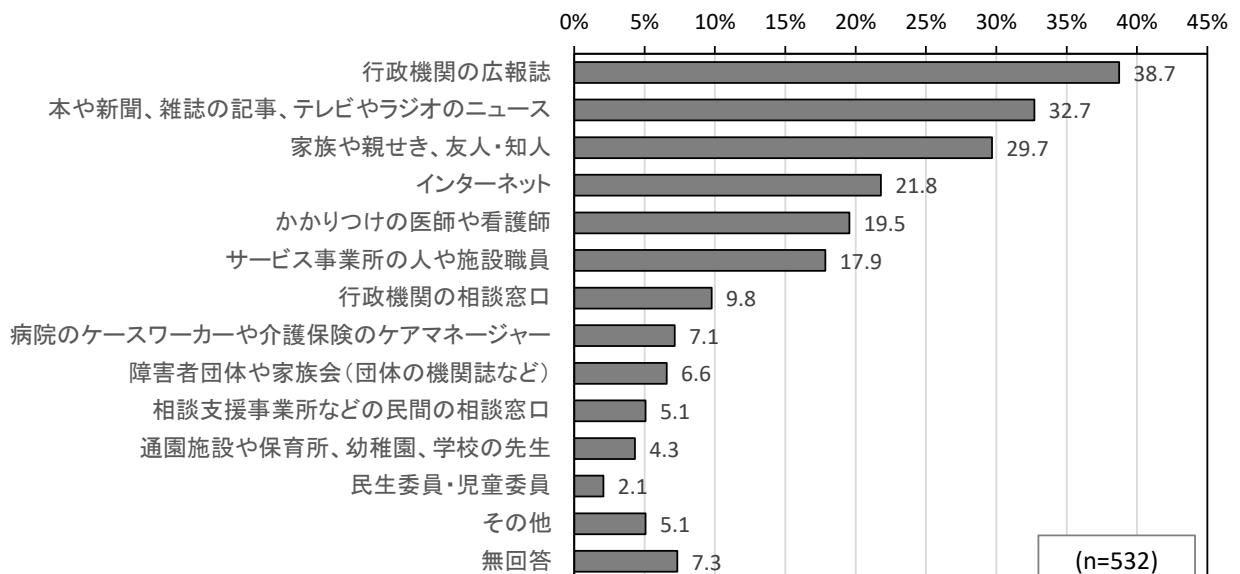
【問 あなたは障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか（複数回答）】



悩みや困ったことの相談先及びサービス等の情報の入手先

普段の悩みや困ったことの相談先は、「家族や親せき」、「友人・知人」などの身近な人が多くなっています。「相談したいけれど相談先がわからない」については、約5%となっており、割合は低いですが、一定数の人が相談先がわからない状況になっている結果となっています。

また、サービス等の情報の入手先としては、「行政機関の広報誌」が約4割と最も多く、「かかりつけ医や看護師」及び「サービス事業所の人や施設職員」は約2割となっています。

【問 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか(複数回答)】**【問 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか(複数回答)】**

外出の頻度及び外出する時に困ること、外出しない・できない理由

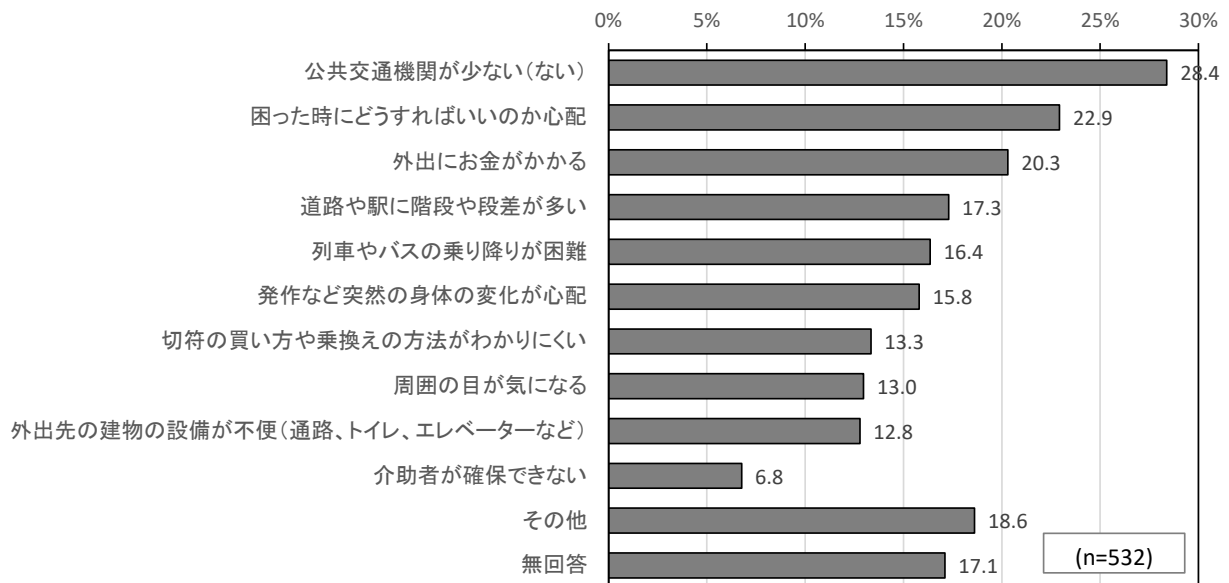
「毎日外出する」と回答した人の割合は、前回調査より減少しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、自分で外出できる方の外出機会が減少している可能性があります。

また、外出する時に困ること及び外出しない・できない理由としては、「公共交通機関が少ない(ない)」、「外出にお金がかかる」等の外出手段と費用面に対する意見が多く、「困った時にどうすればいいのか心配」という不安感についての意見も多くなっています。

【問 あなたは1週間にどの程度外出しますか(単数回答)】

回答者数	選択肢	前回調査	今回調査	ポイント差 今回-前回
532	毎日外出する	52.4	44.0	↓ -8.4
	1週間に数回外出する	30.3	35.7	↑ 5.4
	めったに外出しない	8.6	14.1	↑ 5.5
	まったく外出しない	2.1	0.9	↓ -1.2
	外出できない		2.8	
	無回答	6.6	2.4	↓ -4.2

【問 あなたが外出する時に困ること、外出しない理由、外出できない理由は何ですか(複数回答)】



差別や嫌な思いをした経験

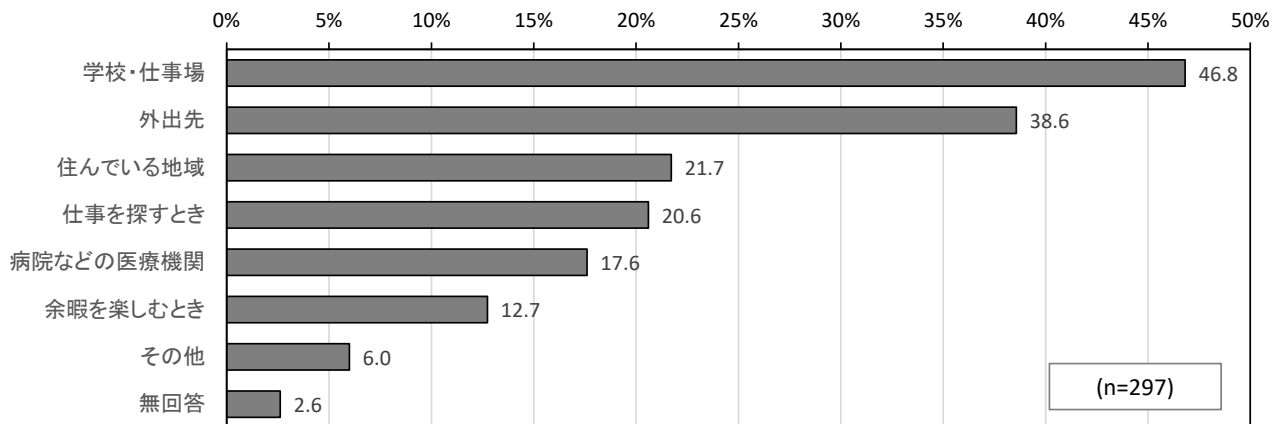
差別や嫌な思いをした経験としては、「ある」と回答した人の割合が前回調査より減少し、「ない」と回答した人の割合が増加しています。しかし、「ある」と「少しある」を併せると、依然として半数以上の人が、差別や嫌な思いをした経験があると回答しています。

経験した場所としては、「学校・仕事場」と「外出先」が多くなっており、社会生活を行う際に経験したという人が多くなっている結果となっています。

【問 あなたは障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか(単数回答)】

回答者数	選択肢	前回調査	今回調査	ポイント差 今回-前回
532	ある	32.4	23.3	↓ -9.1
	少しある	26.9	26.9	→ 0.0
	ない	33.4	43.6	↑ 10.2
	無回答	7.2	6.2	↓ -1.0

【問 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか(複数回答)】



災害時における避難及び困ること

災害時に「一人で避難できない」と回答した人の割合は、前回調査より増加しており、「一人で避難できる」と回答した人については、4割程度となっています。

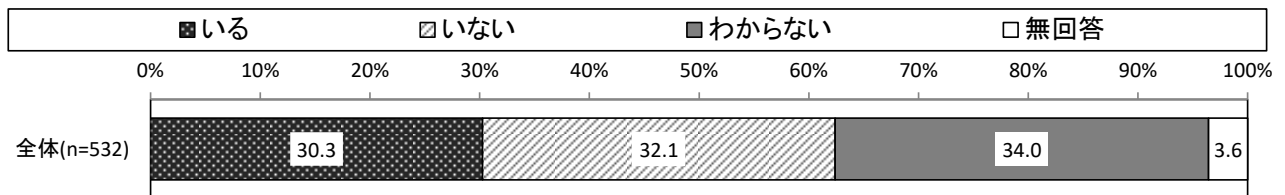
また、家族が不在の場合や一人で暮らしている場合、避難時に近所にあなたを助けてくれる人が「いる」と回答した人は約3割となっています。

災害時に困ることとしては、「避難場所の設備や生活環境」、「投薬や治療」などの避難生活において、身体に直接影響のある項目が多くなっており、次いで「迅速に避難できない」が多くなっています。

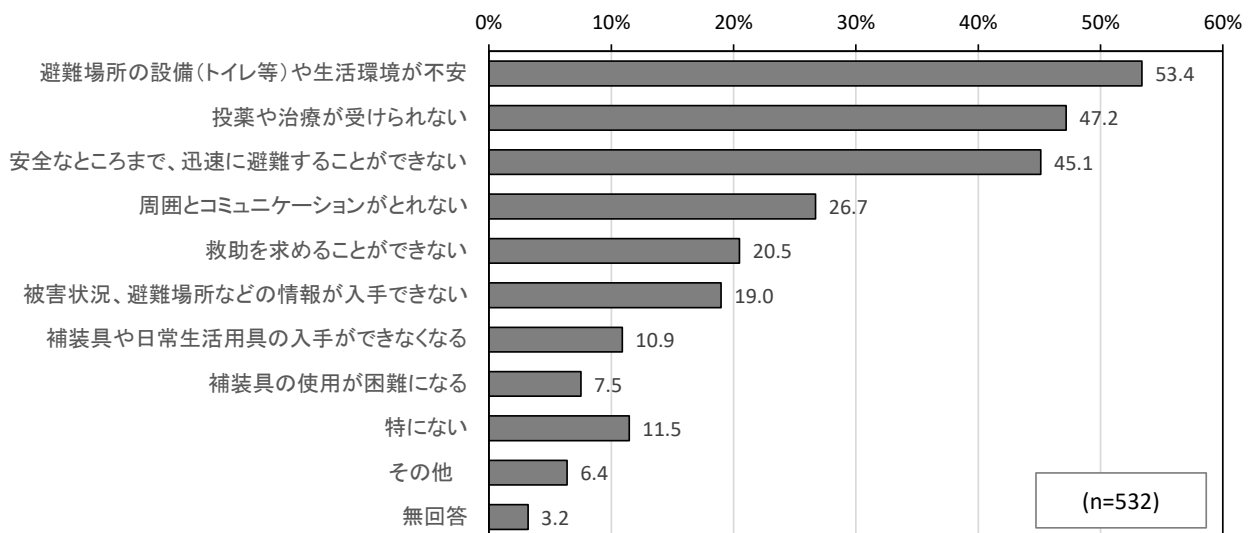
【問 あなたは火事や地震等の災害時に一人で避難できますか(単数回答)】

回答者数	選択肢	前回調査	今回調査	ポイント差 今回-前回
532	できる	45.2	43.6	↓ -1.6
	できない	30.3	35.5	↑ 5.2
	わからない	23.1	19.0	↓ -4.1
	無回答	1.4	1.9	↑ 0.5

【問 家族が不在の場合や一人で暮らしている場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか(単数回答)】



【問 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(複数回答)】



4 市民向けアンケート調査結果

(1) 調査の概要

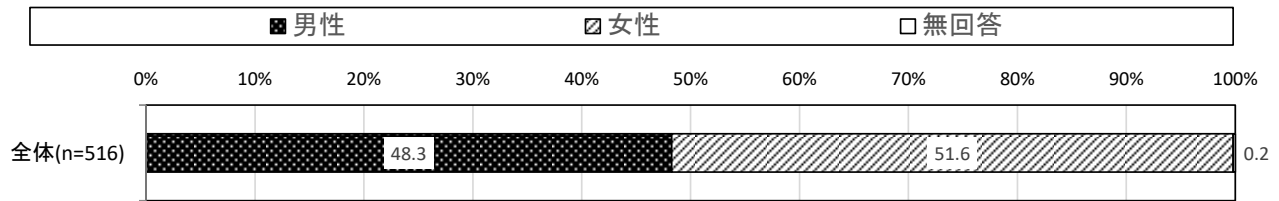
① 調査概要および配布・回収状況

項目	概要
調査目的	本計画の改定にあたり、市民の障害に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるために実施しました。
対象者	三次市にお住まいの18歳以上の人
調査票配布対象者数	1,000人
抽出方法	無作為抽出
調査期間	令和2年9月
回収数・率	516人・51.6%

② 回答者の属性

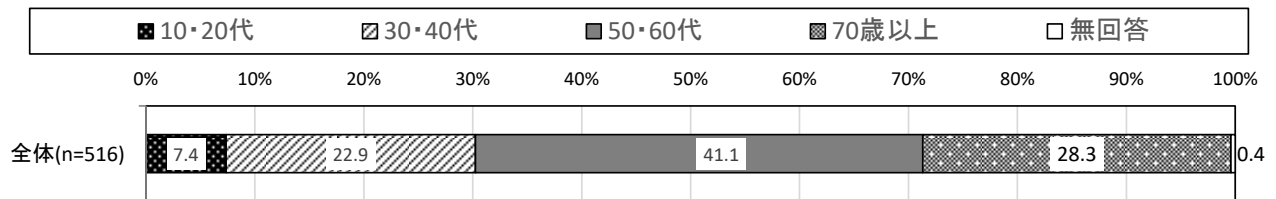
性別

男性が48.3%、女性が51.6%となっています。



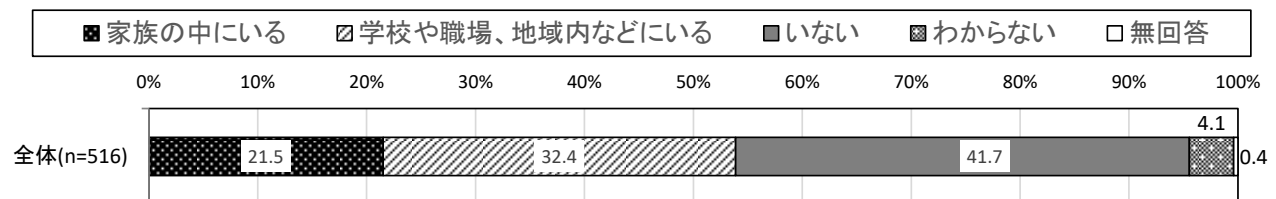
年齢

「50・60代」が41.1%で最も多く、次いで、「70歳以上」、「30・40代」となっています。



身近に障害のある人がいる(いた)か

「いない」が41.7%で最も多く、次いで、「学校や職場、地域内などにいる」、「家族の中にいる」となっています。



(2) 調査結果

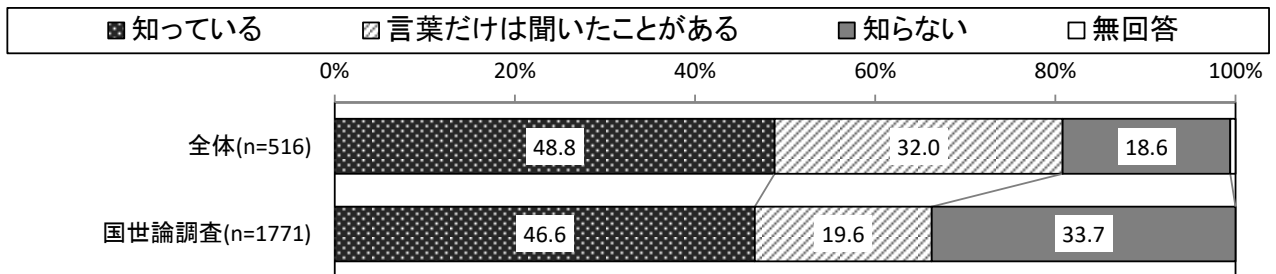
「共生社会」及び「障害者差別解消法」の認知度

「共生社会」の認知度（「知っている」及び「言葉だけは聞いたことがある」の合計）は約8割、「障害者差別解消法」の認知度（「法律の内容も含めて知っている」及び「内容は知らないが、法律ができたことは知っている」の合計）は約4割となっています。

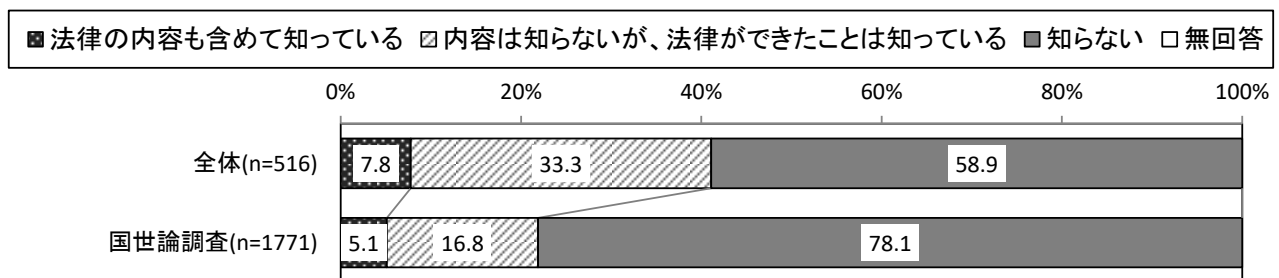
障害者に関する世論調査（平成29年内閣府実施）と比較すると、「言葉だけは聞いたことがある」、「内容は知らないが、法律ができたことは知っている」の割合が高くなり、「知らない」の割合が低くなっていることから、平成29年から3年経ち、認知度は上がっていると考えられます。

一方で、「知っている」及び「法律の内容も含めて知っている」の割合は、世論調査よりやや高くなっているにとどまっています。これらのことから、言葉の認知度は上がっているが、内容の理解はあまり進んでいないという結果となっています。

【問 あなたは、障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「共生社会」という考え方を知っていますか（単数回答）】



【問 障害のある・なしにかかわらず、互いを認め合いながら、ともに生きることのできる社会づくりを促進することを目的として、5年前に「障害者差別解消法」が施行されました。あなたは、この法律を知っていますか（単数回答）】



「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮」の年代別認知度

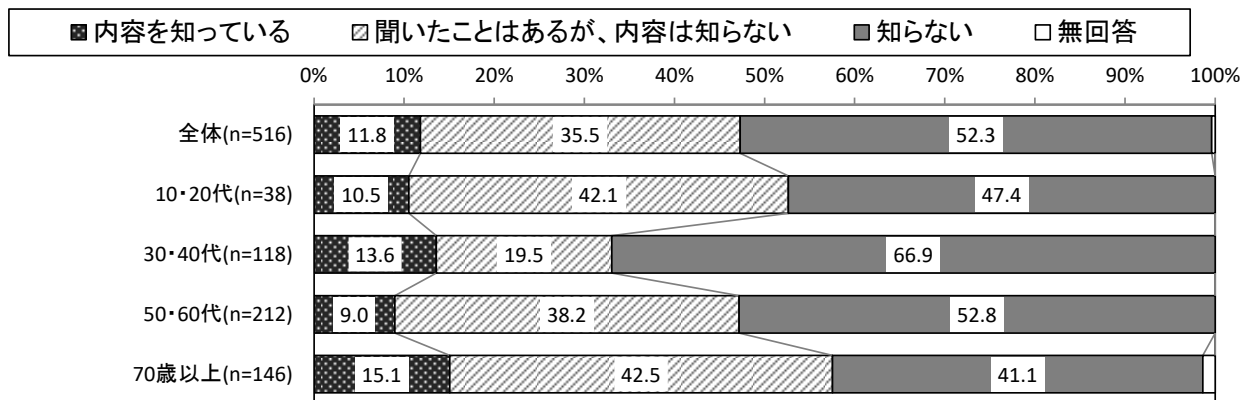
「不当な差別的取扱いの禁止」の認知度（「内容を知っている」及び「聞いたことはあるが、内容は知らない」の合計）は、全体では5割弱となっており、最も高い70歳以上においても約6割となっています。

「合理的配慮」の認知度は、全体及びいずれの年代も3割前後となっています。

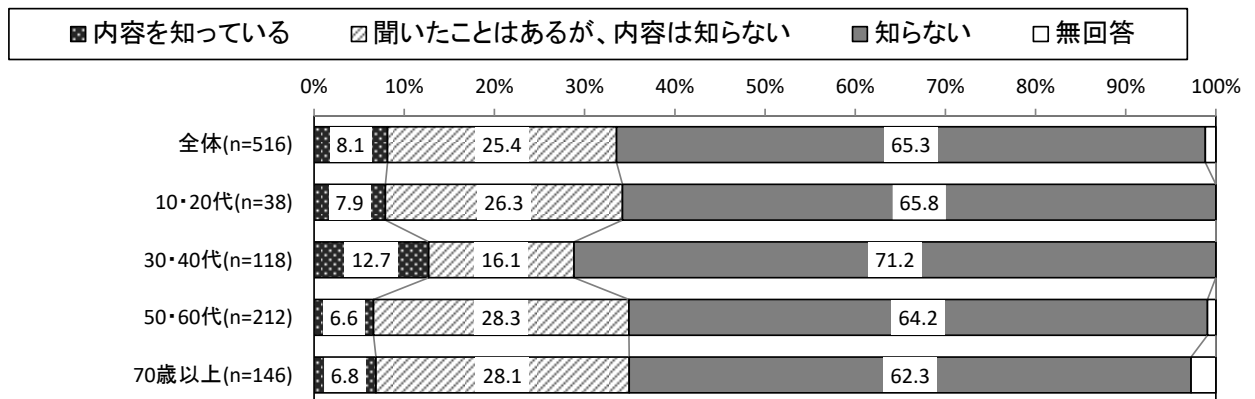
年代別にみると、「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮」ともに「知らない」と回答した割合は、30・40代において高くなっています。一方で、「内容を知っている」と回答した割合は、30・40代は他の年代より比較的高くなっています。

30・40代においては、言葉自体の認知度は低いですが、内容を知っている人の割合は他の年代より比較的多くなっていることから、関心の高い人と低い人の差が大きいと考えられます。

【問 あなたは障害者差別解消法で求められる「不当な差別的取扱いの禁止」について知っていますか（単数回答）】



【問 あなたは障害者差別解消法で求められる「合理的配慮」について知っていますか（単数回答）】



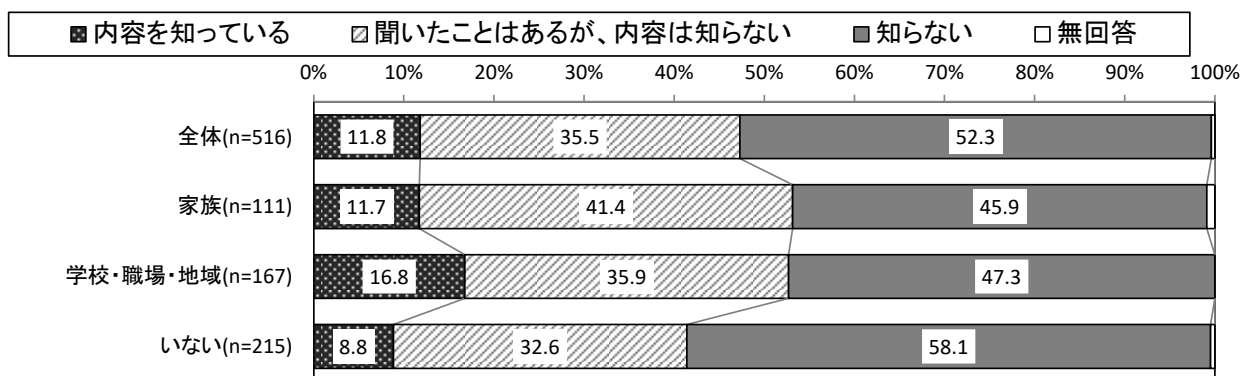
「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮」の身近に障害のある人がいる・いない別認知度

「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮」の認知度は、身近に障害のある人が「いる」人の方が高くなっています。

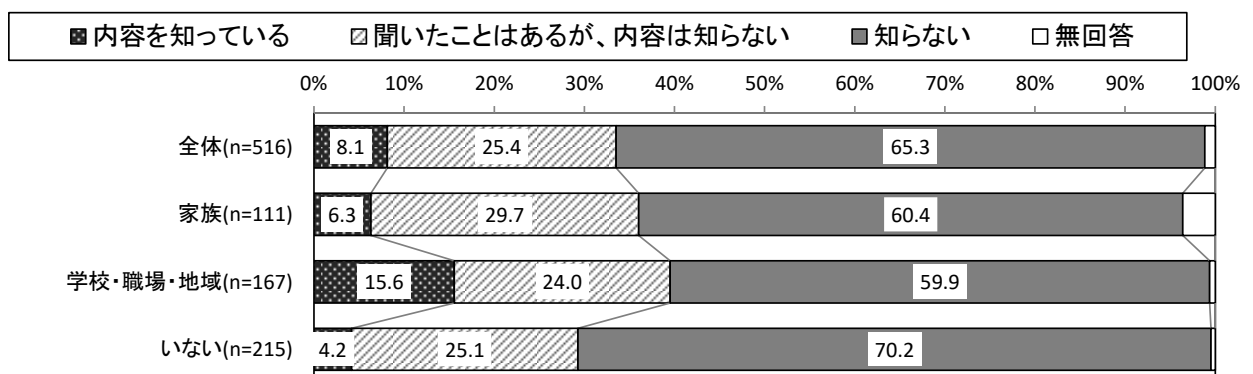
「内容を知っている」と回答した割合が高くなっているのは、障害のある人が「学校・職場・地域」にいる人となっています。

身近に障害のある人が「いる」と回答した中でも、「家族」にいる人より、「学校・職場・地域」にいる人の方が、内容の理解が進んでいる結果となっています。

【問 あなたは障害者差別解消法で求められる「不当な差別的取扱いの禁止」について知っていますか（単数回答）】



【問 あなたは障害者差別解消法で求められる「合理的配慮」について知っていますか（単数回答）】

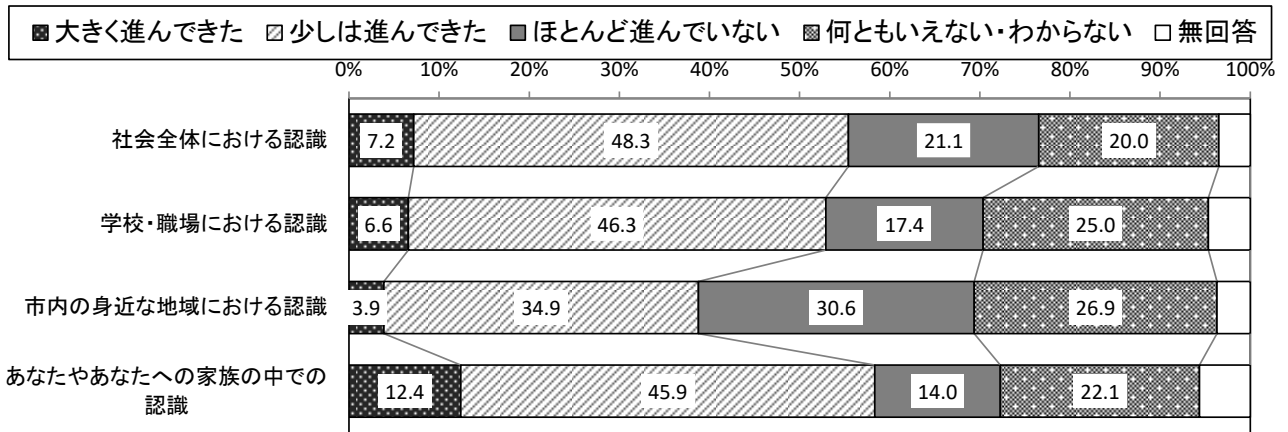


場面別における障害等への理解に対する進捗(この5年程度)の認識

社会全体における認識は、半数以上の方が「進んできた」(「大きく進んできた」及び「少しは進んできた」の合計)と回答しています。

場面別でみると、「市内の身近な地域」における認識において、「学校・職場」及び「あなたやあなたの家族の中」より、「進んでいない」と回答した人の割合が高くなっています。

【問 あなたは、この5年程度で、障害等に対する理解が進んだと思いますか。(単数回答)】



障害を理由とする差別や偏見の有無に関する意識

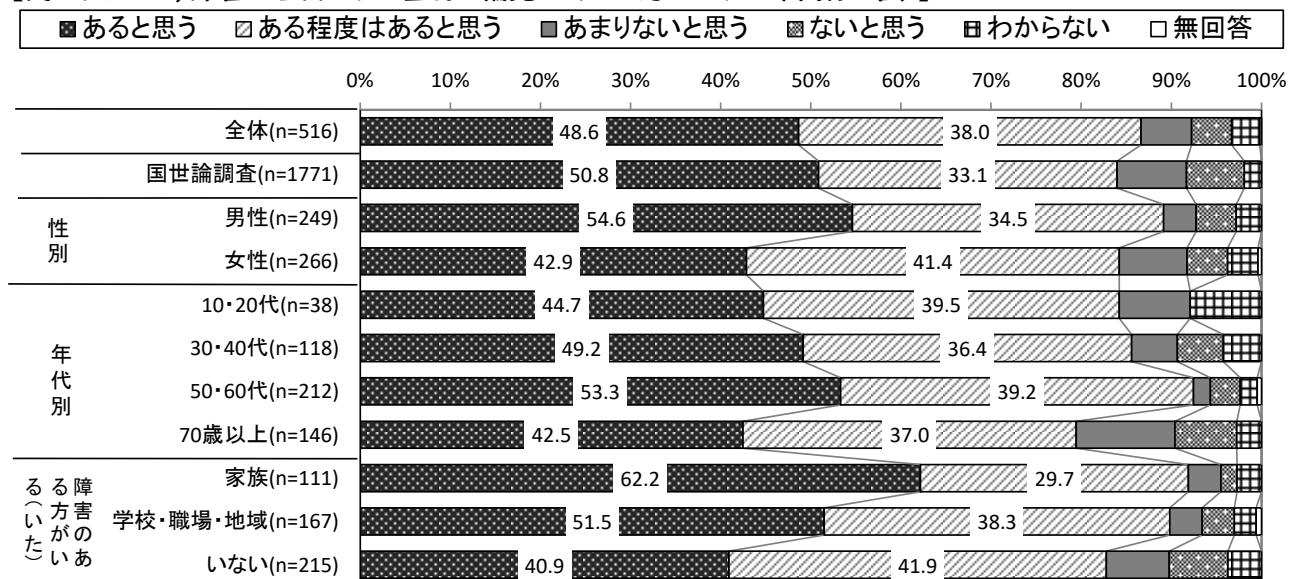
全体では「ある」(「あると思う」及び「ある程度あると思う」の合計)と回答した人は、86.6%となっています。国世論調査では83.9%となっており、本市の方が高くなっています。

性別でみると、「ある」と回答した人は、男性が89.1%、女性が84.3%と、男性の方が高くなっています。

年代別にみると「ある」と回答した人は、60代までは年代が上がるにつれて高くなっていますが、70歳以上においては低くなっています。

身近に障害のある人がいる・いない別にみると「ある」と回答した人は、「家族」及び「学校・職場・地域」にいる人が約9割、いないが約8割となっており、いないと回答した人の方が差別や偏見がないと思っている人が多くなっています。

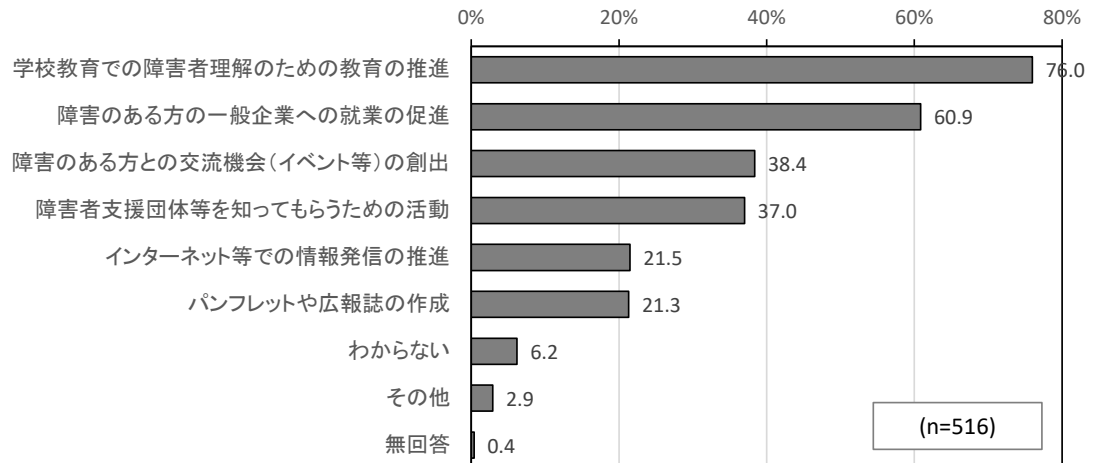
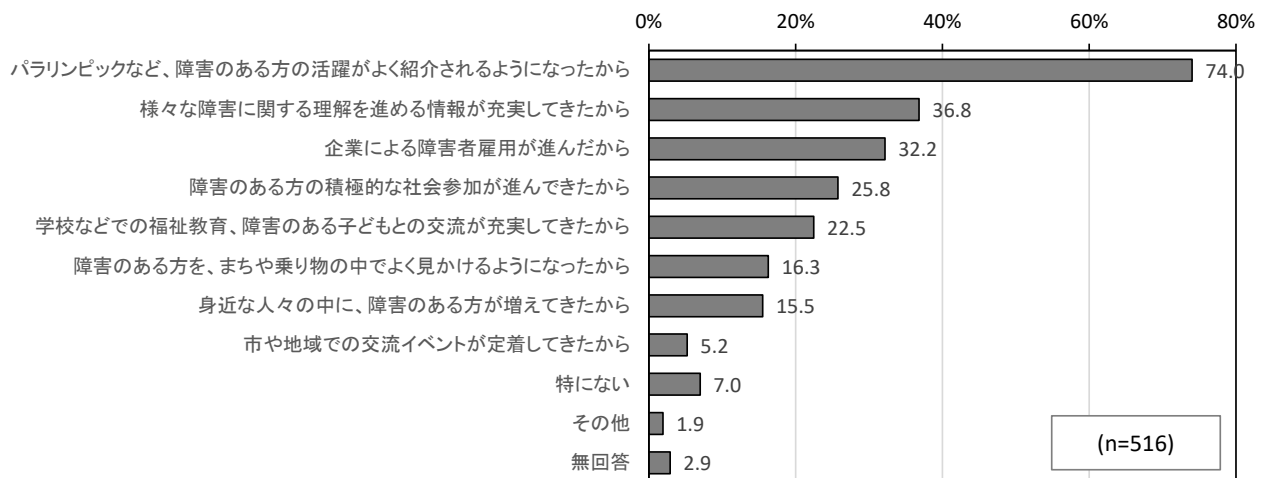
【問 あなたは、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか(単数回答)】



障害等への理解を深めるために必要なこと及び理解が進んだ理由

障害等への理解を深めるために必要なこととしては、「学校教育での障害者理解のための教育の推進」が最も多く、次いで、「障害のある人の一般企業への就業の促進」となっています。

また、障害等への理解が進んだ理由としては、「パラリンピックなど、障害のある人の活躍がよく紹介されるようになったから」が他の項目より割合が高くなっています。

【問 あなたは障害のある人に対する理解を、より深めていくために必要なことは何だと思いますか（複数回答）】**【問 障害等への理解が進んだ主な理由は何だと思いますか（複数回答）】**

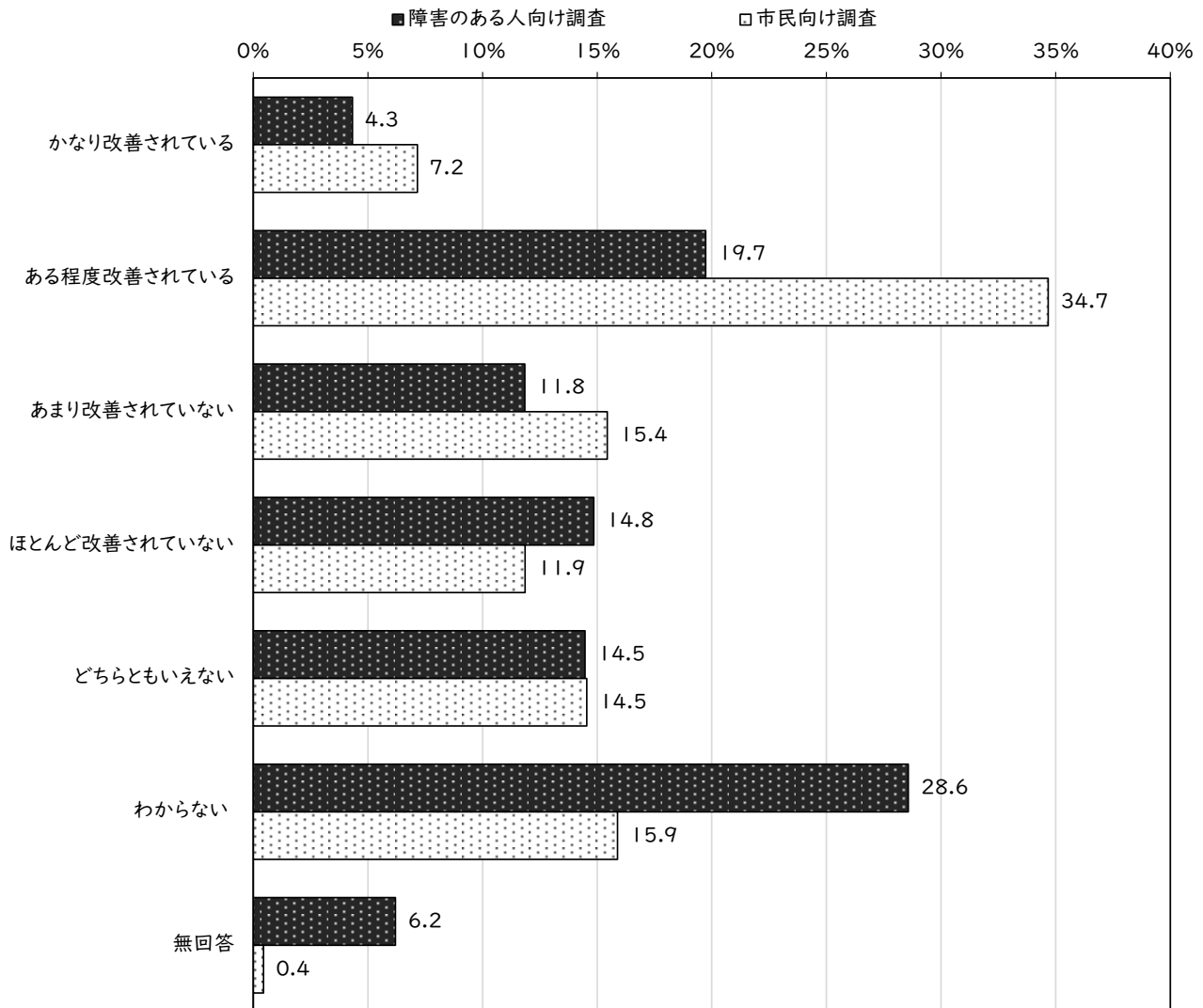
5 障害のある人向けと市民向けアンケートの比較

障害等に対する差別や偏見が5年前と比べて改善されたか

「かなり改善されている」、「ある程度改善されている」「あまり改善されていない」は、市民向けの方が高く、「ほとんど改善されていない」及び「わからない」は、障害のある人向けの方が高くなっています。

これらのことから、市民全体の意識より、障害のある人の方が、差別や偏見が改善されていないと感じている結果となっています。

【問 あなたは、障害者に対する差別や偏見は、5年前と比べて改善されたと思いますか。】



障害の有無に関わらず安心して暮らしていくために重要と思うこと

障害のある人向けの方が高くなっているのは、以下のとおりとなっています。

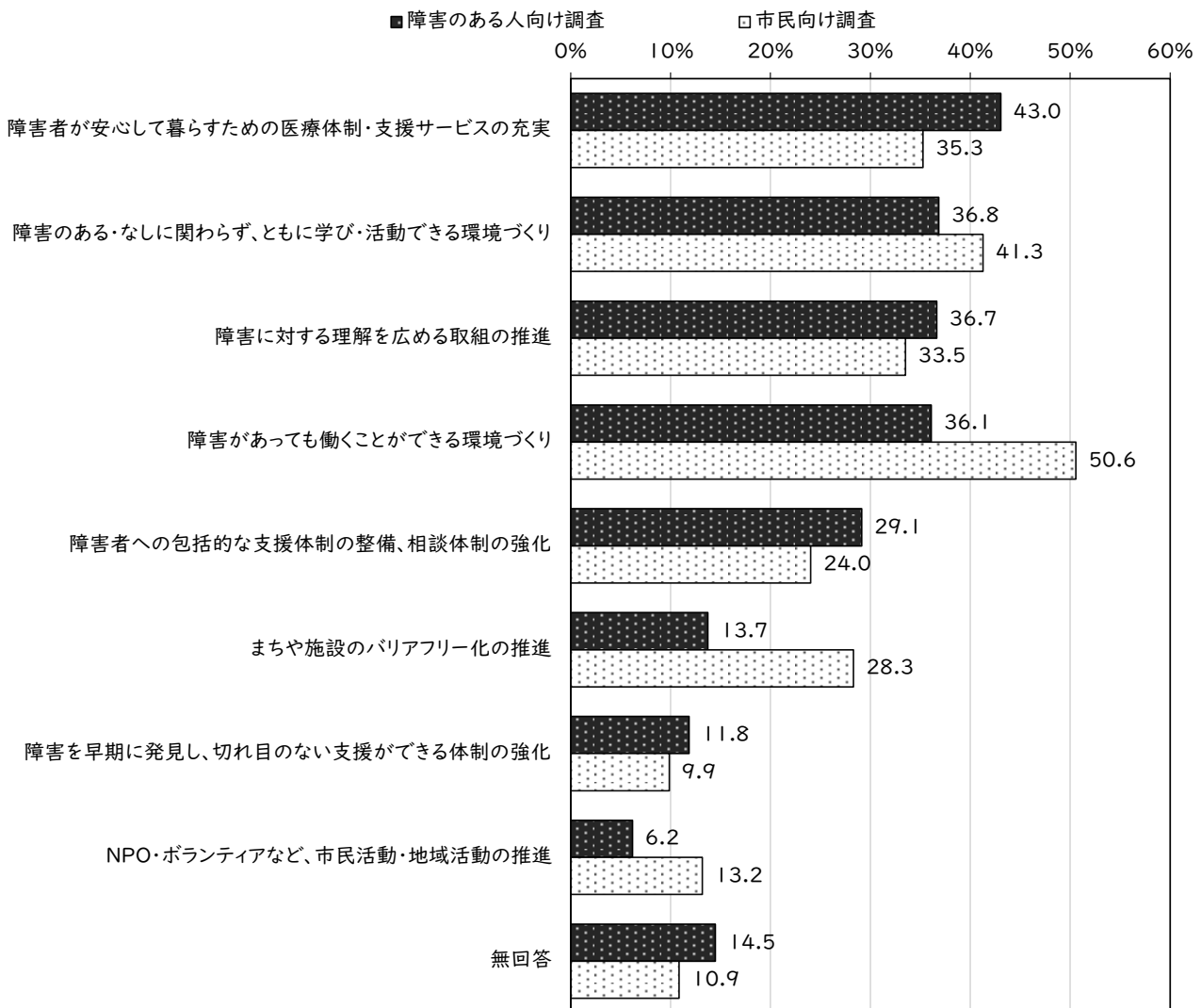
- ・「障害者が安心して暮らすための医療体制・支援サービスの充実」
- ・「障害に対する理解を広める取組の推進」
- ・「障害者への包括的な支援体制の整備, 相談体制の強化」
- ・「障害を早期に発見し, 切れ目のない支援ができる体制の強化」

一方で, 市民向けの方が高くなっているのは、以下のとおりとなっています。

- ・「障害のある・なしに関わらず, ともに学び・活動できる環境づくり」
- ・「障害があっても働くことができる環境づくり」
- ・「まちや施設のバリアフリー化の推進」
- ・「NPO・ボランティアなど, 市民活動・地域活動の推進」

障害のある人の方が高くなっているのは、自分の日常生活に関わりの深いサービス等の支援体制に関する項目となり, 市民向けの方が高くなっているのは、ソフト・ハード面で障害のある人の社会生活を支えるための項目となっています。

【問 今後, 障害のある・なしに関わらず, 安心して自分らしく暮らせるまちにするために, あなたが特に重要と思うことは何ですか】



6 障害福祉サービス等事業者調査結果

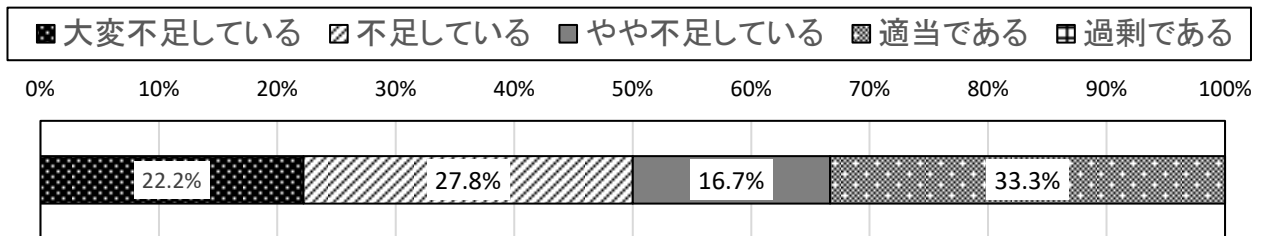
(1) 調査概要および配布・回収状況

項目	概要
調査目的	本計画の改定にあたり、障害福祉サービスの利用実態や今後の障害者施策に対する意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的として実施しました。
対象者	市内で障害福祉サービス事業等を展開している事業者
対象数	20法人
調査期間	令和2年9～10月
回収数・率	18法人・90%

(2) 調査結果

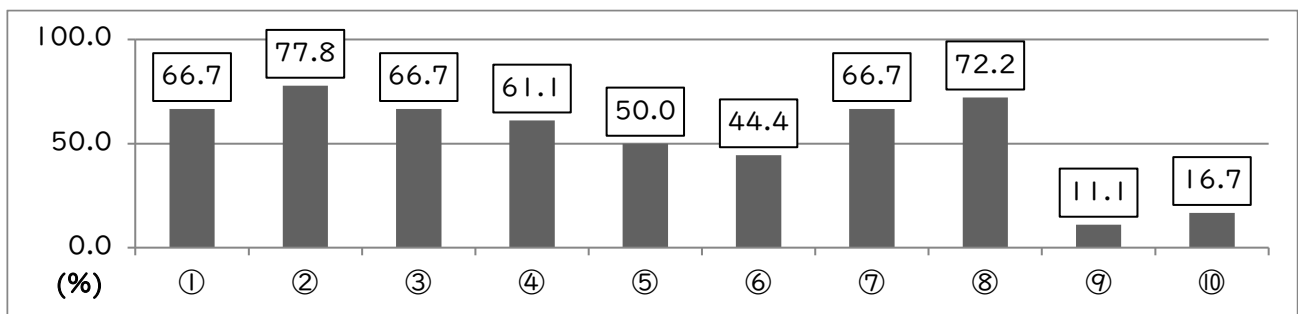
【問 現在の職員の過不足についてお答えください(単数回答)】

「適当である」が33.3%で最も多く、次いで、「不足している」、「大変不足している」となっています。



【問 職員定着のために実施している取組についてお答えください(複数回答)】

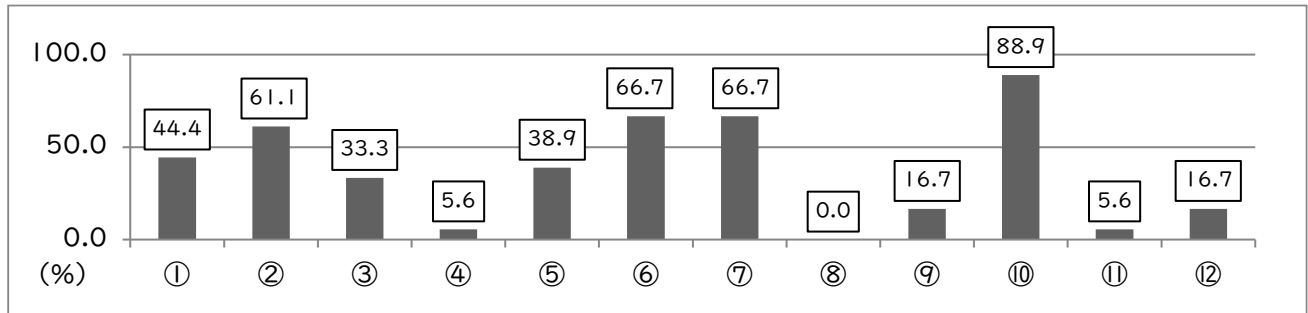
「資格取得のための休暇取得の支援」が77.8%で最も多く、次いで、「事業所内での研修機会の確保」、「資格取得のための金銭的な支援」及び「外部の研修への金銭的な参加支援」及び「福利厚生面(育休, 介護休暇など)の支援」となっています。



①	②	③	④	⑤
資格取得のための金銭的な支援	資格取得のための休暇取得の支援	外部の研修への金銭的な参加支援	外部の研修への休暇取得の支援	勤務条件(夜勤数, 勤務時間等)の改善
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
給与面での改善	福利厚生面(育休, 介護休暇など)の支援	事業所内での研修機会の確保	特に取組は実施していない	その他

【問 事業所では、サービス向上のためにどのようなことに取り組んでいますか（複数回答）】

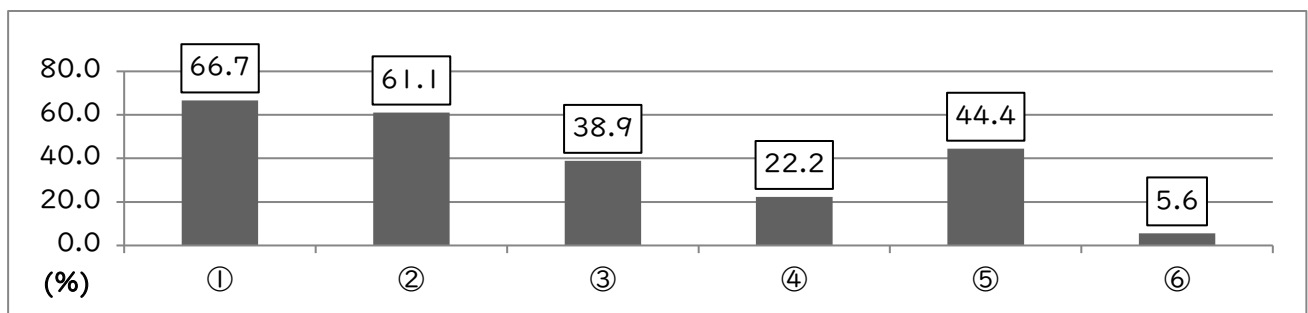
「各種研修会、学習会、セミナーの実施や参加」が88.9%で最も多く、次いで、「管理者が直接サービス提供の状況を確認し指導している」、「現場のスタッフが自発的に問題事例（生活問題等）に関するケース検討会などを行っている」となっています。



①	②	③	④	⑤	⑥
サービス提供のガイドライン、マニュアルを作成している	事故防止のためにヒヤリ・ハット事例の収集・共有を図っている	利用者や家族に対し満足度調査を行っている	積極的に外部評価を受けている（ISO, 第三者評価等）	独自の自己評価を実施している	管理者が直接サービス提供の状況を確認し指導している
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
現場のスタッフが自発的に問題事例（生活問題等）に関するケース検討会などを行っている	現場スタッフに任せている	意見箱を設置している	各種研修会、学習会、セミナーの実施や参加	特に取り組んでいることはない	その他

【問 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談支援や地域の相談機関との連携強化等を担う「基幹相談支援センター」について、期待することはありますか（複数回答）】

「困難事例等の相談」が66.7%で最も多く、次いで、「サービス事業所との連携推進」、「個別支援の動向」となっています。



①	②	③	④	⑤	⑥
困難事例等の相談	サービス事業所との連携推進	合同研修の主催	相談支援事業所への定期的な訪問	個別支援の動向	その他

7 成年後見制度利用支援等に関するアンケート調査結果

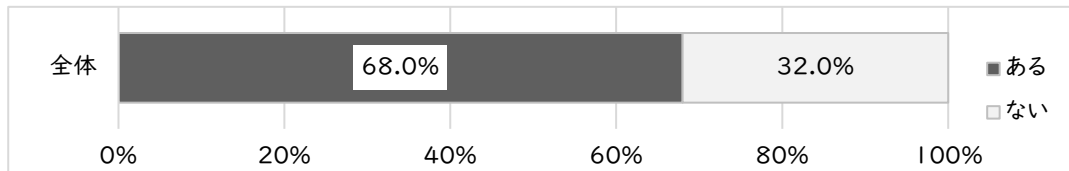
(1) 調査概要

区分	内容
調査目的	市内の高齢者及び障害者の相談支援に関わる事業所における権利擁護の状況や課題について把握し、成年後見制度の利用支援等に向けた今後の協議や取組等の参考にすることを目的として実施しました。
調査対象者	市内において、障害者、高齢者の相談支援を行っている事業所及び障害者や高齢者が入所されている施設(居宅系:40事業所,入所系:52事業所)
調査期間	令和2年6~7月
調査方法	メールによる調査票の配布及び回収
回答数	居宅系34事業所(回答率:85%),入所系42事業所(回答率:81%)

(2) 主な調査結果

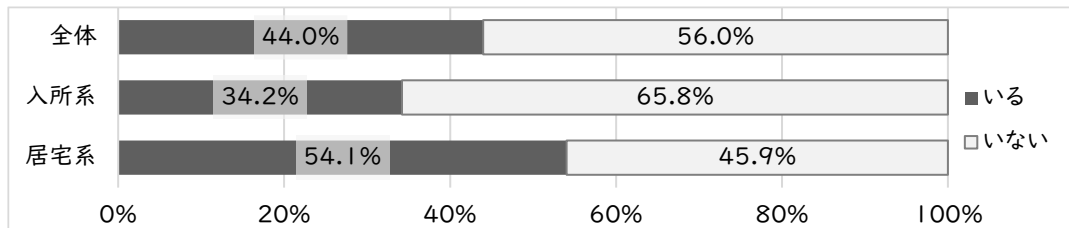
利用者や家族からの成年後見制度の相談

利用者や家族からの成年後見制度の相談がある事業所は、全体の68%となっています。



成年後見制度を利用した方がよいと思われる利用者の有無

サービス利用者で成年後見制度を利用した方がよいと思われる人がいる事業所は全体の44%となっており、居宅系が54.1%と割合が高くなっています。

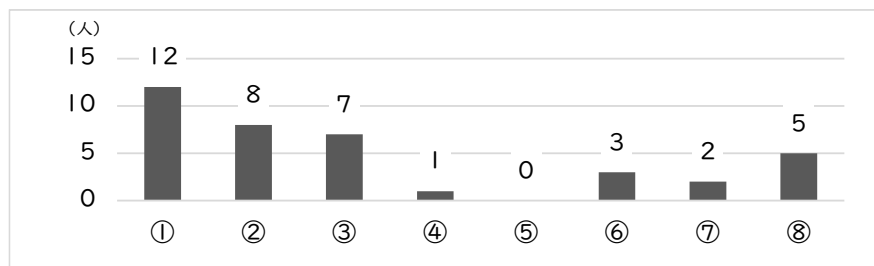


成年後見制度を利用した方がよいと思われる人の数

「すぐにでも利用が必要と思われる人」は11人、「近い将来利用が必要な人」は174人となっています。

成年後見制度の利用が必要と思われる人が現在利用していない理由

成年後見制度を利用していない主な理由としては、「本人が拒否」、「親族の反対」、「申立人がいない」となっています。



①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
本人が拒否	親族の反対	申立人がいない	後見人等の候補者がいない	後見人への報酬が支払えない	手続きがわからない	支援してくれる機関がわからない	その他

8 アンケート及び調査結果のまとめ

(1) 障害に対する理解の促進及び福祉の心づくりの推進

- 障害に関する制度や考え方は、市民に浸透しているとは言えない状況であるため、理解促進への取組を進めていく必要があります。
- 障害のある人の半数以上が差別や嫌な思いをした経験があり、市民全体の意識より差別や偏見が改善されていないと感じている結果を踏まえて、福祉の心づくりへ推進を図る必要があります。
- 市民向けアンケートにおいて、年代や障害のある人が身近にいるかどうかによって、障害に対する理解の度合いが異なっている結果となっています。
- 市民向けアンケートにおいて、障害等への理解を深めるために必要なこととして、「学校教育での障害者理解のための教育の推進」が最も多く、次いで、「障害のある人の一般企業への就業の促進」となっており、障害等への理解が進んだ理由としては、「パラリンピックなど、障害のある人の活躍がよく紹介されるようになったから」が他の項目より割合が高くなっています。これらの結果を踏まえて、障害に対する理解の促進の取組を進める必要があります。

(2) 親なき後等へ対応

- 障害のある人の介助者の高齢化が進んでおり、約4割の人が、現在介助をしてくれている人以外に介助をお願いできる人がいないという結果になっています。現在、介助を行っている人が介助を行えなくなった場合（親なき後等）を見据えた支援を行っていく必要があります。

(3) 地域移行への支援

- 障害のある人で、現在「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」人の地域生活移行への意向は2割程度となっており、地域移行のためには経済的な支援やサービスの充実が求められている結果となっています。

(4) 就労支援

- 障害のある人で福祉的就労から一般就労したいという意向は約2割、現在働いていない人の福祉的就労も含めた就労意向は、約4割となっています。一方で、職業訓練を受ける必要はないと回答した人も約3割おられる結果となっており、本人の意向に合わせた就労支援を行うことが大切となっています。
- 就労支援として必要だと思うことについては、上司や同僚、職場の『理解』が上位となっており、職場における周囲の理解を進める取組が特に求められている結果となっています。

(5) 相談や情報提供

- 障害のある人の普段の相談先として行政機関等の相談窓口と回答した人は少なくなっています。普段の相談は身近な人に行うことが自然と考えられますが、相談窓口においても、障害のある人にとって相談しやすい環境づくりを進める必要があります。
- サービス等の情報の入手先としては、「行政機関の広報誌」が約4割と最も多く、「かかりつけ医や看護師」及び「サービス事業所の人や施設職員」は約2割となっています。障害のある人にとっては、行政や支援機関からの情報提供が重要となっています。

(6) 外出支援

- 障害のある人で「毎日外出する」と回答した人の割合は、前回調査より減少しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、自分で外出できる人の外出機会が減少している可能性があります。外出する時に困ること及び外出しない・できない理由としては、外出手段、費用面、外出に対しての不安感が多くなっており、安心して外出できるような支援を行う必要があります。

(7) 災害時等への対応

- 障害のある人で災害時に「一人で避難できる」と回答した人は4割程度、家族が不在の場合や一人で暮らしている場合、避難時に近所にあなたを助けてくれる人が「いる」と回答した人は約3割となっており、要支援者の避難を支援するための準備として情報収集に努める必要があります。
- 災害時に困ることとしては、「避難場所の設備や生活環境」、「投薬や治療」などの避難生活において、身体に直接影響のある項目が多く、次いで「迅速に避難できない」となっており、避難と避難後の生活支援のために個別の避難計画整備を進める必要があります。

(8) サービス提供体制の維持と質の向上

- 職員数が不足している事業所は3分の2となっており、休暇取得支援や研修などの様々な職員定着への取組が行われていますが、事業運営上の大きな課題となっています。
- サービス向上のために、研修会、ケース検討会、事故防止のための情報共有など様々な取組が行われており、これらの取組を後押しするような支援が重要となっています。

第2章 第3期障害者福祉計画

第1節 計画の基本理念と施策体系

1 基本理念とめざす将来像

本計画における、「基本理念」及び「めざす将来像」については、これまでの本市における障害者福祉施策を引き続き展開し、さらに推進していくために、前計画で定めたものを引き継ぐものとします。

基本理念

障害のある人一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに、

安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会の実現

めざす将来像

障害のある人が、地域でいきいきと自分らしく生きることのできるまち

障害のある人が、その能力や個性を最大限に発揮して、もっと楽しく、いきいきと、
その人らしく安心して暮らせるまち、そんな地域の中で、障害のある人もない人も、
ともに支え合い、認め合い、ともに育ち、ともに働き、ともに生きるまちを市民ぐるみで
つくっていきます。また、ライフステージに応じた支援についても取組を進めます。

2 基本目標

1 共生社会のまちづくり

共生社会とは、障害がある・ないに関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様な個性を認め合うことのできる社会のことをいいます。

共生社会のまちづくりのために、障害に対する理解及び福祉に関する教育・研修の推進を図り、地域で支え合う仕組みづくりと障害のある人の社会参加の促進を進めていきます。

2 支援組織及び相談支援体制の強化

障害者支援施策の推進にあたって、障害者支援協議会と、障害者支援事業の中核を担う障害者支援センターを中心とした各種サービスによる支援体制及び相談支援体制を構築しています。

相談支援体制の充実により、障害のある人が安心して生活できる環境づくりを進めていきます。

3 安心して生活できる支援体制の強化

障害のある人が、安心して生活をしていくためには、適切なサービス等の支援、住まいや社会生活における合理的配慮のある環境づくり、社会参加を図るための意思疎通支援等の多様な支援が必要であり、障害のある人の権利が護られ、災害等の緊急時にも対応できる体制が必要です。

これらの取組を合わせることが効果的な支援へとつながるため、障害のある人一人ひとりに多様な支援を提供できる体制強化に努めていきます。

4 いきいきと働ける仕組みと支援の充実

企業等で働く一般就労や障害者就労支援施設で働く福祉的就労など、障害のある人が多様な働き方を選ぶことができる環境づくりが必要です。

障害があってもいきいきと働きたいという気持ちを尊重した、多様な就労支援を提供し、障害者就労支援施設における収益向上への働きかけにも努めていきます。

5 切れ目のない支援体制の整備

障害のある人の成長を支えるためには、ライフステージの移行による生活環境の変化に対応できる一貫した支援が必要となります。

障害のある人やその保護者に対して早期から支援を提供し、支援する側が変わったとしても変わらず一人ひとりに寄り添った支援を行うことができる体制を整備していきます。

3 計画の施策体系

基本目標	施策体系								
共生社会のまちづくり	1 共生のまちづくりの推進 <table border="1" data-bbox="632 331 1452 575"> <tr> <td data-bbox="632 331 1452 394">1-1 障害に対する理解の促進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 394 1452 456">1-2 福祉に関する教育・研修の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 456 1452 519">1-3 地域全体で支え合う仕組みづくり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 519 1452 575">1-4 社会参加への支援</td> </tr> </table>	1-1 障害に対する理解の促進	1-2 福祉に関する教育・研修の推進	1-3 地域全体で支え合う仕組みづくり	1-4 社会参加への支援				
1-1 障害に対する理解の促進									
1-2 福祉に関する教育・研修の推進									
1-3 地域全体で支え合う仕組みづくり									
1-4 社会参加への支援									
支援組織及び 相談支援体制の強化	2 支援組織及び相談支援体制の充実 <table border="1" data-bbox="632 642 1452 887"> <tr> <td data-bbox="632 642 1452 705">2-1 障害者支援センターの機能強化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 705 1452 768">2-2 障害者支援協議会の機能強化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 768 1452 831">2-3 相談から自己選択・決定への支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 831 1452 887">2-4 相談支援ネットワークの充実</td> </tr> </table>	2-1 障害者支援センターの機能強化	2-2 障害者支援協議会の機能強化	2-3 相談から自己選択・決定への支援	2-4 相談支援ネットワークの充実				
2-1 障害者支援センターの機能強化									
2-2 障害者支援協議会の機能強化									
2-3 相談から自己選択・決定への支援									
2-4 相談支援ネットワークの充実									
安心して生活できる 支援体制の強化	3 地域生活支援体制の充実 <table border="1" data-bbox="632 954 1452 1442"> <tr> <td data-bbox="632 954 1452 1016">3-1 障害福祉サービス等の充実</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1016 1452 1079">3-2 地域生活支援拠点の充実</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1079 1452 1142">3-3 住まいの場の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1142 1452 1205">3-4 保健・医療体制の充実</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1205 1452 1267">3-5 情報提供の充実・多様化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1267 1452 1330">3-6 権利擁護の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1330 1452 1393">3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1393 1452 1442">3-8 バリアフリーの推進</td> </tr> </table>	3-1 障害福祉サービス等の充実	3-2 地域生活支援拠点の充実	3-3 住まいの場の確保	3-4 保健・医療体制の充実	3-5 情報提供の充実・多様化	3-6 権利擁護の推進	3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化	3-8 バリアフリーの推進
3-1 障害福祉サービス等の充実									
3-2 地域生活支援拠点の充実									
3-3 住まいの場の確保									
3-4 保健・医療体制の充実									
3-5 情報提供の充実・多様化									
3-6 権利擁護の推進									
3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化									
3-8 バリアフリーの推進									
いきいきと働ける仕組み と支援の充実	4 就労支援の充実 <table border="1" data-bbox="632 1509 1452 1688"> <tr> <td data-bbox="632 1509 1452 1572">4-1 障害者雇用・就労機会の拡大と推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1572 1452 1635">4-2 多様な就労による生きがいづくり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1635 1452 1688">4-3 障害者就労支援施設等の収益向上への支援</td> </tr> </table>	4-1 障害者雇用・就労機会の拡大と推進	4-2 多様な就労による生きがいづくり	4-3 障害者就労支援施設等の収益向上への支援					
4-1 障害者雇用・就労機会の拡大と推進									
4-2 多様な就労による生きがいづくり									
4-3 障害者就労支援施設等の収益向上への支援									
切れ目のない 支援体制の整備	5 切れ目のない支援の充実 <table border="1" data-bbox="632 1756 1452 1993"> <tr> <td data-bbox="632 1756 1452 1818">5-1 早期発見・早期対応</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1818 1452 1881">5-2 療育・発達支援体制の充実</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1881 1452 1944">5-3 連携強化による一貫した支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1944 1452 1993">5-4 一人ひとりに応じた教育の充実</td> </tr> </table>	5-1 早期発見・早期対応	5-2 療育・発達支援体制の充実	5-3 連携強化による一貫した支援	5-4 一人ひとりに応じた教育の充実				
5-1 早期発見・早期対応									
5-2 療育・発達支援体制の充実									
5-3 連携強化による一貫した支援									
5-4 一人ひとりに応じた教育の充実									

第2節 施策の推進に向けて

基本施策Ⅰ 共生のまちづくりの推進

- | |
|---------------------|
| Ⅰ-1 障害に対する理解の促進 |
| Ⅰ-2 福祉に関する教育・研修の推進 |
| Ⅰ-3 地域全体で支え合う仕組みづくり |
| Ⅰ-4 社会参加への支援 |

Ⅰ-1 障害に対する理解の促進

施策における現状と課題

- 障害のある人が地域で、安心して暮らせる社会を実現するための第一歩として、一人ひとりの市民が障害への理解と認識を深め、自らの問題として考えることが必要です。
- 市民向けアンケートにおいて、共生社会、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮など障害への理解を深める考え方については、認知度は向上していますが、内容の理解はあまり進んでいない結果となっています。
- また、障害に対する差別や偏見があると認識している人は多いため、問題意識を持っている人は多くおられる状況です。
- 差別解消支援部会による、事業者向けのアンケートでは、合理的配慮が民間事業者に努力義務となっていることを知っている事業者は約3割となっていますが、知らない事業者でも約6割は何らかの配慮や工夫をしている結果となっています。

本市における取組の状況

- 障害者支援ネットワーク連絡会議に差別解消支援部会を設置し、情報収集、啓発内容の検討、啓発活動等を行っています。
- 広報紙、ホームページ等の媒体や障害者週間等の機会を活用して、障害への理解や適切な配慮を促すための啓発を行っています。
- 保育・教育の場において、障害への理解を深める教育を推進しています。

今後の施策の進め方と方向性

- アンケート結果から、障害のある人の活躍の紹介により障害への理解が進んだと感じている人が多く、障害のある人が学校・職場・地域にいる人の方が障害への理解が進んでいることから、障害のある人と協力して理解の促進を図る取組を進めていきます。
- 障害のある人に対しての配慮や支援を拡げていくためには、合理的配慮の理解促進を進めていくことが重要となり、具体的な配慮の例示を踏まえて啓発を行います。
- 啓発にあたっては、広報紙、ホームページ、出前講座等の様々な媒体を活用していきます。
- 市内で開催される各種イベント等を活用した啓発活動を進めていきます。
- 講演会等の幅広い市民の参加が期待できる取組については、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し、必要に応じた実施を検討していきます。

基本施策Ⅰ 共生のまちづくりの推進

- | |
|---------------------|
| Ⅰ-1 障害に対する理解の促進 |
| Ⅰ-2 福祉に関する教育・研修の推進 |
| Ⅰ-3 地域全体で支え合う仕組みづくり |
| Ⅰ-4 社会参加への支援 |

Ⅰ-2 福祉に関する教育・研修の推進

施策における現状と課題

- 障害のある人もない人も互いを尊重して支え合うことができる共生のまちづくりのために、市内小・中学校等において、「福祉の心」を育むための、福祉教育を実践しています。
- 障害によって差別や嫌な思いをした経験がある人は、障害のある人の半数以上となっており、経験した場所としては、「学校・仕事場」と「外出先」などの社会生活を行う際に経験したという人が多くなっている結果となっています。

本市における取組の状況

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する三次市職員対応要領に基づいた職務の遂行や、職員研修を行うなど、障害者差別の解消に向けた取組を率先して進めています。
- 市内小・中学校では、道徳科を要として、学校教育全体で命や人権に対する感性を養い、「福祉の心」を育てています。
- また、道徳科の時間に障害のある人との関わりについて考えたり、総合的な学習の時間等に福祉関係機関と連携を図り、福祉に関する話を聞いて理解を深めたり、地域の高齢者福祉施設を訪問して施設利用者と交流したりするなど、福祉を実践する力を養っています。

今後の施策の進め方と方向性

- 三次市職員は、不当な差別的取扱いの禁止はもとより、率先して合理的配慮の提供を行っていきます。
- 学校教育目標や各教科等との関連を図った福祉教育を進めます。
- 福祉やボランティアについて正しく理解するために、全教職員が指導内容や指導方法について研修の機会をもち、教職員間での共通理解を図ります。
- 学校が計画する活動は、地域で行われている福祉活動と連携することでより効果的なものとなるため、計画段階から、関係者の方々と連携し、ともに考えていくという姿勢を大切にするとともに、福祉教育について日常的に連携・協力していく体制づくりを行います。

基本施策Ⅰ 共生のまちづくりの推進

- | |
|---------------------|
| Ⅰ-1 障害に対する理解の促進 |
| Ⅰ-2 福祉に関する教育・研修の推進 |
| Ⅰ-3 地域全体で支え合う仕組みづくり |
| Ⅰ-4 社会参加への支援 |

Ⅰ-3 地域全体で支え合う仕組みづくり

施策における現状と課題

- 市民向けアンケートにおいて、社会全体よりも市内の身近な地域の方が障害等に対する理解が進んでいないと感じている人が多い結果となっています。
- 地域の中で障害のある人と住民が交流するうえで、ボランティアの役割が重要となります。
- 差別解消支援部会による、事業者向けのアンケートでは、障害のある人が社会生活を送る中で利用する、商業施設や飲食店などの民間事業者においては、合理的配慮が努力義務となっていることを知っている事業者は約3割となっています。

本市における取組の状況

- 三次市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの養成や活動支援を行っています。
- 精神障害者ボランティアの養成やスキルアップを行い、活動の場の提供も行っていきます。
- 広島県が推進している「あいサポート運動^{※2}」と連携し、事業者や関係団体等への研修を行い「あいサポーター^{※3}」養成の取組を進めました。

今後の施策の進め方と方向性

- 三次市社会福祉協議会と連携し、障害福祉事業に対するボランティア活動を引き続き広げていきます。
- 障害に対する理解の促進を図り、地域活動や民間施設において少しずつでも障害のある人への配慮が提供されるようになる環境づくりを進めます。
- 地域や事業者への障害の理解を上げる取組として、あいサポート運動を展開していきます。
- 障害のある人の団体活動など、自主的な活動を引き続き支援していきます。

² 皆さんに、障害の内容・特性、障害のある人が困っていること、配慮の仕方やちょっとした手助けの方法など、を知っていただき、実践していただく運動のことをいいます。

³ 障害のある人が、困っているときなどに『ちょっとした手助け』を実践する意欲のある人で、あいサポーター研修を修了した人、またはテキスト「障害を知り、共に生きる」を読んだ人（特別な技術の習得は不要）のことをいいます。

基本施策Ⅰ 共生のまちづくりの推進

- | |
|---------------------|
| Ⅰ-1 障害に対する理解の促進 |
| Ⅰ-2 福祉に関する教育・研修の推進 |
| Ⅰ-3 地域全体で支え合う仕組みづくり |
| Ⅰ-4 社会参加への支援 |

Ⅰ-4 社会参加への支援

施策における現状と課題

- 障害のある人が、いきいきと暮らしていくためには、社会とのつながりを持ち、それぞれの個性を發揮していくことが大切です。障害があっても様々な活動に参加できるよう、適切な配慮を行う必要があります。
- 東京2020パラリンピックの開催決定により、障害者スポーツは全国的にも認知度が向上しています。
- 障害のある人で毎日外出する人の割合は、前回調査より減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響により、自分で外出できる人の外出機会が減少している可能性があります。

本市における取組の状況

- 障害者フライングディスク競技大会等の障害者スポーツの機会を提供しており、障害のある人の社会参加に加えて、学生や地域のボランティア団体との交流の場ともなっています。
- ソーシャルクラブ^{※4}やハートフルサロン^{※5}などを開催し、グループ活動による障害のある人の社会参加のきっかけづくりや社会生活への能力向上を図っています。
- 外出支援のために、移動支援事業や福祉タクシー等助成券の交付を行っています。
- 障害者支援ネットワーク連絡会議に地域生活支援部会を設置し、障害のある人の社会参加に係る情報収集、検討を進めています。

今後の施策の進め方と方向性

- 障害者スポーツは障害者の社会参加とボランティア等との交流の場となっているため、引き続きフライングディスク競技大会の開催や活動支援を行っていきます。
- 障害のある人の社会参加のきっかけづくりや社会生活への能力向上のための機会の提供を引き続き行うとともに、活動を支援するボランティアの養成も進めていきます。
- 障害のある人の社会参加に向けた検討を進め、移動支援等の社会参加への手助けとなる取組の有効活用を図っていきます。

⁴ 全ての障害のある人を対象とし、グループ活動をとおした社会参加のきっかけづくりや、個々の社会生活力の向上のために開催しています。

⁵ 精神障害者やひきこもり、障害者手帳や医療機関受診につながっていない人を対象とし、創作活動を中心として活動しています。

基本施策2 支援組織及び相談支援体制の充実

2-1 障害者支援センターの機能強化

2-2 障害者支援協議会の機能強化

2-3 相談から自己選択・決定への支援

2-4 相談支援ネットワークの充実

2-1 障害者支援センターの機能強化

施策における現状と課題

- 障害者支援センターは、本市における障害者支援の中核機関であり、総合相談支援、専門部会の事務局、社会資源の活用、障害のある人の社会参加支援、障害者団体や家族会への支援等の多岐にわたる役割を担っています。
- センターには、社会福祉士^{※6}、精神保健福祉士^{※7}、相談支援専門員等の専門職を配置しています。
- 近年は困難事例に対応するケースが増加しており、障害者支援センターのみでは解決できない場合も多いことから、関係機関との連携体制の強化が必要となっています。

本市における取組の状況

- 総合相談支援においては、障害福祉サービス等のサービス等利用計画^{※8}の作成を行う計画相談支援と、障害のある人からの様々な相談に対応する一般相談があり、必要に応じた関係機関との連携のもと対応を行っています。
- 権利擁護においては、虐待対応や啓発活動を行っています。マニュアルの活用や実践的な研修により職員のスキルアップを図っています。
- 障害のある人の社会参加支援として、ピアサポート事業や、社会参加や活動の場の提供、家族会活動、障害者ボランティア等の支援を行っています。
- 関係機関との連携においては、障害者支援ネットワーク連絡会議の事務局を担い、部会をとおした課題解決や、部会間の連携による取組実施への支援を行っています。

今後の施策の進め方と方向性

- 基幹型としての障害者支援センターの位置づけを明確にし、困難事例への対応等による他の相談支援事業所への支援や、事業所間調整、サービス等利用計画作成への助言・指導、地域生活支援拠点等の役割を強化していきます。
- 困難事例への対応にあたっては、権利擁護ネットワーク等の関係機関と連携した対応ができる体制づくりを進めていきます。
- ピアサポート事業等の障害のある人が活躍できる機会への支援を引き続き行い、障害のある人の社会参加や活動の場を確保していきます。
- 障害者支援の中核を担う組織として、職員の研修等による支援の質の向上に努めていきます。
- インターネットの活用や「三次市障害者支援センターだより」の発行による、障害者支援センターの周知及び障害者支援に関する情報発信を引き続き行っていきます。

6 「ソーシャルワーカー」と呼ばれる福祉専門職。身体的・精神的障害または環境上の理由で日常生活を営むことに支障がある者に対し、福祉に関する相談、助言、指導その他の援助を行います。

7 「精神科ソーシャルワーカー（PSW）」と呼ばれる福祉専門職。精神病院等において医療を受けている、または精神障害により施設を利用している人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行います。

8 障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について、指定特定相談支援事業者が検討・作成する計画のことをいいます。

基本施策2 支援組織及び相談支援体制の充実

2-1 障害者支援センターの機能強化

2-2 障害者支援協議会の機能強化

2-3 相談から自己選択・決定への支援

2-4 相談支援ネットワークの充実

2-2 障害者支援協議会の機能強化

施策における現状と課題

- 障害者福祉に関する多種多様な問題に対し、障害者、障害者団体、サービス提供事業者、ボランティア団体、医療・保健・福祉・教育・就労関係等の地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うため、三次市障害者支援協議会を設置しています。
- 障害者支援協議会には、そのネットワークを活かした、本市の障害者支援施策への提言、支援体制ネットワークの強化、公的サービス以外の資源の掘り起こし等の役割を担っています。
- 協議会に参加する関係機関や団体に、支援協議会において得られた情報等を拡げていくことも必要とされています。

本市における取組の状況

- 障害者支援協議会は、協議会とネットワーク連絡会議として5つの専門部会から構成されています。
- 協議会は、障害福祉サービス等の利用状況や5つの専門部会の活動など、障害者支援に関わる情報を把握し、障害者支援施策の推進に係る協議を進めています。
- 専門部会は、「相談支援部会」、「地域生活支援部会」、「就労支援部会」、「療育・発達支援部会」、「差別解消支援部会」の5つとなっており、各部会における関係機関の代表者により構成され、具体的な取組の検討と実施、情報収集と課題の検討などを進めています。

今後の施策の進め方と方向性

- 障害者支援協議会は、本市の障害者施策に係る中核組織となるため、現在構築しているネットワーク体制を維持し、ネットワークを活用した、障害のある人が自分らしく生きるための支援を推進していきます。
- 専門部会においては、各部会の専門性を活かした具体的な取組を実施し、部会間の連携によるネットワーク構築も進めていきます。

基本施策2 支援組織及び相談支援体制の充実

2-1 障害者支援センターの機能強化

2-2 障害者支援協議会の機能強化

2-3 相談から自己選択・決定への支援

2-4 相談支援ネットワークの充実

2-3 相談から自己選択・決定への支援

施策における現状と課題

- 障害のある人が生活を送る中で、障害福祉サービス等の利用が必要となった時、自らで自分の生活を考え、利用したいサービスを選ぶことが大切です。そのためにも、本人の意思を聴き取り、必要な情報提供や提案を行うなどの、自己選択と決定への支援が必要です。
- サービス等利用計画の作成にあたっては、分かりやすく的確な情報提供を行うとともに、個人ニーズに合わせて複数のサービスを組み合わせるケアマネジメントによる相談支援が重要となります。
- 近年は計画相談支援の利用実績も増加しているため、事業者や相談支援専門員^{※9}等の確保と質の向上の両面から体制強化を図る必要があります。
- 障害福祉サービス等の利用以外においても、障害のある人の生活を支援するための相談は多岐にわたるため、多様な相談支援体制が必要です。

本市における取組の状況

- 市内の指定相談支援事業所^{※10}において、全ての障害福祉サービス利用者へのサービス等利用計画作成に対応する体制を整備しています。
- 障害者支援ネットワーク連絡会議に相談支援部会を設置し、市内全ての相談支援事業所と関係機関による定例会を毎月開催し、事業所間の連携を図っています。
- 相談支援部会においては、勉強会や事例検討も行っており、サービス等利用計画の質の向上を図っています。
- 子鹿医療療育センターと連携し、重症心身障害や知的障害、身体障害を持つ人に対する専門的な相談を受けられる体制を整備しています。
- こども発達支援センターにおいて、子どもの発達や子育ての悩みについての相談を受けています。

今後の施策の進め方と方向性

- 相談支援部会による事業所間の連携強化とサービス等利用計画の質の向上への取組を引き続き行い、相談支援事業所と関係機関の連携も進めていきます。
- 障害者支援センターを本市における基幹相談支援センターとして位置づけ、他の相談支援事業所への支援や困難事例への対応を行っていきます。
- 子鹿医療療育センターやこども発達支援センター等の専門的な相談を受けられる機関と連携した相談体制の提供を引き続き行っていきます。

⁹ 一定の実務経験と研修の修了を要件とした福祉職。障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成します。

¹⁰ 市の指定を受けた、障害者総合支援法で定められた相談支援事業（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）を実施する事業所のことをいいます。

基本施策2 支援組織及び相談支援体制の充実

- | |
|---------------------|
| 2-1 障害者支援センターの機能強化 |
| 2-2 障害者支援協議会の機能強化 |
| 2-3 相談から自己選択・決定への支援 |
| 2-4 相談支援ネットワークの充実 |

2-4 相談支援ネットワークの充実

施策における現状と課題

- 本市における障害のある人から相談を受ける中核は障害者支援センターの総合相談が担っています。相談内容が多様化・複雑化しており、関係機関との連携による対応が必要となっています。
- 障害のある人の普段の悩みや困ったことの相談先は、「家族や親せき」、「友人・知人」などの身近な人が多くなっています。
- 普段の悩み事を身近な人に相談することも生活の上では重要であるため、障害のある人が気軽に相談できる相手を作るための支援も必要です。

本市における取組の状況

- 障害者支援センターの総合相談を中心とした相談支援体制を構築しており、センターと関係機関の連携を深める取組も進めています。
- 相談支援部会において、相談支援事業所間及び関係機関との連携を深めるための研修会や勉強会を開催しています。
- 障害のある人が相談者となるピアカウンセラー^{※11}の養成と活動支援を行っています。
- 身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員など地域において相談を行う体制を構築しています。

今後の施策の進め方と方向性

- 障害者支援センターの相談対応力の向上を図るとともに、障害者支援センターを中心とした関連機関のネットワーク体制を強化し、相談から早期対応へとつなげていきます。
- 相談支援部会においての取組を進めて、相談支援体制の強化を図ります。
- ピアカウンセラーの養成と活動支援を引き続き行い、障害のある人の仲間同士の支え合いを拡げていきます。
- 身体障害者・知的障害者相談員の設置や、普段の悩みや困ったことを近所の人に気軽に相談できる環境の整備など、地域における相談体制づくりを引き続き行っていきます。
- 事業所間の連携強化にあたっては、ICTを活用したオンラインでの会議等を行うとともに、障害のある人で希望する人にはオンラインでの相談を受けられるような体制を検討していきます。

¹¹ 同じ経験をもつ「仲間」（ピア）として、相談に応じる障害者を、ピアカウンセラーと呼ぶ。話を聞く、またはアドバイスをするのみではなく、自分の状況を考え、自己決定ができるよう、励ますことを目的に行われるカウンセリングを行います。

基本施策3 地域生活支援体制の充実

3-1 障害福祉サービス等の充実
3-2 地域生活支援拠点の充実
3-3 住まいの場の確保
3-4 保健・医療体制の充実
3-5 情報提供の充実・多様化
3-6 権利擁護の推進
3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化
3-8 バリアフリーの推進

3-1 障害福祉サービス等の充実

施策における現状と課題

- 障害者手帳所持者数は緩やかに減少傾向となっておりますが、人口比で見ると横ばいとなっております。
- 障害福祉サービス等の利用者数は概ね横ばいかやや増加している傾向にあります。
- 訪問系のサービスにおいては、広大な市域をカバーすることが難しく、利用者のニーズに応えることが難しい場合があります。
- 入所サービスにおいては、利用定員を超えていることから、すぐにサービスを利用できない状況があります。
- グループホームにおいては、利用ニーズに対して提供体制が不足しています。また、人材確保などの施設の運営における課題もあります。
- サービス提供事業者の多くが、各種研修会・学習会・セミナーの実施や参加等のサービス向上のための取組を行っていますが、3分の2の事業者は職員が不足している状況にあります。

本市における取組の状況

- 障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス、地域生活支援事業に加えて、福祉タクシーや紙おむつ購入費等の助成を行っています。
- 医療的ケアが必要な児童への支援として、市立三次中央病院において医療型短期入所事業を開設し、短期入所施設の確保に努めました。
- サービスの利用状況やアンケートによる利用意向の把握を行っています。
- みよし福祉・介護人材確保等総合支援協議会による、人材育成・定着への取組を進めています。

今後の施策の進め方と方向性

- サービス利用についての状況や意向を踏まえて利用見込みを算出し、毎年度利用実績を引き続き把握することで、市全体のサービス提供体制の調整を図っていきます。
- 本人の意思を尊重した適切なサービス等利用計画の作成に努めていきます。
- みよし福祉・介護人材確保等総合支援協議会による福祉職のPRや研修会の開催など、人材育成・定着への取組を関係機関との協働により進めていきます。

基本施策3 地域生活支援体制の充実

3-1 障害福祉サービス等の充実
3-2 地域生活支援拠点の充実
3-3 住まいの場の確保
3-4 保健・医療体制の充実
3-5 情報提供の充実・多様化
3-6 権利擁護の推進
3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化
3-8 バリアフリーの推進

3-2 地域生活支援拠点の充実

施策における現状と課題

- 地域生活支援拠点とは、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた支援のための機能をもつ場所や体制のことをいいます。
- 拠点に求められる主な機能としては、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つとなっています。
- 障害のある人の主な介助者の年齢は、50歳以上の割合が増加しており、介助者の高齢化が進んでいる結果となっています。
- また、約4割の人が、現在介助をしてくれている人以外に介助をお願いできる人がいないという結果になっています。65歳以上になると、半数以上となっています。

本市における取組の状況

- 障害者支援センターを中心として、関係機関のネットワークによる面的な支援体制を整備し、令和2年度から運用を開始しています。
- 本市においては、優先課題として相談と緊急時の受け入れ・対応を設定し、この2つの機能を持つ支援拠点として運用を開始しています。

今後の施策の進め方と方向性

- 緊急時に支援が見込めない人の登録や支援計画の作成を進め、地域において安心して生活ができる機能の充実に努めます。
- 相談や緊急時の受け入れ・対応など拠点の運用状況を定期的に検証し、効果的な事業実施に努めます。
- 体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能についても、市内の資源や利用ニーズを踏まえて、実施に係る検討を進めていきます。

基本施策3 地域生活支援体制の充実

3-1 障害福祉サービス等の充実
3-2 地域生活支援拠点の充実
3-3 住まいの場の確保
3-4 保健・医療体制の充実
3-5 情報提供の充実・多様化
3-6 権利擁護の推進
3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化
3-8 バリアフリーの推進

3-3 住まいの場の確保

施策における現状と課題

- 障害者支援施設入所者は若干の減少傾向、グループホーム利用者はやや増加傾向にあります。
- 現在「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」人の地域生活への移行の調査では、「今のまま生活したい」が約6割で最も多く、「家族と一緒に生活したい」及び「グループホームなどを利用したい」は、それぞれ約1割、「一人で暮らしたい」は約3%となっています。
- 地域で生活するために必要なこととしては、「経済的な負担の軽減」が約5割と最も多く、次いで、「医療ケア」や「居宅介護」などのサービスの充実については2~3割程度、「地域住民の理解」については1割程度となっています。

本市における取組の状況

- 障害のある人の生活の場として、障害者支援施設（施設入所支援）、共同生活援助（グループホーム）のサービスを提供しています。
- 障害のある人が地域において生活する場を確保するために、グループホームの新規設置に係る助成を行っています。
- また、自宅で暮らすための支援として、住宅改修費の助成や居宅介護等の障害福祉サービスの提供を行っています。
- 広島県居住支援協議会と連携して、アパート等の賃貸住宅に入居を希望する際の情報提供など、必要な支援を行っています。

今後の施策の進め方と方向性

- 障害のある人の、地域で生活をしたいという意向に沿った支援ができるよう、グループホームの設置促進を図るとともに、自宅やアパート等の様々な形での居住形態に対する支援を引き続き行っていきます。
- 障害に対する理解の促進を図り、地域で安心して暮らすことができる環境づくりを進めていきます。

基本施策3 地域生活支援体制の充実

3-1 障害福祉サービス等の充実
3-2 地域生活支援拠点の充実
3-3 住まいの場の確保
3-4 保健・医療体制の充実
3-5 情報提供の充実・多様化
3-6 権利擁護の推進
3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化
3-8 バリアフリーの推進

3-4 保健・医療体制の充実

施策における現状と課題

- 障害の要因となる疾病の重症化防止のため、保健・医療・福祉の連携による支援が必要です。
- 脳血管疾患による身体障害を予防するために生活習慣病対策が必要です。
- うつ病等、こころの病気や自殺に関する正しい知識について、普及・啓発、早期発見・早期治療につなげる体制の充実を図る必要があります。
- 精神障害者数は、増加傾向にあります。
- 医療ケアが必要な障害のある人への対応を充実させていく必要があります。

本市における取組の状況

- 三次市健康づくり推進計画において、「健康寿命の延伸!健康格差の縮小!」を基本目標として、総合的な健康づくりを推進しており、その中で障害の要因となる疾病の予防や重症化防止のための、健康相談や保健指導、健康教室等の事業を行っています。
- 障害のある人の総合集団健診費用を無料化し、受診しやすい環境づくりを行っています。
- うつ病等のこころの病気や自殺対策のため、こころサポーター（ゲートキーパー※12）の養成や、「自殺対策地域ネットワーク会議」の開催により、保健、医療、生活、教育、労働等の連携強化を図っています。
- 精神障害のある人やその家族への支援として、社会参加の場の提供や、家族交流会・学習会を開催しています。
- 医療的ケア児・者への支援として、個別支援や情報共有を目的とした関係機関による協議を行っています。

今後の施策の進め方と方向性

- 三次市健康づくり推進計画に基づき、障害の要因となる疾病の予防や重症化防止のための取組を推進していきます。
- こころの病気の予防やケアのために、こころサポーターの養成を進めるとともに、保健、医療、生活、教育、労働等の連携強化を引き続き進めていきます。
- 精神障害のある人やその家族への支援を継続して行い、精神障害のある人の地域生活も進めていきます。
- 医療的ケア児・者への支援を充実させるため、現状や課題の把握を行い、保健、医療、福祉等が連携した支援を行う体制づくりを進めます。

12 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことをいいます。自殺対策におけるゲートキーパーは、心理社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人や、自殺の危険を抱えた人に気づき適切に関わる役割を担います。

基本施策3 地域生活支援体制の充実

3-1 障害福祉サービス等の充実
3-2 地域生活支援拠点の充実
3-3 住まいの場の確保
3-4 保健・医療体制の充実
3-5 情報提供の充実・多様化
3-6 権利擁護の推進
3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化
3-8 バリアフリーの推進

3-5 情報提供の充実・多様化

施策における現状と課題

- 障害者基本法により、手話を含む言語その他の意志疎通のための手段について、障害のある人の選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大を図ることが求められています。
- 障害者差別解消法により、合理的配慮を行った情報提供が求められています。
- 障害のある人のサービス等の情報の入手先は、「行政機関の広報誌」が約4割と最も多く、次いで「かかりつけ医や看護師」及び「サービス事業所の人や施設職員」が約2割となっています。

本市における取組の状況

- 障害のある人の意思疎通支援^{※13}を図るために、手話通訳者や要約筆記^{※14}者（奉仕員）の配置・派遣を行っています。
- また、各種研修会の開催等の機会においては、手話通訳者や要約筆記者（奉仕員）の派遣を行い、障害のある人が参加しやすい環境づくりを行っています。
- 情報取得や意思疎通を支援するための日常生活用具の給付を行っています。
- 市広報紙については、ボランティアサークルの活動を通じて、希望者にテープを送付するとともに、ケーブルテレビを通じた「声の広報」を放送しています。
- 行政文書を発行する際に、市からの発行が分かるように封筒へ点字の印字を行っています。また、可能なものから音声コード^{※15}の貼付を行っています。

今後の施策の進め方と方向性

- 障害のある人の社会参加の促進を図るため、日常生活における意思疎通支援体制の充実や情報通信技術（ICT）の活用による情報バリアフリー化を進めていきます。
- 点字・声の広報発行や手話通訳者、要約筆記者（奉仕員）の派遣が安定的に実施できるよう、人材養成・確保に努めます。
- 市広報紙や行政文書については、希望者に点訳や朗読、音声コードを活用した多様な情報提供を引き続き進めていきます。
- また、市広報紙や行政文書については、情報バリアフリーの観点から、障害のある人もない人も理解しやすいユニバーサルデザインの導入を進めていきます。

¹³ 障害のある人とない人の意思疎通を支援する様々な手段を、概念的に幅広く解釈できるよう、障害者総合支援法において定義された言葉のことをいいます。

¹⁴ 聴覚障害者への意思疎通支援の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいいます。第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などが主な対象となります。

¹⁵ 印刷物上の切手大の二次元コードで、デジタル化された文字情報がコード内に含まれ、活字文書読み上げ装置に音声コードを読み取らせることで音声を出力することができます。

基本施策3 地域生活支援体制の充実

3-1 障害福祉サービス等の充実
3-2 地域生活支援拠点の充実
3-3 住まいの場の確保
3-4 保健・医療体制の充実
3-5 情報提供の充実・多様化
3-6 権利擁護の推進
3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化
3-8 バリアフリーの推進

3-6 権利擁護の推進

施策における現状と課題

- 障害者虐待については、複雑なケースがあり、関係機関との連携した対応が不可欠となります。
- 障害のある人における成年後見制度^{※16}の認知度は約6割、内容の理解度は約3割となっています。
- 介助者が高齢化している状況から、親なき後の生活や財産管理等が必要となり、成年後見制度の利用者は増加が見込まれます。市内の高齢者及び障害者の相談支援事業所や入所施設へ行った権利擁護に関するアンケートでは、成年後見制度が必要な人が185人いると回答がありました。
- 市民後見人の養成は進んできていますが、支援を受ける人が複雑な状況にあるなど、市民後見人が後見を担うことができる場合が少なく、実際の活動ができない人が多くおられる状況です。

本市における取組の状況

- 障害者の権利擁護を図るため、住民、医療、福祉、司法及び公的機関で構成する権利擁護ネットワーク^{※17}を設置し、関係機関の連携体制を構築しています。
- 障害者支援センターが中心となって、虐待通報事案への対応を行うとともに、権利擁護ネットワーク関係団体で構成する虐待対応チームを編成し、必要な措置を講じています。
- 三次市社会福祉協議会による障害のある人への福祉サービス利用援助事業や法人後見、市民後見と合わせた複数後見による、財産管理やサービス利用契約などへの支援を行っています。

今後の施策の進め方と方向性

- 権利擁護ネットワークと連携し、障害者の権利を護るための取組を推進していくとともに、虐待に対しては早期に対応していくよう、迅速な体制づくりと、その後の適切な支援を行っていきます。
- 成年後見制度については、広く制度の周知を図っていくとともに、制度を必要とする可能性のある人とその支援者への情報提供を重点的に行っていきます。
- 福祉サービス利用援助事業「かけはし^{※18}」や法人後見、市民後見など、支援を必要としている人の状況に応じた支援が提供できる体制を充実させていきます。
- 成年後見制度利用促進のため、地域連携ネットワークの整備を行うとともに、ネットワークの中核的な機関の設置に向けた取組を進めていきます。
- 障害に対する理解の促進を図る中で、障害者差別解消法や障害者虐待防止法についての考え方の周知を行い、障害のある人の人権が護られる環境づくりを進めます。

¹⁶ 判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理したりして本人の保護を図る制度のことをいいます。

¹⁷ 住民、医療、福祉、司法及び公的機関等で構成され、成年後見、虐待防止・対応等の権利擁護を多様な機関が連携して支援に関わることでできる体制のことをいいます。

¹⁸ 一人でものごとを決めることが不安な人に対し、日々の暮らしに必要な福祉サービスの利用手続きやお金の管理のお手伝いをして、安心して暮らせるよう支援を行う、三次市社会福祉協議会が実施する事業のことをいいます。

基本施策3 地域生活支援体制の充実

3-1 障害福祉サービス等の充実
3-2 地域生活支援拠点の充実
3-3 住まいの場の確保
3-4 保健・医療体制の充実
3-5 情報提供の充実・多様化
3-6 権利擁護の推進
3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化
3-8 バリアフリーの推進

3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化

施策における現状と課題

- 災害が発生した場合、速やかに対応するために、情報収集と地域との共有、障害に配慮した避難所の確保、関係機関の連携体制を整えておくことが必要です。
- 障害のある人で災害時に「一人で避難できない」と回答した人の割合は、前回調査より増加しており、「一人で避難できる」と回答した人については、4割程度となっています。
- また、家族が不在の場合や一人で暮らしている場合、避難時に近所にあなたを助けてくれる人が「いる」と回答した人は約3割となっています。
- 障害のある人が災害時に困ることとしては、「避難所の設備や生活環境」、「投薬や治療」などの避難生活において、身体に直接影響のある項目が多くなっており、次いで「迅速に避難できない」が多くなっています。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、感染症対策が求められる状況となっています。

本市における取組の状況

- 避難行動要支援者の支援体制の整備及び関係機関の連携を推進することを目的として、三次市避難行動要支援者等連絡調整会議を設置し、取組を進めています。
- 市内障害者福祉施設及び高齢者福祉施設との協定を締結し、要支援者の避難先となる福祉避難所を確保しています。
- 新型コロナウイルス感染症三次市対策本部を設置し、施設の利用制限等の決定や市民への正確な情報提供を行っています。

今後の施策の進め方と方向性

- 避難行動要支援者名簿の作成及び更新を進め、避難支援等関係者と連携し、個別支援計画の作成に取り組みます。
- 避難行動要支援者の避難について、地域や福祉避難所との連携を進めていきます。また、避難所においては、避難所運営マニュアルに基づいて、障害のある人など支援が必要な人に配慮した避難所運営を行います。
- 新型コロナウイルス感染症の流行状況に留意し、様々な広報媒体を活用した情報提供を行うなど、感染症予防対策に関する対応を引き続き行っていきます。

基本施策3 地域生活支援体制の充実

3-1 障害福祉サービス等の充実
3-2 地域生活支援拠点の充実
3-3 住まいの場の確保
3-4 保健・医療体制の充実
3-5 情報提供の充実・多様化
3-6 権利擁護の推進
3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化
3-8 バリアフリーの推進

3-8 バリアフリーの推進

施策における現状と課題

- 障害者や高齢者等の移動に係る利便性や安全性向上のために、公共交通機関・道路・施設において、バリアフリー化やユニバーサルデザイン^{※19}の視点を取り入れながら整備を進めることが必要です。
- 交通バリアフリー法の改正により、公共交通を担う事業者などに、施設や設備のバリアフリーに加えて、合理的配慮の提供等のソフト対策が求められています。

本市における取組の状況

- 公共施設の整備・改修にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮して計画検討を進めています。
- 広島県の福祉のまちづくり条例^{※20}に基づき、公共的施設を民間事業者が建築する時は、安全かつ快適に利用できるように協議を行っています。

今後の施策の進め方と方向性

- 公共施設の整備・改修にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインに引き続き配慮していきます。
- 本市において実施している市民バス等の公共交通においては、乗降場所の弾力化などの合理的配慮の提供を進めていきます。
- 公共的施設を民間事業者が建築する時の協議を引き続き行います。
- 公共交通や商業施設等の障害のある人が利用する施設の事業者に対して、合理的配慮の提供についての周知啓発を行っていきます。

¹⁹ 文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できることを目指した建築(設備)・製品・情報などの設計(デザイン)のことをいいます。

²⁰ 広島県が制定した、真に豊かな福祉社会の実現をめざし、すべての県民が、自らの意思で自由に行動し社会参加できる、だれもが住みよいまちをみんなでつくりあげるための条例のことをいいます。不特定多数の人が利用する建物、道路、公園などについて、スロープや手すりを設けることなどを定めて、すべての県民が安全で快適に生活できるまちづくりを進めることとされています。

基本施策4 就労支援の充実

- | |
|-------------------------|
| 4-1 障害者雇用・就労機会の拡大と推進 |
| 4-2 多様な就労による生きがいづくり |
| 4-3 障害者就労支援施設等の収益向上への支援 |

4-1 障害者雇用・就労機会の拡大と推進

施策における現状と課題

- 三次公共職業安定所管内の対象となる企業全体での障害者の実雇用率は、2.37%となっており、平成28年から0.3ポイント上昇しており、広島県及び全国より高くなっています。
- 一方で、障害者の法定雇用率を達成している企業は63.4%と、平成30年に法定雇用率が2.2%に引き上げられたこともあり、平成28年から5.8ポイント減少しています。
- 現在、福祉的就労をしている人が一般就労したいという意向は、約2割となっています。
- 障害のある人が就労支援として必要だと思うことは、「上司や同僚、職場の『理解』」が上位となっており、「通勤手段の確保」及び「労働環境等の整備」も必要ですが、周囲の理解を求める意見が多くなっています。

本市における取組の状況

- 備北障害者就業・生活支援センター^{※21}、障害者支援センター及び三次公共職業安定所との連携のもと、障害のある人、事業主、関係機関に対して支援を行っています。
- 備北圏域障害者就労・職場定着推進会議に参加し、関係機関との連携強化を図っています。
- 平成29年に広島労働局と雇用対策協定を締結し、障害のある人の雇用推進を図っています。

今後の施策の進め方と方向性

- 働きたいという意欲のある障害のある人の希望を叶えるために、商工労働など関係機関との連携による就労支援を行っていきます。
- 障害者支援センターや備北障害者就業・生活支援センターと連携し、就労相談体制の充実に努めます。
- 企業等と障害者就労支援施設との交流の場や、合理的配慮の啓発を進めて、企業等への意識向上を図っていきます。
- 企業等への採用後においても、広島県障害者職業センターや備北障害者就業・生活支援センターの活用による就業面・生活面でのサポートを行います。

²¹ 障害者の就労支援のために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う施設で、広島県から委託を受けて一般社団法人備北地域生活支援協会が運営しています。

基本施策4 就労支援の充実

- | |
|-------------------------|
| 4-1 障害者雇用・就労機会の拡大と推進 |
| 4-2 多様な就労による生きがいづくり |
| 4-3 障害者就労支援施設等の収益向上への支援 |

4-2 多様な就労による生きがいづくり

施策における現状と課題

- 一般就労や福祉的就労などの就労形態に加えて、様々な仕事内容があることから、本人の希望と能力を活かすための就労支援を行うことが大切です。
- 障害のある18～64歳の人は、約2割が職業訓練などを「受けている、受けたい」と回答していますが、約3割は「受けたくない、受ける必要はない」と回答しています。
- 就労継続支援等の福祉的就労の場は、近年利用者が増加している傾向にあります。
- 農業法人から農作業の委託を受けている事業所があるなど、農福連携に向けた動きは一部においてみられます。

本市における取組の状況

- 障害者支援ネットワーク連絡会議に就労支援部会を設置し、情報収集、企業等との連携、就労支援事業所間の連携支援等を行っています。
- 障害者支援センターや備北障害者就業・生活支援センター等において就労相談を受け、一般就労や福祉的就労につなげています。
- 就労継続支援による福祉的就労の場や、地域活動支援センターによる創作活動や生産活動の機会、社会との交流機会を提供しています。

今後の施策の進め方と方向性

- 一人ひとりの希望や生活に沿った就労機会を提供できるように、関係機関と連携し、相談支援や就労機会の提供、就労後の支援を行っていきます。
- 就労継続支援や地域活動支援センター等の福祉的就労の場を引き続き提供していくとともに、就労移行支援等を活用し、本人の状況に応じた多様な就労支援を行います。
- 市内や他市町村の事例を収集・共有し、農業分野等の多様な就労機会につなげるための検討を進めていきます。

基本施策4 就労支援の充実

- | |
|-------------------------|
| 4-1 障害者雇用・就労機会の拡大と推進 |
| 4-2 多様な就労による生きがいづくり |
| 4-3 障害者就労支援施設等の収益向上への支援 |

4-3 障害者就労支援施設等の収益向上への支援

施策における現状と課題

- 福祉的就労の場では、安定的な仕事の確保と工賃底上げが課題となっている中、新型コロナウイルス感染症の影響により就労支援施設の受注減少が懸念されます。
- 障害者優先調達推進法により、本市においても就労支援施設の受注機会の拡大が求められています。

本市における取組の状況

- 庁内に三次市障害者優先調達方針策定会議を設置し、各年度の物品や業務の調達方針を策定し、全庁的に就労支援施設等からの物品等の調達の推進に努めています。
- 就労支援部会で情報収集や就労支援施設のPR、就労支援施設間の連携支援等を行っています。
- 就労支援部会の取組として、市役所内において「スイートショップ(水toショップ)」を開催し、就労支援施設の物品販売を行っています。また、三次商工フェスティバルにおいて、就労支援施設のPRや物品販売を行っています。

今後の施策の進め方と方向性

- 三次市障害者優先調達方針に基づき、就労支援施設等からの物品等の調達目標・調達実績の公表を毎年度行い、引き続き優先調達に取り組んでいきます。
- 様々な機会や媒体を活用して、就労支援施設等の製品や実施できる業務のPRを行い、受注機会の拡大を図ります。
- 他事業所の事例を収集・共有し、障害者就労支援施設等の収益向上につなげるための検討を進めていきます。

基本施策5 切れ目のない支援の充実

- | |
|--------------------|
| 5-1 早期発見・早期対応 |
| 5-2 療育・発達支援体制の充実 |
| 5-3 連携強化による一貫した支援 |
| 5-4 一人ひとりに応じた教育の充実 |

5-1 早期発見・早期対応

施策における現状と課題

- ネウボラみよし(三次市妊娠・出産・子育て相談支援センター)の取組により、妊娠、出産、子育て期の一貫した支援の充実に努めています。妊娠期からの相談、医療機関との連携等により、母子の心身障害の早期発見・早期対応を行っています。
- 発達面で気になる段階からの早期対応として、こども発達支援センター^{※22}では相談・親子通所教室を実施しており、利用ニーズは増加しています。
- 乳幼児期の早期から保育所等で生活の大半を過ごす子どもが増加傾向にあり、保育所等における支援や関係機関との連携による支援へのニーズも増加しています。
- 早期発見・早期対応には、専門的スキルが必要であり、増加し多様化するニーズに対応していくため、専門職員の確保と人材育成が必要となっています。

本市における取組の状況

- 乳幼児健診等の様々な機会を活用した早期発見、ネウボラみよし・児童発達支援センター・こども発達支援センター・保育所等が連携した早期対応を行うことができる体制構築を進めています。
- 発達支援に係る研修会を実施し、専門職員のスキルアップ及び人材育成を図る取組を行っています。
- 保育士のスキルアップを目的に保育所等巡回相談を行っています。

今後の施策の進め方と方向性

- できるだけ早期からの適切な支援が行えるよう、乳幼児健診等の機会の有効活用を進め、関係機関の連携体制を強化していきます。
- 保健師、保育士、療育機関の専門職員等の知識と支援技術向上のために、研修や事例検討等を引き続き行っていきます。
- こども発達支援センターは、乳幼児期における支援の入り口の間としての役割を担い、発達面で気になる段階から児童とその保護者に対して早期対応を行います。

²² 心身の発達に遅れのある児童または、そのおそれのある児童を対象に、相談や指導等行うとともに、保護者も一緒に通園することにより、障害の正しい理解と受容を促し、家庭生活においても適切な療育が行われるよう支援を行う三次市の施設のことをいいます。

基本施策5 切れ目のない支援の充実

- | |
|--------------------|
| 5-1 早期発見・早期対応 |
| 5-2 療育・発達支援体制の充実 |
| 5-3 連携強化による一貫した支援 |
| 5-4 一人ひとりに応じた教育の充実 |

5-2 療育・発達支援体制の充実

施策における現状と課題

- 早期発見の体制が充実してきたことにより、支援へのニーズは増加しています。ニーズの増加に対応していくために、療育・発達支援体制の充実と連携強化が必要です。
- 保護者の就労などの都合により、支援を行うことが難しいケースもあり、支援の提供体制も柔軟にしていくな必要があります。
- 療育施設において利用定員を超えているため、すぐに受け入れができないケースがあります。

本市における取組の状況

- 乳幼児健診等の機会による早期発見から、関係機関の連携による早期対応を重点として取組を進めています。
- 障害者支援ネットワーク連絡会議に療育・発達支援部会を設置し、事例検討、講演会等の啓発活動、研修会の実施等を行っています。
- 発達支援専門研修等を実施し、専門職員の育成とスキルアップを図りました。

今後の施策の進め方と方向性

- 多様なニーズに対応するために、保健・福祉・医療・保育・教育・療育等のあらゆる関係機関が連携して支援を行うことができる体制づくりを進めていきます。
- 支援体制強化のために、関係機関の連携体制強化や研修会等の質の向上への取組を引き続き行っていきます。
- 支援機関による支援体制の充実に加えて、保護者や地域住民に向けて、障害への理解や適切な関わり方を伝えるための啓発活動を進めていきます。
- 保護者が子どもとの関わり方を学ぶ、ペアレントトレーニングを進めていきます。
- 発達障害の初診について、予約から受診まで長期間を要している状況があるため、広島県と連携し、その解消に向けた取組を進めていきます。

基本施策5 切れ目のない支援の充実

- | |
|--------------------|
| 5-1 早期発見・早期対応 |
| 5-2 療育・発達支援体制の充実 |
| 5-3 連携強化による一貫した支援 |
| 5-4 一人ひとりに応じた教育の充実 |

5-3 連携強化による一貫した支援

施策における現状と課題

- 保育所等における早期支援のニーズが高まっていることに加えて、小・中学校においても支援を必要とする児童・生徒は増加傾向にあります。
- 保育所等から小学校に入学する時などライフステージが移行しても、一貫した支援を提供していく必要があります。
- 一貫した支援のために、保育所、学校、専門機関等の関係機関の連携がより必要となっています。

本市における取組の状況

- サポートファイル^{※23}を活用した一貫した支援体制の構築を進めています。
- 療育・発達支援部会において、サポートファイル学習会の開催や、運用方法についての検討を進めています。

今後の施策の進め方と方向性

- 乳児期から成人、高齢者になっても一貫した支援が受けられるように、関係機関の連携体制の強化を図ります。
- サポートファイルの活用を進めるために、学習会の開催等を継続して行い、円滑な引き継ぎ体制の構築を進めていきます。
- 進学や就職、高齢者になる時などライフステージが移行する時において、関係機関が連携した相談と支援を行うことができる体制を強化していきます。

²³ 障害のある人や支援の必要な人が、生涯にわたり安心して安全な生活を送ること、教育をはじめとした一貫性のある支援を受けられることを願って作成された、健康や育ち、暮らし、特性等を記録するファイルのことをいいます。本人等から支援機関に提示することにより適切なサービス提供や支援に役立てることができます。

基本施策5 切れ目のない支援の充実

- | |
|--------------------|
| 5-1 早期発見・早期対応 |
| 5-2 療育・発達支援体制の充実 |
| 5-3 連携強化による一貫した支援 |
| 5-4 一人ひとりに応じた教育の充実 |

5-4 一人ひとりに応じた教育の充実

施策における現状と課題

- 小・中学校においても支援を必要とする児童・生徒は増加傾向にあります。
- 保育所等における早期支援のニーズが高まっていることに加えて、こども発達支援センターの利用者数も増加していることから、今後も学校における支援を必要とする児童・生徒は増加すると考えられます。

本市における取組の状況

- 適正な就学及びその後の一貫した支援を実現するための体制整備や相談業務、小・中学校教職員を対象とする研修会や巡回相談の派遣、学校支援員^{※24}や教育支援員、障害児介助指導員^{※25}の配置等を行っています。
- 特別支援学級はもとより、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、小中一貫教育によるきめ細やかな対応を進めています。
- また、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒への取組の一つとして、平成31年度から小学校での通級による指導を始めています。

今後の施策の進め方と方向性

- 一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を行うために、関係機関と連携した相談体制及び一貫した支援体制の構築を進めます。
- 教職員の専門性の向上のための研修会、巡回相談の実施等により、支援体制の強化を図ります。
- 子どもを中心とした適正な就学指導を実施していきます。

²⁴ 通常の学級に在籍し、学習障害(LD)、高機能自閉症等により、生活及び学習上の困難を有する児童生徒に対し、学習活動における指導の援助及び学校生活を送るうえでの援助や、いじめ、不登校、暴力行為、授業妨害など課題のある児童生徒が在籍する学級に対する支援、放課後や長期休業中の学習支援等を行います。

²⁵ 市内小中学校の特別支援学級等において、特に介助を必要とする児童生徒に対して、移動、排泄、食事、衣服の着脱などの身辺自立のための介助や、学習指導に伴う介助、安全確保に関する介助等を行います。

第3節 主な取組

基本施策Ⅰ 共生のまちづくりの推進

1-1 障害に対する理解の促進

主な取組	内容	連携・協働する機関
障害の理解促進のための各種普及・啓発事業	広報紙、ホームページ等の様々な媒体を活用して、共生社会や障害者差別解消法等の周知啓発を進めていきます。	三次市障害者支援センター等
人権啓発事業	人権尊重の重要性を認識してもらい、人権意識の普及・高揚を図るため、各種イベント、講演会を行います。	
人権相談	人権に関するトラブルが生じたときに、法務大臣から委嘱された人権擁護委員により人権相談を行います。	
「障害者週間」 「世界自閉症啓発デー」等による啓発事業	パネル展示やイベントの実施、広報紙やケーブルテレビ等の活用により、障害に対する理解や意識啓発、取組等の周知を図ります。	
障害者施設での地域交流	障害者施設でお祭り等のイベントや市民参加講座等の地域交流事業を支援し、広く市民への理解・啓発を図ります。	
車いすや擬似体験セット等の貸し出し	障害の擬似的な体験を通して、いたわりや思いやりの心を育むことを目的に、用具の貸し出しを行います。	三次市社会福祉協議会
思いやり駐車場推進事業	障害者用駐車場の不正利用防止や、障害の理解の推進をめざします。	広島県
ヘルプマーク・ヘルプカードの普及	ヘルプカードの提示やヘルプマークを見かけた際に障害者への支援を行うことができるよう障害者団体等と連携して普及促進を図ります。	広島県

1-2 福祉に関する教育・研修の推進

主な取組	内容	連携・協働する機関
市役所職員研修	市役所職員の研修を実施し、障害への理解と、特性に応じた対応に努めます。	
福祉教育	保育所、小・中学校において、福祉に対する理解を深める保育や教育のさらなる推進を図ります。	
福祉ボランティア体験学習	児童・生徒が社会福祉への一層の理解を深めることができるよう、福祉施設等へのボランティア体験学習等、体験に基づいた学習の機会を提供します。	三次市社会福祉協議会

1-3 地域全体で支え合う仕組みづくり

主な取組	内容	連携・協働する機関
あいサポート運動	企業・団体、地域、学校等への出前講座やあいサポート運動テキストを利用した研修を進めていきます。	広島県 三次市障害者支援センター 備北障害者就業・生活支援センター
ボランティアセンター登録団体交流会	市内各ボランティア団体の交流を行うことにより、人材を発掘しボランティア活動の幅を広げます。	三次市社会福祉協議会
ボランティア活動支援	社会福祉協議会ボランティアセンターを通して、ボランティア活動の支援を行います。	三次市社会福祉協議会
障害者団体等支援事業	障害者団体の自主的な活動に対し、情報提供や後援、補助金の交付等の支援を行います。	
障害者見守り活動	高齢者等見守り隊事業 ^{※26} の対象者を、一人暮らしの障害者等に拡大し、障害者が安心して暮らせる環境づくりを支えます。	

1-4 社会参加への支援

主な取組	内容	連携・協働する機関
障害者フライングディスク競技大会	スポーツを通じた社会参加と市民や学生、ボランティア団体との交流を図っていきます。	三次市障害者支援センター
ボランティア活動支援	社会福祉協議会ボランティアセンターを通して、ボランティア活動の支援を行います。	三次市社会福祉協議会

²⁶ 日常生活において見守りが必要な高齢者等の居宅を民生委員等の高齢者等見守り隊が訪問し、安否の確認や相談活動を行うことにより、一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう支援することを目的とした事業のことをいいます。

基本施策2 支援組織及び相談支援体制の充実

2-1 障害者支援センターの機能強化

主な取組	内容	連携・協働する機関
障害者支援センターの運営	障害者支援に係る各種取組を進めるために、障害者支援センターを安定的に運営していきます。	三次市障害者支援センター
障害者支援センター定例連絡会	障害者・児支援に関する庁内関係機関と定期的に情報共有, 課題検討の場を設け, 緊密な連携を図ります。	三次市障害者支援センター

2-2 障害者支援協議会の機能強化

主な取組	内容	連携・協働する機関
障害者支援協議会	協議会において, 関係機関の情報共有, 連携ネットワークの構築, 困難ケースへの対応等, 地域の課題解決に向け協議を行います。	
障害者支援ネットワーク連絡会議 (専門部会)	相談支援, 地域生活支援, 就労支援, 療育・発達支援, 差別解消支援の各専門部会を設置し, 困難事例や課題を解決するための協議を行います。	三次市障害者支援センター

2-3 相談から自己選択・決定への支援

主な取組	内容	連携・協働する機関
計画相談支援	障害のある人が適切なサービスを受けられるように, 相談支援事業所によるサービス等利用計画作成を行っていきます。	
障害者への相談体制	障害者支援センターや関係機関が連携し, 個々に応じた支援やサービスについて障害者・児とその家族が選択・決定できる支援を行います。	三次市障害者支援センター
障害児等への相談体制	こども発達支援センターや子鹿医療療育センター等の各関係機関が連携し, 保護者へのケアも含めた専門的な相談支援体制の充実を図ります。	子鹿医療療育センター 三次市障害者支援センター
相談支援従事者スキルアップ研修	多様化した相談や複合的な相談に対応できるよう, スキルアップ研修を定期的に開催し, 関係機関の連携を図ります。	三次市障害者支援センター

2-4 相談支援ネットワークの充実

主な取組	内容	連携・協働する機関
個別支援会議	当事者・家族の困りごとや生活のしづらさを、必要な関係者が集まって当事者の思いやニーズに沿った支援策を協議する場です。決定した支援策を実施するため、その場で、当事者・家族を含めた具体的な役割分担を明確にします。	三次市障害者支援センター
支援困難ケース等への対応	関係機関との連携のもと障害者支援センターが中心となってケース等への対応を行います。	三次市障害者支援センター
民生委員・児童委員事業	障害者や高齢者等支援の必要な人のニーズや課題を把握するため、民生委員・児童委員との情報共有を図るための調整機能を整備します。	
障害者サロン・ソーシャル事業	参加者の交流と仲間づくり、生活リズムの改善等を目的とし、個々の状況に応じた支援を行います。	三次市障害者支援センター
身体障害者・知的障害者相談員事業	相談員は、自身の障害や経験を踏まえ、様々な相談に応じます。 また、様々な学習機会を通じて相談員に対するスキルアップの支援を行います。	
ピアサポーターによる相談事業	相談者の様々な要望に応えられるよう、性別・年齢別・障害別等、ピアサポーターの充実を図ります。	三次市障害者支援センター
ピアサポーター養成（スキルアップ研修）事業	ピアサポーター養成事業とスキルアップ研修を隔年で実施し、ピアサポーターの拡大とスキルアップに努めます。	三次市障害者支援センター

基本施策3 地域生活支援体制の充実

3-1 障害福祉サービス等の充実

主な取組	内容	連携・協働する機関
福祉サービスの周知	広報紙やホームページ等を活用して、制度や福祉サービスを周知します。	
福祉・保健サービス冊子の作成	「高齢者と障害者のための福祉・保健サービス」の冊子を作成し、情報提供を行います。	
みよし障害者福祉サービスガイドブックの作成	障害福祉サービスの利用申請方法や市内障害者福祉関連施設等を詳しく紹介した冊子を作成し、配付します。	三次市障害者支援センター
障害福祉サービス	障害者総合支援法に基づき、サービスの提供を行っていきます。	
医療型短期入所施設補助事業	医療的ケアを必要とする在宅重症心身障害児を一時的に受け入れる短期入所施設確保のため、病院の空床を活用した医療型短期入所事業所へ助成します。	
地域生活支援事業	障害者総合支援法に基づき、本市の特性に応じたサービスを提供していきます。	
補装具費の支給 (購入又は修理)	身体機能を補完・代替し、長期間にわたり継続して使用されるもの(義肢・装具・車いす等)の給付や修理を行います。	
人工透析通院費の助成	腎臓機能障害のため人工透析治療を受けている人に、通院費を助成します。	
福祉タクシー等助成事業	タクシーを利用する場合の乗車料金や、乗車している車への燃料給油を助成します。	
ケーブルテレビ利用料助成	視覚障害又は聴覚障害の人がおられるケーブルテレビ契約世帯の利用料基本月額(ライトプラン)の1/2を助成します。	
紙おむつ購入費助成	3歳以上65歳未満の身体障害者手帳をお持ちの人で、下肢又は体幹機能障害1～3級の人、又は療育手帳A、Aの人(児童はB、Bを含む。)の紙おむつの購入費の一部を助成します。	
障害児施設等利用者負担の助成	障害児通所施設の利用者自己負担経費を助成します。(保育所、幼稚園等の利用者に限る。)	
市外の通所施設等への交通費助成	市外の障害児通所施設等への通所にかかる交通費の一部を助成します。	
障害者就労支援施設への通所費助成	障害者就労支援施設等への通所にかかる交通費の一部を助成します。	
特別障害者手当 障害児福祉手当 特別児童扶養手当	在宅の重度障害者・児又は障害児を扶養する者に対し、その障害のために生じる特別の負担の手助けとして各種手当を支給します。	

3-2 地域生活支援拠点の充実

主な取組	内容	連携・協働する機関
地域生活支援拠点	障害者支援センターを中心に、市内相談支援事業所と短期入所事業所が相互に連携する面的なネットワーク体制を構築し、緊急時での相談・受入支援を行います。	三次市障害者支援センター

3-3 住まいの場の確保

主な取組	内容	連携・協働する機関
グループホーム等施設整備助成事業	グループホームを新設設置する社会福祉法人等を対象に、施設整備費用の一部を助成します。	
広島県あんしん賃貸支援事業	広島県、市町、不動産関係団体、居住支援団体(NPO法人、社会福祉法人等)が連携し、住宅の確保が困難な障害者や高齢者等と民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対して、情報提供や相談対応等を行います。	広島県 不動産関係団体 居住支援団体
障害者住宅改修費助成事業	65歳未満の人で、下肢・体幹機能障害3級以上、療育手帳④、Aの人、又はストマ用装具を使用する障害4級以上の人居住する住宅を障害者のために改造する場合、その費用を助成します。	
障害児住宅改修費等助成事業	3歳以上18歳未満の障害のある児童で、下肢・体幹機能障害3級以上、療育手帳の交付を受けている等の児童が居住する住宅を改修する場合、その費用を助成します。	

3-4 保健・医療体制の充実

主な取組	内容	連携・協働する機関
精神障害者への相談体制の充実	障害者支援センターや関係機関が連携し、個々に応じた支援やサービスについて障害者・児とその家族が選択・決定できる支援を行います。	三次市障害者支援センター
自殺対策地域ネットワーク会議	医療、保健、生活、教育、労働等に関する相談機関等、地域の様々な関係機関による、連携体制を構築していきます。	
いのち支える自殺対策推進庁内連絡会議	庁内において、関係部局の参画により開催し、庁内横断的な体制を整備していきます。	
こころサポーター(ゲートキーパー)養成	障害者や高齢者等の対象者の属性に沿ったこころサポーター(ゲートキーパー)の養成を進めます。	
成人保健 (がん検診・基本(特定)健診・特定保健指導)	健康増進と病気の早期発見・早期治療につなげることを目的に各種健(検)診を実施します。 また、生活習慣病対策として特定保健指導や健康教室、健康相談事業を充実させ、疾病の改善を図り、健康な状態を維持できるよう継続した指導を行います。障害者手帳の提示により、健診負担額は無料とし負担軽減を行います。	
予防接種事業	60歳以上65歳未満の人で心臓や腎臓、呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の身体障害者手帳1級相当の人に高齢者肺炎球菌及び高齢者インフルエンザ予防接種費用の助成をします。	
自立支援医療等給付事業 (更生医療・育成医療)	指定の医療機関において、障害を軽くしたり、取り除くための医療の給付を行います。	
自立支援医療等給付事業 (精神通院医療)	精神疾患で通院治療を継続的に必要とする状態の人の通院医療費の自己負担を軽減します。	
精神障害者の家族支援事業	精神障害者の家族の会の学習会を定期的で開催し、家族への支援を行います。	三次市障害者支援センター
障害者・児歯科保健事業	関係機関と連携し、歯科保健事業を実施します。	子鹿医療療育センター
重度心身障害者医療費公費負担制度	制度に該当する障害者手帳の交付を受けている人の医療費の自己負担部分の一部を公費で負担します。	

3-5 情報提供の充実・多様化

主な取組	内容	連携・協働する機関
広報紙やインターネット等による障害者福祉情報の提供	必要な情報を的確に提供するため、制度案内冊子やパンフレットの配布、ホームページや広報紙への掲載、点字・声の広報等の提供を行います。	三次市障害者支援センター 三次市社会福祉協議会
情報提供を行うボランティア活動への支援	点訳サークル、朗読サークル、手話サークル、要約筆記サークル等のボランティア団体等の活性化のため、社会福祉協議会と連携し育成・支援に努めます。	三次市社会福祉協議会
意思疎通支援事業	聴覚障害者、中途失聴・難聴者、音声言語機能障害者等への情報提供や相談体制の充実を図るため、手話通訳者の窓口設置や、手話通訳者・要約筆記者（奉仕員）の派遣を行います。	三次市社会福祉協議会
日常生活用具給付事業	在宅の障害者の日常生活の利便性の向上を図るための用具の給付を行います。	
音声コードの貼付	相手が視覚障害者の人であることが特定できる場合や登録申請をされた人を対象に、福祉関係文書等への音声コードの貼付を推進します。	
点字封筒の活用	行政文書を発行する際に市からの発行が分かるように封筒へ点字の印字を行います。	

3-6 権利擁護の推進

主な取組	内容	連携・協働する機関
成年後見利用支援事業	成年後見制度は、原則として、本人が住んでいるところを管轄する家庭裁判所で、本人の家族等が申立てを行うこととされていますが、申立てする親族がない人について、市長が申立てを行うとともに、その費用の一部を助成します。	三次市社会福祉協議会
後見人の確保に向けた体制整備	ひとり暮らしや後見人として適切な親族がない等、親族以外の第三者による後見人の需要も高まっており、身近な市民の立場で後見活動を行うことができる市民後見人を養成し、活動の支援を行う体制の構築を図ります。	三次市社会福祉協議会
福祉サービス利用援助事業「かけはし」	判断能力が不十分な人（認知症高齢者、知的障害者・精神障害者等で福祉サービスを利用するための情報の入手や、理解、判断等を本人のみでは適正に行うことが困難な人）に、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等の援助を行うことで、できる限り家庭や地域で自立した生活が送れるよう支援します。	三次市社会福祉協議会

主な取組	内容	連携・協働する機関
権利擁護ネットワークによる権利擁護の推進	三次市権利擁護ネットワークによる関係機関との情報共有を図るとともに、必要に応じ、虐待対応チームを招集して、事例検証等を実施し協力体制の強化に努めます。	
障害者差別解消法及び障害者虐待防止法の周知啓発	障害者差別解消法において求められる差別的取扱いの禁止と合理的配慮、障害者虐待防止法の周知啓発を進めます。	

3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化

主な取組	内容	連携・協働する機関
避難行動要支援者名簿の整備・更新	避難行動要支援者の情報を整理し、避難行動要支援者名簿の整備・更新を行います。	
関係団体との連携	地域の関係団体との情報共有を図り、個別支援計画の作成及び要支援者の円滑な安否確認や避難誘導等、地域の助け合いによる避難体制を構築します。	
防災訓練の実施	自主防災組織等が実施する防災訓練へ、避難行動要支援者の参加を呼びかけます。	
防災情報の取得手段の確保と推進	各種障害者団体等と連携し、市防災一斉メールの登録の推進と同時に、県の視覚障害者向け防災情報メールシステムの周知を図ります。併せて、音声告知放送やデータ放送、防災アプリによる情報提供を行っていきます。	

3-8 バリアフリーの推進

主な取組	内容	連携・協働する機関
公共施設における案内表示	わかりやすさと見やすさを考慮した、公共建築物の案内表示に努めていきます。	
公共施設の整備・改善	「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設や公園等を誰もが使いやすいように計画的な整備・改善を図ります。	
民間建築物のバリアフリー審査事務	公共的施設を建築しようとする事業者に対し、障害者・高齢者等が施設を安全かつ快適に利用できるような整備を進めるよう協議を行います。	
生活福祉資金の貸付	住宅増改築、補修等に必要な経費を貸し付けます。	三次市社会福祉協議会

基本施策4 就労支援の充実

4-1 障害者雇用・就労機会の拡大と推進

主な取組	内容	連携・協働する機関
事業所に対する障害者雇用の啓発	あいサポート運動の推進を通じて、障害者の雇用促進について事業主の意識高揚を図るとともに、障害者雇用促進月間(9月)を中心とした障害者の雇用を促す活動を行います。	
雇用環境の整備	備北障害者就業・生活支援センターと連携し、事業主に対して障害者の雇用に関する相談と助言を行い、障害者の雇用環境の整備を促進します。 また、障害者差別解消法に基づき、民間事業所での合理的配慮の推進のため、研修会を実施します。	備北障害者就業・生活支援センター
就労支援の充実	備北障害者就業・生活支援センター及び障害者支援センターと連携し、企業見学や職場体験実習等を行い障害者の一般就労支援を推進します。	備北障害者就業・生活支援センター 三次市障害者支援センター
三次市雇用対策協定に基づく雇用対策	三次市雇用対策協定に基づき、広島労働局及び三次公共職業安定所と連携することにより、障害者の就業機会の拡大を推進します。	広島労働局 三次公共職業安定所

4-2 多様な就労による生きがいづくり

主な取組	内容	連携・協働する機関
就労相談	一般就労や福祉的就労についての相談を受け、本人の意向と生活環境にあった就労を支援していきます。	三次市障害者支援センター 備北障害者就業・生活支援センター
地域活動支援センター事業	地域活動支援センター事業の充実により、創作活動又は生産的活動の機会の提供と社会との交流を促進します。	
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者を対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な訓練等を行い就業能力の向上をめざします。	
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者を対象に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
農福連携	農業活性化の推進と併せ、障害者の農業分野への就労機会の拡大を図るための働きかけを行います。	

4-3 障害者就労支援施設等の収益向上への支援

主な取組	内容	連携・協働する機関
市役所における優先調達	三次市障害者優先調達方針を策定し、障害者就労支援施設等からの物品等の調達目標・調達実績を公表します。	
スイートショップ(水toショップ)	障害者就労支援施設が市役所において、定期的に物品販売を行う機会を確保しています。	
障害者就労支援施設の製品PR	市内のイベント等において障害者就労支援施設の製品PRを行う機会を提供していきます。	
企業からの受注拡大の取組	市内企業に障害者就労支援施設の理解を推進するとともに、受注拡大の取組を推進します。	三次市障害者支援センター

基本施策5 切れ目のない支援の充実

5-1 早期発見・早期対応

主な取組	内容	連携・協働する機関
母子保健事業 (乳幼児健診・相談)	<p>成長段階に応じた乳幼児健診や相談を実施し、発達障害、疾病、心身障害等の早期発見に努めます。また、心理士^{※27}を安定的に確保し、専門職員のスキルアップを行います。</p> <p>また、3歳児健診において、視力検査機器を導入し、視力低下等の早期発見・早期治療につなげます。</p>	
発達心理相談	<p>子どもの発達や子育てに悩む親と子どもを対象とした相談を行います。</p>	
こども発達支援センター事業 (相談・保育所等保育発達支援)	<p>子どもの発達や子育ての悩みに関する相談事業の充実に努め、心理士や理学療法士、相談支援スタッフ等の安定的確保及び、専門職員の育成を行います。</p> <p>専門スタッフが保育所等を巡回し、保育の中での発達支援(集団づくり、保護者支援等)についてアドバイスをを行い、発達が「気になる」段階から早期支援につながるための相談を行います。</p> <p>保育所等とこども発達支援センターとの連携強化を行い、保育の場での発達支援の充実に努めます。</p>	
発達支援専門研修	<p>子どもに携わる専門職員、支援者を対象とした専門研修の充実に努め、スキルアップを図ります。</p>	
保育所職員専門研修	<p>講座、視察研修、体験実習等、保育士のスキルアップのための多様な研修会を行います。</p>	

²⁷ 民間資格の臨床心理士、国家資格の公認心理士の資格を持った専門職。心の問題を抱えている人およびその周囲の人に対して、解決できるための相談、助言、援助を行います。

5-2 療育・発達支援体制の充実

主な取組	内容	連携・協働する機関
発達外来	子育てに関する悩みや、心身に障害や遅れのある子どもの発達に関する適切な支援と各種相談を行います。	広島県 子鹿医療療育センター
児童発達支援体制	発達に課題を持つ子どもの将来の自立を考えながら、少人数の活動の場で療育を行うとともに、児童発達支援センターによる支援体制の充実に努めます。	子鹿医療療育センター
障害児等相談支援事業	知的障害児・者の人を対象に、暮らしの中での困りごとや悩みごと等の生活全般に関する総合相談を行います。	子鹿医療療育センター
こども発達支援センター事業 (親子通所教室)	子どもの発達や子育ての悩みに関する適切な支援を行うため、親子通所教室を行います。 また、気軽に利用できる親子の交流の場を設け、子育て支援施設としての専門的機能の充実に図ります。	
ペアレントトレーニング教室	保護者が子どもの特性を理解し、子どもとの関わり方を学ぶための教室を開催していきます。	

5-3 連携強化による一貫した支援

主な取組	内容	連携・協働する機関
サポートファイルの活用	療育・発達支援部会による学習会や活用検討を進めて、サポートファイルを活用した切れ目のない一貫した支援体制を構築していきます。	広島県
こども発達支援センター事業 (連携・保育所等訪問支援・就学支援)	保育・福祉・保健・教育・医療等の関係機関との連携強化に努め、つながり合いの中でより充実した発達支援に取り組みます。 専門スタッフが通所児童の保育所・幼稚園等を訪問し連携を図ります。 利用児童の就学に係る就学連絡会の実施や保育所等での就学の悩みに関する相談事業を行い、安心して就学ができるよう取り組みます。	

5-4 一人ひとりに応じた教育の充実

主な取組	内容	連携・協働する機関
特別支援教育の専門性の向上	教職員の特別支援教育に対する専門性を向上させるため、県教育委員会、大学、関係機関、特別支援学校等と連携し、小・中学校教員を対象とする特別支援教育研修会や巡回相談事業の充実を図ります。	広島県教育委員会等
学校支援員、障害児介助員の配置	障害の有無にかかわらず支援が必要と考える児童・生徒には、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、小中一貫教育によるきめ細やかな指導を行います。また、必要に応じて、学校支援員の配置や障害児介助員を配置し、個別の教育的ニーズに応じた教育が実現できるよう取り組みます。	
発達障害のある児童・生徒への支援	発達障害がある児童・生徒への支援・指導等、通常学級における特別支援教育の充実のため、児童・生徒の発達障害の状況を把握し、通級による指導を始めています。	
就学指導の充実	福祉・保健・保育・教育・医療等の関係機関と連携し、専門的かつ総合的に、就学等に関する指導を行います。	
就学に係る相談等	こども応援センター※ ²⁸ による教育相談、就学相談を実施します。	

²⁸ 学校教育や青少年指導上の諸問題に関する相談指導業務を行う三次市教育委員会に設置されたセンターで、教育相談員による就学や不登校等に関する相談・指導業務などを行います。

第3章 第6期障害福祉計画

計画の目的

第6期障害福祉計画は、国の基本指針に準じて、各項目の数値目標、活動指標及びサービス見込み量を設定し、障害福祉施策の推進を図ることを目的としています。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

成果目標

項目	数値等	説明	国基本指針の目標
令和元年度末の入所者数(A)	98人		
令和5年度末の入所者数(B)	96人		
削減数(C)	2人	A-Bの値	
削減率	2.0%	(A-B)/Aの値	1.6%以上
地域生活移行者数(D)	6人		
地域生活移行率	6.1%	D/Aの値	6.0%以上

目標設定の考え方

国の基本指針に基づき、令和5年度末において、令和元年度末から施設入所者数を2.0%削減し、6.1%が地域生活に移行する目標を設定しています。

目標達成のための方策

入所施設・相談支援事業所等との連携により、実態に合った支援を提供し、地域移行を進めていきます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場

項目	単位	R3	R4	R5	説明
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回／年	3	3	3	保健、医療、福祉関係者が情報共有や連携を行う体制が構築できるよう、協議の場を開催します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	人／年	15	15	15	協議の場の関係者の参加人数
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回／年	1	1	1	協議の場において、目標値の設定および評価の実施を行います。

②精神障害者への障害福祉サービス提供

項目	単位	R3	R4	R5	説明
共同生活援助	人／月	22	24	26	近年の実績とサービス全体の利用見込みから見込み量を算出しています。
地域移行支援	人／月	1	1	1	地域移行の意向がある人に、必要なサービスを提供できるように努めます。
地域定着支援	人／月	1	1	1	
自立生活援助	人／月	1	1	1	

3 地域生活支援拠点等の有する機能の充実

成果目標

項目	数値等	説明
地域生活支援拠点の整備か所数	1か所	三次市障害者支援センターを中心とした、面的な支援ネットワークの運用を令和2年度から開始しています。
機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数	1回	障害者支援協議会において、拠点の運用状況の検証と機能充実に向けた検討を実施します。

目標設定の考え方

国の基本指針による、令和5年度末までに地域生活支援拠点を原則各市町村に1か所以上整備し、機能の充実に向けた検証及び検討を年1回以上実施する目標に準じて設定しています。

目標達成のための方策

令和2年度から三次市障害者支援センターを中心として、相談、緊急時の受け入れ・対応の機能を持った面的な支援ネットワークを運用しています。運用状況や機能の充実を障害者支援協議会において検証と検討を実施します。

4 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標

項目	数値等	説明	国基本指針
令和元年度の一般就労移行者数(A)	7人		
令和5年度の一般就労移行者数(B)	7人		
移行割合	1.00倍	B/A	1.27倍
Aのうち就労移行支援利用者数(C)	1人		
Bのうち就労移行支援利用者数(D)	2人		
移行割合	2.00倍	D/C	1.30倍
Aのうち就労継続支援A型利用者数(E)	0人		
Bのうち就労継続支援A型利用者数(F)	2人		
移行割合	-	F/E	1.26倍
Aのうち就労継続支援B型利用者数(G)	6人		
Bのうち就労継続支援B型利用者数(H)	3人		
移行割合	0.50倍	H/G	1.23倍
Aのうち就労定着支援利用者数	0人		
Bのうち就労定着支援利用者数(I)	2人		
就労定着支援利用割合	29%	I/B	70%以上
令和元年度の就労定着支援事業所数(J)	0事業所		
令和5年度の就労定着支援事業所数(K)	1事業所		
Jのうち就労定着率が8割以上の事業所数	0事業所		
Kのうち就労定着率が8割以上の事業所数(L)	1事業所		
就労定着率が8割以上の事業所の割合	100%	L/K	70%以上

目標設定の考え方

本市においては、令和元年度の一般就労移行者数は7人となっていますが、平成29年度は1人、平成30年度は2人となっています。

これらの実績からみると、令和5年度における目標を、令和元年度末と同じ水準をとすることも高い目標設定となりますが、一般就労への移行を進めるために設定するものです。

また、各サービス利用者における一般就労移行者数は、近年の実績から推定される目標を設定しています。

目標達成のための方策

三次市障害者支援センターや備北障害者・生活就業支援センター等と連携して就労支援を進めていきます。また、就労定着支援の実施に向けて関係機関との協議を進めます。

5 相談支援体制の充実・強化等

成果目標

項目	数値等	説明
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	体制有	三次市障害者支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施しています。また、相談支援部会において、地域の相談支援体制の強化のための取組を進めています。

目標設定の考え方

国の基本指針による、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする目標に準じて設定しています。

目標達成のための方策

三次市障害者支援センターや相談支援部会を中心として、相談支援の充実と体制強化を図っていきます。

活動指標

項目	単位	R3	R4	R5	説明
障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	—	実施	実施	実施	三次市障害者支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施します。
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件／年	10	10	10	三次市障害者支援センターにおいて、専門的な指導・助言を行います。
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件／年	4	4	4	相談支援部会において、勉強会・研修会を実施します。
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	回／年	12	12	12	相談支援部会において、毎月部会を開催し、連携強化を図ります。

活動指標（発達障害者に対する支援）

項目	単位	R3	R4	R5	説明
ピアサポートの活動への参加人数	人	3	4	5	三次市障害者支援センターにおいて、ピアサポーターの養成と活動支援を行います。精神障害者に加えて発達障害者のピアサポート活動への参加も促していきます。

6 障害福祉サービス等の質の向上

成果目標

項目	数値等	説明
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	体制有	次の活動指標も踏まえ、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を検討します。

目標設定の考え方

国の基本指針による、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする目標に準じて設定しています。

目標達成のための方策

次の活動指標も踏まえ、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を検討します。

活動指標

項目	単位	R3	R4	R5	説明
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町職員の参加人数	人／年	3	3	3	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	—	体制有	体制有	体制有	新たな取組として実施を検討していきます。
	回／年	1	1	1	

7 障害福祉サービス等における見込み量の設定

7-1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

		(単位:上段 利用時間/月,下段 利用人数/月)		
区分	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	自宅で,入浴・排泄・食事の介護等を行います。	1,070	1,136	1,207
		72	78	85
同行援護	視覚障害の人の移動時や外出支援や,外出時の排泄,食事等の援助を提供します。	69	74	79
		9	10	11
重度訪問介護	自宅で,入浴・排泄・食事の介護等や,外出支援を行います。	838	1,257	1,257
		2	3	3
行動援護	知的障害や精神障害により,自己判断能力が制限されている人が行動するときに,危険を回避するための必要な支援,外出支援を行います。	10	10	10
		1	1	1
重度障害者等 包括支援	居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に行います。	10	10	10
		1	1	1
訪問系 サービス合計		1,997	2,487	2,563
		85	93	101

見込み量設定の考え方

平成27年度から令和2年度までのサービス利用実績,アンケート調査による利用ニーズ,事業者調査による事業所の動向を考慮して見込み量を設定しています。

なお,サービス利用実績を用いた見込み量の算出にあたっては,利用時間,利用人数それぞれの対前年比の平均伸び率を計算し,その値を実績値に掛けて推計しています。

(2) 日中系サービス

(単位:上段 利用日数/月,下段 利用人数/月,就労定着支援及び療養介護は利用人数/月)

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	昼間に障害者支援施設等で食事・入浴・排泄の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	3,204	3,225	3,245
		154	155	157
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活・社会生活ができるように、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	20	20	20
		1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活・社会生活ができるように、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	15	15	15
		1	1	1
就労移行支援	一定期間、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。	53	62	72
		5	6	7
就労継続支援 (A型)	就労の機会、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。(雇用契約に基づく就労が可能な人が対象となります。)	911	976	1,045
		48	50	53
就労継続支援 (B型)	就労の機会、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。	3,794	3,953	4,118
		221	230	240
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労した人との相談を通じて、生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行いません。	2	2	2
療養介護	主として昼間に、病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理の下の介護及び日常生活上の世話をを行います。	14	14	14
短期入所 (福祉型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期的に施設に入所し入浴・排泄・食事の介護等を行います。	281	304	326
		29	33	36
短期入所 (医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期的に施設に入所し入浴・排泄・食事の介護等を行います。	51	54	56
		6	9	12

見込み量設定の考え方

平成27年度から令和2年度までのサービス利用実績、アンケート調査による利用ニーズ、事業者調査による事業所の動向、就労移行に係る目標値を考慮して見込み量を設定しています。

なお、サービス利用実績を用いた見込み量の算出にあたっては、利用日数、利用人数それぞれの対前年比の平均伸び率を計算し、その値を実績値に掛けて推計しています。

(3) 居住系サービス

(単位:利用人数/月)				
区分	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	障害者支援施設等から一人暮らしへ移行した人の居宅を定期的に訪問し、課題等の確認、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	2	2	2
共同生活援助	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談やその他の日常生活上の援助を行います。	86	87	89
施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います。	97	97	96

見込み量設定の考え方

平成27年度から令和2年度までのサービス利用実績、アンケート調査による利用ニーズ、事業者調査による事業所の動向、地域移行に係る目標値を考慮して見込み量を設定しています。

なお、サービス利用実績を用いた見込み量の算出にあたっては、利用人数の対前年比の平均伸び率を計算し、その値を実績値に掛けて推計しています。

(4) 相談支援サービス

(単位:利用人数/月)				
区分	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する際に、サービス利用計画の作成や支給決定後の見直しなどを行います。	163	176	191
地域移行支援	施設や病院に入所・入院している障害者に対し、居住の確保や地域での生活へ移行するための活動について、相談や支援を行います。	2	2	2
地域定着支援	居宅において単身で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談や必要な支援を行います。	2	2	2

見込み量設定の考え方

平成27年度から令和2年度までのサービス利用実績、アンケート調査による利用ニーズ、事業者調査による事業所の動向、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る活動指標を考慮して見込み量を設定しています。

なお、サービス利用実績を用いた見込み量の算出にあたっては、利用人数の対前年比の平均伸び率を計算し、その値を実績値に掛けて推計しています。

7-2 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

① 相談支援事業

障害のある人の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行っています。また、障害福祉サービス利用の前提としてのサービス等利用計画作成にあたり、利用者のニーズに合わせた計画の作成を行います。

身体・知的・精神・発達障害の相談に総合的に対応する三次市障害者支援センターを中心とした、関係機関とのネットワークを強化し、相談から早期対応へとつなげていきます。

② 相談支援機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士・精神保健福祉士等の専門的な職員を配置し、相談支援機能の強化を図っていきます。

③ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいない等の理由により入居が困難で支援が必要な障害のある人に、入居に必要な調整などに関する支援を行います。また、広島県居住支援協議会による広島県あんしん賃貸支援事業等の活動に取り組み、民間賃貸住宅への入居の円滑化を図ります。

④ 成年後見制度利用支援事業

障害のある人の権利擁護のため、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者及び精神障害者に対して、必要に応じ申立てに要する費用及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

区分		単位	R3	R4	R5
相談支援事業	障害者相談支援事業	事業所数	7	7	7
	相談支援機能強化事業	事業所数	1	1	1
	障害児等相談支援事業	事業所数	6	6	6
	住宅入居等支援(住居サポート)事業	利用件数/年	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業	利用件数/年	3	3	3

(2) 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能等の障害のため、意思の伝達に支援が必要な人に、手話通訳者や要約筆記者(奉仕員)の派遣事業を三次市社会福祉協議会に委託し行っています。

障害のある人のコミュニケーションが円滑に行われるよう、利用促進を図っていきます。

区分		単位	R3	R4	R5
意思疎通支援事業	手話通訳者等派遣事業	利用人数/年	45	45	45
	要約筆記奉仕員等派遣事業	利用人数/年	60	60	60
	手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1

(3) 日常生活用具給付等事業

在宅の障害のある人に、日常生活用具を給付しています。

原則、利用者負担を1割としていますが、本市独自の負担上限月額設定による利用者負担軽減措置を継続し支援に努めます。

区分	単位	R3	R4	R5
介護・訓練等支援用具	給付件数/年	5	5	5
自立生活支援用具		10	10	10
在宅療養等支援用具		15	15	15
情報・意思疎通支援用具		15	15	15
排泄管理支援用具		1,600	1,600	1,600
住宅改修費		3	3	3

(4) 移動支援事業

障害により外出が困難な人に、円滑に外出することができるよう、移動支援を行うヘルパーを派遣しています。

原則、利用者負担を1割としていますが、本市独自の負担上限月額設定による利用者負担軽減措置を継続し支援に努めます。

区分	単位	R3	R4	R5
移動支援事業(個別支援型)	利用時間/年	599	633	684
	利用人数/年	20	21	22

(5) 地域活動支援センター事業

一般企業で就労することが困難な障害のある人等に共同作業の場を設け、通所により、創作活動や生産活動の機会、社会との交流機会を提供しています。

日中活動の場として、障害のある人の地域生活支援の促進を図ります。

区分	単位	R3	R4	R5
日中活動支援型	設置個所数	4	4	4

(6) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民に対して障害に対する理解を深める研修・啓発事業を進めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的に、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行っていきます。

区分	単位	R3	R4	R5
手話奉仕員養成研修事業	養成人数/年	10	10	10

(8) 福祉ホーム事業

低額な料金で居室やその他の設備を利用しながら生活し、社会復帰の促進・自立の促進を図ることを目的としています。隣接市にある施設に入所している人の利用支援を引き続き行っていきます。

区分	単位	R3	R4	R5
福祉ホーム事業	利用人数/月	5	5	5

(9) 生活支援事業

障害児への生活訓練の充実を図るため、長期休暇中の障害児等の見守りや日常的な生活訓練を実施しています。利用者負担がありますが、負担上限月額設定による利用者負担軽減措置を継続し支援に努めます。

区分	単位	R3	R4	R5
障害児生活訓練事業	利用人数/年	25	25	25

(10) 日中一時支援事業

日常生活に介護を必要とする障害のある人を対象に、日中一時的に預かりを行うことで、家族の就労機会や一時的な休息時間の確保を図っています。

原則、利用者負担を1割としていますが、本市独自の負担上限月額設定による利用者負担軽減措置を継続し支援に努めます。

区分	単位	R3	R4	R5
日中一時支援事業	利用人数/月	74	77	80

(11) 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増進や交流、障害者スポーツを普及するために教室等を開催することをはじめ、文字による情報入手が困難な障害のある人のために点訳や朗読により、市の広報を定期的に提供します。また、自動車運転免許の取得や改造・購入にかかる費用の一部を助成する等、障害のある人への支援により、社会参加を促進していきます。

区分		単位	R3	R4	R5
社会参加 促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	参加人数/年	100	100	100
	点字・声の広報等発行事業	利用人数/年	16	16	16
	要約筆記奉仕員養成事業	養成人数/年	5	5	5
	点訳奉仕員養成事業	養成人数/年	10	10	10
	朗読奉仕員養成事業	養成人数/年	20	20	20
	自動車運転免許取得費助成事業	助成件数/年	1	1	1
	自動車改造費助成事業	助成件数/年	3	3	3
	福祉車両購入助成事業	助成件数/年	4	4	4

(12) 訪問入浴サービス事業

障害のある人の入浴の機会を確保し、家族等介護者の負担の軽減を図るため、看護師等の管理のもとで、居宅において浴槽を提供し、入浴介護サービスを提供します。

区分	単位	R3	R4	R5
訪問入浴サービス事業	利用人数/年	1	2	3

第4章 第2期障害児福祉計画

計画の目的

第2期障害児福祉計画は、国の基本指針に準じて、各項目の数値目標、活動指標及びサービス見込み量を設定し、障害児福祉施策の推進を図ることを目的としています。

1 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標

項目	単位	数値等	説明
児童発達支援センターの設置数	事業所	1	市内に1か所設置しています。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	—	体制有	市内1事業所がサービスを提供しています。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	事業所	1	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	事業所	1	
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	—	協議の場有	協議の場の充実に向けた取組を行います。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	—	配置済	4名のコーディネーターを配置し、取組を進めていきます。

目標設定の考え方

国の基本指針による、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス支援事業所、医療的ケア児支援のための協議の場の設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置、また各市町村において保育所等訪問支援を実施することを基本とする目標に準じて設定しています。

目標達成のための方策

成果目標における障害児支援の提供体制について、本市においては、いずれの項目も整備しています。体制を維持するとともに、関係機関と連携した障害児支援体制強化に努めていきます。

2 発達障害児に対する支援

活動指標

項目	単位	R3	R4	R5	説明
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	10	10	10	療育発達支援部会により、ペアレントトレーニング等の取組を進めていきます。
ペアレントメンターの人数	人	1	1	1	広島県と連携したペアレントメンター事業の取組を進めていきます。

3 障害福祉サービス等における見込み量の設定

(1) 障害児支援サービス

(単位: 上段 利用日数/月, 下段 利用人数/月, 障害児相談支援は利用人数/月)

区分	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導, 知識技能の付与, 集団生活への適応訓練, その他必要な支援を行います。	282	294	307
		41	43	45
医療型 児童発達支援	児童発達支援及び必要な治療を行います。	30	30	30
		2	2	2
放課後等 デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練, 社会との交流の促進, その他必要な支援を行います。	1,013	1,103	1,197
		81	85	89
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	5	10	15
		1	2	3
居宅訪問型 児童発達支援	障害児の居宅を訪問し, 日常生活における基本的な動作の指導, 知識技能の付与等の支援を行います。	10	10	10
		3	3	3
障害児相談支援	障害児通所事業を利用する際に, サービス利用計画の作成や支給決定後の見直しなどを行います。	23	26	30

見込み量設定の考え方

国の基本指針に基づき, サービス利用実績, アンケート調査による利用ニーズ, 事業者調査による事業所の動向, 成果目標との連動等の要素を考慮して見込み量を設定しています。

なお, サービス利用実績を用いた見込み量の算出にあたっては, 利用日数, 利用人数それぞれの対前年比の平均伸び率を計算し, その値を実績値に掛けて推計しています。

(2) 障害児保育サービス

(単位: 利用人数/月)

区分	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所への受け入れ	特別な支援を必要とする児童に, 保育士や支援員の配置等の支援を行います。	19	19	19
認定こども園への受け入れ		1	1	1
放課後児童クラブへの受け入れ		39	42	44

見込み量設定の考え方

国の基本指針に基づき, 受け入れ実績, アンケート調査による利用ニーズ等の要素を考慮して見込み量を設定しています。

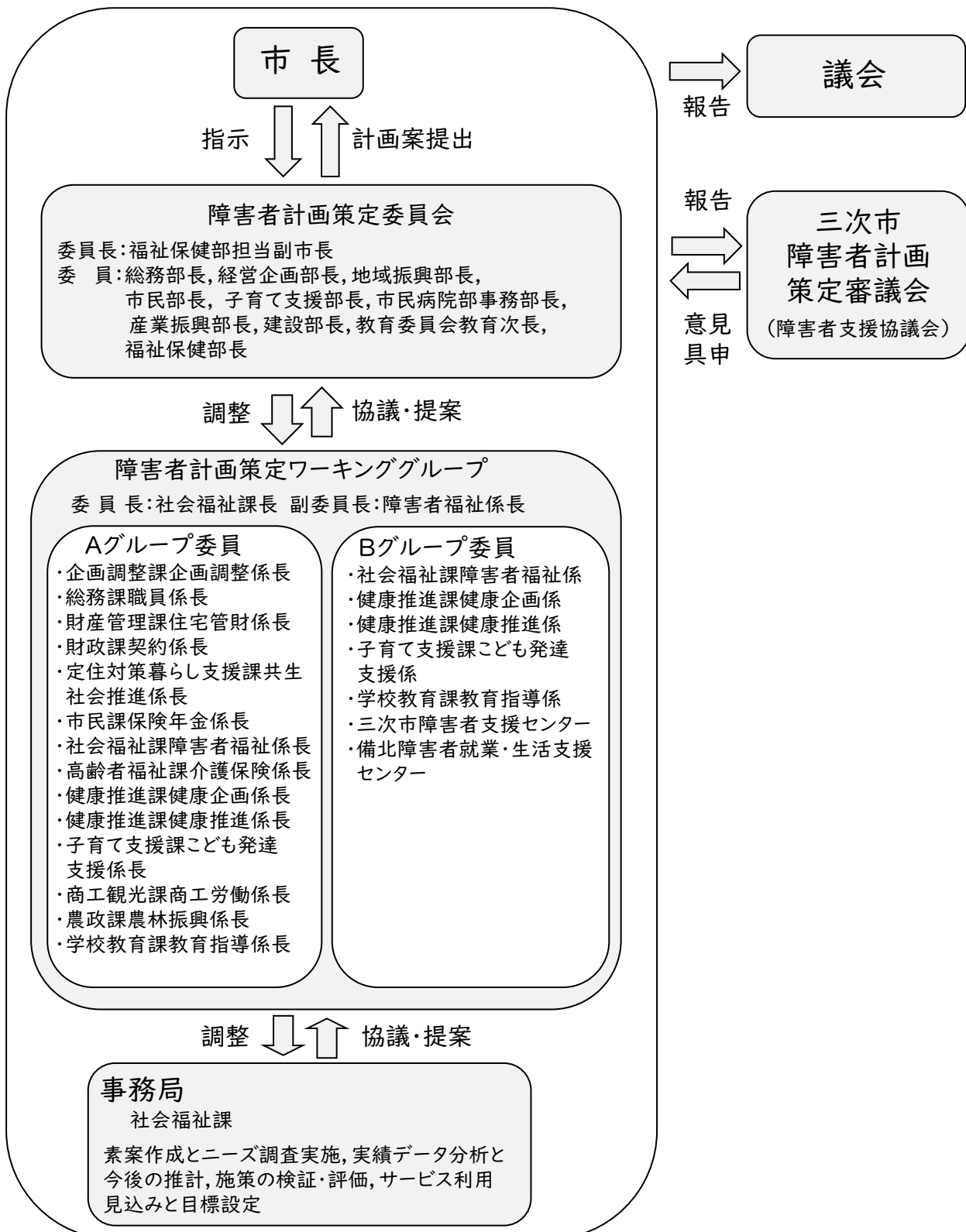
なお, サービス利用実績を用いた見込み量の算出にあたっては, 利用人数の対前年比の平均伸び率を計算し, その値を実績値に掛けて推計しています。

資料編

I 策定経過

開催日等		会議名等	協議内容等	
令和2年	6月	成年後見制度利用支援等に関するアンケート調査		
	7月			
		20日	第1回計画策定委員会	アンケート調査票(案)について
		30日	第1回計画策定審議会	アンケート調査票(案)について
	9月	障害のある人向けアンケート調査 市民向けアンケート調査		
		障害福祉サービス等事業者調査		
	11月	11日	第2回計画策定委員会	アンケート調査の結果について 計画の骨子(案)について
		16日	第2回計画策定審議会	アンケート調査の結果について 計画の骨子(案)について
	12月	11日	第1回計画策定ワーキンググループ会議	「三次市障害者計画」(素案)について
		22日	第3回計画策定委員会	「三次市障害者計画」(素案)について
令和3年	1月	8日	第3回計画策定審議会	「三次市障害者計画」(案)について
	1月～2月		パブリック・コメント	「三次市障害者計画」(案)の意見公募
	2月	8日	第4回計画策定委員会	「三次市障害者計画」(案)について
		15日	第4回計画策定審議会	「三次市障害者計画」(案)について

2 策定体制



3 三次市障害者計画策定審議会設置要綱

平成29年6月19日告示第194号

三次市障害者計画策定審議会設置要綱

(設置)

第1条 市は、障害者福祉計画(障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者のための施策に係る基本的な計画をいう。)、障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画をいう。)及び障害児福祉計画(児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画をいう。)(以下「障害者計画」と総称する。)を策定するに当たり、各関係者の専門的見地からの意見、助言、指導等を得て障害者計画を策定するため、三次市障害者計画策定審議会(以下「策定審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定審議会は、障害者計画の策定に関し必要な提言を行う。

(組織)

第3条 策定審議会は、委員18人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域ケアに関する学識経験者又は有識者
- (2) 障害支援区分認定審査会の代表者
- (3) 保健福祉の関係者
- (4) 就労対策の関係者
- (5) 障害者及びその家族の代表者
- (6) ボランティア団体の代表者
- (7) 関係行政機関の代表者
- (8) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、当該計画を策定するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定審議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定審議会の会議は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 策定審議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年6月19日から施行する。

(最初の会議)

2 この告示の施行の日以後、最初に開催される策定審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

4 三次市障害者計画策定審議会名簿

	氏名	所属	区分
1	有田 雅俊	三次市民生委員児童委員協議会長	保健福祉の関係者
2	佐々木 康史	三次病院長	障害支援区分認定 審査会の代表者
3	武村 精一	社会福祉法人ともえ会子鹿医療療育センター 相談員	地域ケアに関する学識 経験者及び有識者
4	鹿本 武治	社会福祉法人三次市社会福祉協議会 地域福祉課長	保健福祉の関係者
5	青木 伸子	障害支援区分認定審査会委員	保健福祉の関係者
6	寺田 朱美	社会福祉法人あらくさ 理事長	保健福祉の関係者
7	山本 常雄	三次公共職業安定所長	就労対策の関係者
8	梶原 勇人	社会福祉法人備北福祉会 総務部長	保健福祉の関係者
9	大野 英明	広島県立庄原特別支援学校長	保健福祉の関係者
10	添田 龍彦	三次市身体障害者連合会長	障害者及びその家族 の代表者
11	新元 史子	ままっ子クラブ 代表	障害者及びその家族 の代表者
12	麓 知子	ボランティアグループみよし 代表	ボランティア団体の 代表者
13	森末 博雄	備北障害者就業・生活支援センター長	就労対策の関係者
14	梅田 恵志	障害者支援ネットワーク連絡会議 相談支援部会 幹事長 指定特定相談支援事業所ココみよし 管理者	保健福祉の関係者
15	須田 規子	障害者支援ネットワーク連絡会議 地域生活支援部会 幹事長 ヘルパーステーションルンビニ 管理者	保健福祉の関係者
16	歌房 哲也	障害者支援ネットワーク連絡会議 就労支援部会 幹事長 社会福祉法人あらくさ 管理者	保健福祉の関係者
17	水越 ひろ子	障害者支援ネットワーク連絡会議 療育・発達支援部会 幹事長 キッズさぼーと YUI 児童発達支援管理責任者	保健福祉の関係者
18	坂田 千晶	障害者支援ネットワーク連絡会議 差別解消支援部会 幹事長 三次市地域振興部定住対策・暮らし支援課長	関係行政機関の 代表者

5 三次市障害者計画策定委員会設置要綱

平成29年6月19日告示第193号

改正

平成31年3月29日告示第75号

令和2年3月16日告示第32号

令和2年7月16日告示第170号

三次市障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、障害者福祉計画(障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者のための施策に係る基本的な計画をいう。)、障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画をいう。)及び障害児福祉計画(児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画をいう。)(以下「障害者計画」と総称する。)を策定するに当たり、市行政内部の連携を図るため、三次市障害者計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、障害者計画の策定に関して調査審議する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員で組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議等)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に議題に関係する職員等を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(策定ワーキンググループ)

第5条 第2条に規定する事務を効率的に進めるため、策定委員会の下に三次市障害者計画策定ワーキンググループ(以下「策定ワーキンググループ」という。)を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

2 策定ワーキンググループは、リーダーを社会福祉課長、サブリーダーを社会福祉課障害者福祉係長が担う。

3 委員長は、必要があると認めるときは、策定ワーキンググループ以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会及び策定ワーキンググループの庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年6月19日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第75号)

(施行期日)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。(後略)

附 則(令和2年3月16日告示第32号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。(後略)

附 則(令和2年7月16日告示第170号)

この告示は、令和2年7月17日から施行する。

別表第1(第3条関係)

三次市障害者計画策定委員会委員

委員長	福祉保健部担当副市長
委員	総務部長
	経営企画部長
	地域振興部長
	市民部長
	子育て支援部長
	市民病院部事務部長
	産業振興部長
	建設部長
	教育委員会教育次長
	福祉保健部長

別表第2(第5条関係)

三次市障害者計画策定ワーキンググループ

リーダー	社会福祉課長
サブリーダー	社会福祉課障害者福祉係長
Aグループ	企画調整課企画調整係長
	総務課職員係長
	財産管理課住宅管財係長
	財政課契約係長
	定住対策・暮らし支援課共生社会推進係長
	市民課保険年金係長
	社会福祉課障害者福祉係長
	高齢者福祉課介護保険係長
	健康推進課健康企画係長
	健康推進課健康推進係長
	子育て支援課子ども発達支援係長
	商工観光課商工労働係長
	農政課農林振興係長
	学校教育課教育指導係長
Bグループ	社会福祉課障害者福祉係
	健康推進課健康企画係
	健康推進課健康推進係
	子育て支援課子ども発達支援係
	学校教育課教育指導係
	三次市障害者支援センター
	備北障害者就業・生活支援センター

6 用語集

あいさポーター

障害のある人が、困っているときなどに『ちょっとした手助け』を実践する意欲のある人で、あいさポーター研修を修了した人、またはテキスト「障害を知り、共に生きる」を読んだ人（特別な技術の習得は不要）のことをいいます。

あいサポート運動

皆さんに、障害の内容・特性、障害のある人が困っていること、配慮の仕方やちょっとした手助けの方法などを知っていただき、実践していただく運動のことをいいます。

意思疎通支援

障害のある人とない人の意思疎通を支援する様々な手段を、概念的に幅広く解釈できるよう、障害者総合支援法において定義された言葉のことをいいます。

音声コード(SPコード)

印刷物上の切手大の二次元コードで、デジタル化された文字情報がコード内に含まれ、活字文書読み上げ装置に音声コードを読み取らせることで音声を出力することができます。

かけはし

一人でものごとを決めることが不安な人に対し、日々の暮らしに必要な福祉サービスの利用手続きやお金の管理のお手伝いをして、安心して暮らせるよう支援を行う、三次市社会福祉協議会が実施する事業のことをいいます。

学校支援員

通常の学級に在籍し、学習障害(LD)、高機能自閉症等により、生活及び学習上の困難を有する児童生徒に対し、学習活動における指導の援助及び学校生活を送るうえでの援助や、いじめ、不登校、暴力行為、授業妨害など課題のある児童生徒が在籍する学級に対する支援、放課後や長期休業中の学習支援等を行います。

ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことをいいます。自殺対策におけるゲートキーパーは、心理社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人や、自殺の危険を抱えた人に気づき適切にかかわる役割を担います。

こども応援センター

学校教育や青少年指導上の諸問題に関する相談指導業務を行う三次市教育委員会に設置されたセンターで、教育相談員による就学や不登校等に関する相談・指導業務などを行います。

こども発達支援センター

心身の発達に遅れのある児童または、そのおそれのある児童を対象に、相談や指導等行うとともに、保護者も一緒に通園することにより、障害の正しい理解と受容を促し、家庭生活においても適切な療育が行われるよう支援を行う三次市の施設のことをいいます。

サービス等利用計画

障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について、指定特定相談支援事業者が検討・作成する計画のことをいいます。

サポートファイル

障害のある人や支援の必要な人が、生涯にわたり安心して安全な生活を送ること、教育をはじめとした一貫性のある支援を受けられることを願って作成された、健康や育ち、暮らし、特性等を記録するファイルのことをいいます。本人等から支援機関に提示することにより適切なサービス提供や支援に役立てることがができます。

指定相談支援事業所

市の指定を受けた、障害者総合支援法で定められた相談支援事業（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）を実施する事業所のことをいいます。

社会福祉士

「ソーシャルワーカー」と呼ばれる福祉専門職。身体的・精神的障害または環境上の理由で日常生活を営むことに支障がある者に対し、福祉に関する相談、助言、指導その他の援助を行います。

障害児介助指導員

市内小中学校の特別支援学級等において、特に介助を必要とする児童生徒に対して、移動、排泄、食事、衣服の着脱などの身辺自立のための介助や、学習指導に伴う介助、安全確保に関する介助等を行います。

障害者基本法

障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律で、法律の対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義しています。

国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障害者に関わる施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」をめざすことを目的としています。

障害者虐待防止法

障害者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律で、正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。

障害者雇用促進法

障害者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障害者を雇用するように義務づけるなど、障害者の職業の安定を図るために様々な規定を設けています。正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」といいます。

障害者差別解消法

障害者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律で、正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。

障害者総合支援法

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことを目的とした法律で、障害や難病のある人個々のニーズに応じてさまざまな福祉サービスを利用できる仕組みを定めており、正式名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といいます。

心理士

民間資格の臨床心理士、国家資格の公認心理士の資格を持った専門職。心の問題を抱えている人およびその周囲の人に対して、解決できるための相談、助言、援助を行います。

精神保健福祉士

「精神科ソーシャルワーカー（PSW）」と呼ばれる福祉専門職。精神病院等において医療を受けている、または精神障害により施設を利用している人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行います。

成年後見制度

判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理したりして本人の保護を図る制度のことをいいます。

相談支援専門員

一定の実務経験と研修の修了を要件とした福祉職。障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成します。

ソーシャルクラブ

全ての障害のある人を対象とし、グループ活動をとおした社会参加のきっかけづくりや、個々の社会生活力の向上のために開催しています。

高次脳機能障害

交通事故や転倒などにより脳の一部が損傷を受けることで記憶・意思・感情など高度な脳の機能に障害が表れることをいいます。

高齢者等見守り隊事業

日常生活において見守りが必要な高齢者等の居宅を民生委員等の高齢者等見守り隊が訪問し、安否の確認や相談活動を行うことにより、一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう支援することを目的とした事業のことをいいます。

ハートフルサロン

精神障害者やひきこもり、障害者手帳や医療機関受診につながっていない人を対象とし、創作活動を中心として活動しています。

ピアカウンセラー

同じ経験をもつ「仲間」（ピア）として、相談に応じる障害者を、ピアカウンセラーと呼ぶ。話を聞く、またはアドバイスをすることのみではなく、自分の状況を考え、自己決定ができるよう、励ますことを目的に行われるカウンセリングを行います。

備北障害者就業・生活支援センター

障害者の就労支援のために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う施設で、国・県から委託を受けて一般社団法人備北地域生活支援協会が運営しています。

広島県の福祉のまちづくり条例

広島県が制定した、真に豊かな福祉社会の実現をめざし、すべての県民が、自らの意思で自由に行動し社会参加できる、だれもが住みよいまちをみんなであつくりあげるための条例のことをいいます。不特定多数の人が利用する建物、道路、公園などについて、スロープや手すりを設けることなどを定めて、すべての県民が安全で快適に生活できるまちづくりを進めることとされています。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できることを目指した建築(設備)・製品・情報などの設計(デザイン)のことをいいます。

要約筆記

聴覚障害者への意思疎通支援の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいいます。第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などが主な対象となります。

三次市権利擁護ネットワーク

住民、医療、福祉、介護、司法及び公的機関等で構成され、成年後見、虐待防止・対応等の権利擁護を多様な機関が連携して支援に関わることでできる体制のことをいいます。

三次市障害者支援センター

本市における障害者支援の中核機関であり、総合相談支援、専門部会の事務局、社会資源の活用、障害のある人の社会参加支援、障害者団体や家族会への支援等の多岐にわたる役割を担っています。

センターには、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等の専門職を配置しています。

三次市障害者支援協議会

障害者福祉に関する多種多様な問題に対し、障害者、障害者団体、サービス提供事業者、ボランティア団体、医療・保健・福祉・教育・就労関係等の地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行っています。協議会とネットワーク連絡会議から構成されています。

三次市障害者支援ネットワーク連絡会議(専門部会)

三次市障害者支援協議会の下部組織として、「相談支援部会」、「地域生活支援部会」、「就労支援部会」、「療育・発達支援部会」、「差別解消支援部会」の5つの部会があります。各部会における関係機関の代表者により構成され、具体的な取組の検討と実施、情報収集と課題の検討などを進めています。

発行

三次市福祉保健部社会福祉課

郵便番号:728-8501

住所:広島県三次市十日市中二丁目8番1号

電話:0824-65-2051

FAX :0824-62-6285

メール:fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp

